



Tokyo Christian University
2012

Christ and the World

キリストと世界

第22号 2012年3月

東京基督教大学

東京基督教大学紀要

キリストと世界

Christ and the World

第 22 号

東京基督教大学

Tokyo Christian University

2012 年 3 月

March, 2012

キリストと世界

第22号 目次

モラル市民社会へのキリスト者の役割 — 公共福祉学のアプローチ	稲垣久和 1
人の経済（エコノミー）と神の経綸（エコノミー）の相克 共同体思想の変遷と今後の展開.....	石戸 光 20
介護支援専門員に求められる実践能力の研究 I 内容分析による実践能力の概念構造化.....	井上貴詞 29
ヒューマンサービス職のバーンアウト軽減に関する教育内容の研究 介護福祉職員の個人要因と環境要因との関連から.....	中澤秀一 59
クリスチャンユースのラポール形成に関する質的研究.....	岡村直樹 78
大学生のモチベーション, メタ認知, 学習スキル.....	杉谷乃百合 105
「他者をつなぐとりなし手」を育てる 留学生教育における日本語教育の役割.....	柳沢美和子 114
宗教法人解散後の宗教活動.....	櫻井圀郎 125
オリゲネスのローマ書解釈 — オリゲネスの寓喩的解釈との関係をめぐって	伊藤明生 136
[書評] 五十嵐誠一『民主化と市民社会の新地平 — フィリピン政治のダイナミズム』	宮脇聡史 166
要約.....	171

Christ and the World

Vol. 22 CONTENTS

Christian mission for a moral civil society-Public Welfare approach	Hisakazu Inagaki	1
Conflict of Human Economy and Divine Economy: A Critical Review of International Community Building.....	Hikari Ishido	20
Competency Needed for Care Managers-Study I: Conceptual scheme of competency structured by content-analysis	Takashi Inoue	29
Studies about the reduction of the burnout syndrome of employees in human services: With regard to personal reasons of care workers and environmental reasons	Hidekazu Nakazawa	59
Rapport Formation between Japanese Christian Youth and Christian Leaders.....	Naoki Okamura	78
College Students' Motivation, Metacognition, and Study Skills	Noyuri Sugitani	105
Educating "Intercessors for the World": Investigating a Role of Japanese Language Education in International Education in Japan	Miwako Yanagisawa	114
Religious Activities after the Dissolution of the Religious Corporation	Kunio Sakurai	125
Origen's Interpretation of Romans in Relation to his Allegorical Interpretation of the Bible	Akio Ito	136
Book Review	Satoshi Miyawaki	166
Abstracts		171

モラル市民社会へのキリスト者の役割

公共福祉学のアプローチ

稲垣久和

(東京基督教大学特別教授)

1 善き社会の達成

人間が生きること、それも「善く生きること」は哲学の出発点にあった。そのために、今日では道徳、倫理だけでなく、政治、経済、教育、福祉が関わる。これら全体が関わるところに現代人の「幸福な生活」が可能になる。

福祉は広い意味で幸福を作り出すことである。では幸福とは何だろう。幸福など個々人の主観にあることで、取り立てて学問的に話題にすることはないのであろうか。またはその対極にあって、国がGNH（Gross National Happiness）や「幸福指数」のようにして国民に示す政策的数字なのであろうか。

近年、日本で「幸福」がマスメディアで取り上げられることが多くなった。その理由はバブル崩壊（1990年）以後の経済成長率の鈍化と長引く不況、そのあとの金融危機による失業率の増大等による社会不安があろう。ホームレス、ネット・カフェ難民、ワーキング・プア、相対的貧困率の高さ、これらが社会的問題になり、一挙に人々の意識に「一体、人間の幸福とは何か」との問いが出てきたように見える。

本論稿では幸福を主観的、個人的、私的に記述するだけでなく、幸福を公共的な課題とし、幸福な社会、すなわち一国の、そして東アジアの福祉社会を目指す哲学の骨子を提起したい。

その前にキリスト教哲学からの学問論を要約しておきたい。自然科学と社会科学を創造-墮罪-贖罪-終末の宗教的根本動因で表現する。しかし非キリスト教の哲学では存在論自然主義の立場であり、目的因を作用因に置き換えるところに特徴がある。つまり「神を喜び神の栄光を現す」という目的はすべて自然主義的な作用と機能に置き換えられる。自然科学では物理学と生物学、社会科学では心理学と経済学がそのために使われて、あとはそれを土台として組立てている。それでも批判的実在論と複雑系の考え方がこの両者の違いに橋をかけ対話を可能にしている。以下

の記述はそのような視点からすべて成されている。

2 思想史的考察

幸福の思想史をひも解けば、すでにギリシアの倫理学にその考察がある。

たとえば、プラトンを受けつつアリストレスは幸福を論じ、「幸福 (eudaimonia) とは最高善である」(『ニコマコス倫理学』第一巻第七章 1097b-22) という。幸福は個人的なものではなくポリスにおいてこそ意味があった。ギリシアにおける幸福は個人であるよりも共同体、ポリス(都市国家)レベルで達成される。一方でアリストテレスは「もしも、他にも何か神々から与えられた人間への贈り物があるとすれば、幸福もまた神の賜物とするのが当然であろう」(『ニコマコス倫理学』第一巻第九章 1099b11-12) とも言う。

「幸福は神の賜物」とは、伝統的に言えば非キリスト教の哲学や文化でも「神 deity, 仏, 天」といった「超越」との関係が欠かせないということである。ただし長い間、近代人の幸福感はこういった心の幸福よりも、より唯物的なものに傾斜していた。

しかしながら、21世紀の文明の変転期には、枢軸時代の大思想を再解釈していく必要性が出てきている。キリスト教と同時に、東アジアの伝統と対話しつつ儒教の「天と良心」、仏教の「慈悲と四諦(=苦集滅道)」の認識を深めて欲望をコントロールしつつ、他者と地球環境を配慮(ケア)するような「ケアの倫理」の確立に向かいたい。「ケアの倫理」は環境倫理と並んで公共信託論の中心にある。信託理論における受託者(サービス提供者)と受益者(利用者)の間には対等な契約関係ではなく、受託者の「忠実義務」が課せられると考えるべきであり(これは委託者の「天」に対する受託者の「良心」の働きによる)、それを可能にするためには受益者への「ケアの倫理」が要求されるであろう⁽¹⁾。

自由、平等、友愛は民主主義理念のモットーであった。自由と平等、これは「正義の倫理」によって達成される。しかし友愛 fraternity, friendship、これは「ケアの倫理」がなければ達成されない。政治と経済における「正義の倫理」と同時に「ケアの倫理」が自覚されてこそ、自由、平等、友愛に満ちた社会ができよう⁽²⁾。そして「ケアの倫理」こそが、後述するように福祉社会を築いていく倫理にほかなら

(1) 拙著『公共福祉という試み』(中央法規出版、2010年)192頁以下参照。

(2) 同書第2章参照。

ない。

もし、幸福の主観的な面と客観的な面を区別するのであれば、「主観と客観」の二元論といった哲学的な大問題が出てきてしまう。そこで「主体」が世界の意味を見いだす生活世界という現象学的アプローチを取ることにしよう。生活世界において、筆者が世界3と呼ぶ意味世界の中で⁽³⁾、親密圏と公共圏とを区別して、幸福とは第一義的には親密圏での出来事であると考えよう⁽⁴⁾。なぜなら公共圏とは利害を異にする「異質な他者」との共存の場所であるから、「自己」は幸福であったとしても「他者」はそれによって不幸と感ずる場合もあるからだ。したがって公共圏での議論になっていけば、外面的な事柄、つまり金銭的な保障やインフラ整備の中での「最大多数の幸福」しか問題にし得ない。

ギリシア思想と比較して、キリスト教の幸福感とはどのようなものか。ここでは、山上の説教の「幸いなるかな……」の makarios にあるように神と共にある「幸福」である（マタイ福音書第5章）。「神を愛し、隣人を愛する」ところに達成される幸福である。アリストテレスとキリスト教の双方を統合したトマス・アクイナスにおいては、最高善は神と同等である。西洋思想はギリシア思想とキリスト教思想の二つを柱としている。西洋思想における幸福論も、この「エウダイモニア」と「マカリオス」の二つの流れがどう変化していったかを見るべきであろう。キリスト教では明らかに神との関係という意味での人格的個人の内面の重視であるが、同時に教会という人々の交わりの共同体を重視したという意味で個人単位での幸福ではなかった。トマスの最高善としての神観は、教会と都市国家の統合としての中世的な世界観を生み出した。

しかしながら、中世から近代にかけて宗教への信頼は揺らぎ、機械的自然観と主権的国家観という近代的世界観が公共の場で共有された。またデカルト的な個人主義、ホッブズ的な唯物論的アトミズムが台頭してくる。機械的自然観の登場はガリレオ、ニュートンの近代科学の誕生から始まり、次に経済生活に応用されアダム・スミスの経済学、ジェレミー・ベンサム功利主義倫理、カール・マルクスの資本主義批判を生み出した。また宗教改革によって、カトリック的一元主義がゆらぎ、宗教における複数の真理観の登場はトマスの倫理的國家観を弱め、ホッブズ、ル

(3) 意味世界の世界1から世界4までの区別については、拙著『宗教と公共哲学』（東京大学出版会、2004年）50頁以下参照。

(4) 親密圏と公共圏の区別については、拙著『国家・個人・宗教』（講談社現代新書、2007年）140頁以下参照。

ソー的な政治的・法的レベルのみの主権的国家観に移行して教会と国家は分離していく（しかしながらこの分離の度合いの異なる状況が、西洋の北欧型、西欧型、アメリカ型などの福祉の異なる形態を生み出した⁽⁵⁾）。

国家や社会を統御するのは宗教ではなく、権力や市場や科学技術という「力」ないしは「システム」になっていく。20世紀にはこの権力や科学技術の力は、グローバルで強固なシステムとして人々の生活世界を浸食し始めた。いわゆる生活世界の植民地化（ユルゲン・ハーバーマス）が著しく、これを跳ね返すために、20世紀末に人々は自由と平等の民主的世界をボトムアップに市民レベルから模索するようになった。

いまや第二の近代の時代であり、近代的世界観は崩れつつあり、宗教や民族主義の台頭も著しい。そうではあるが、かつての宗教的世界観がそのまま復権しているわけでもない。今日、洋の東西を問わず、グローバルに宗教は多元的な時代である。それでも、多元的な各宗教における独自の救済観は倫理観と切り離すことはできず、公共の場では意味ある倫理と美徳とが要求されている。倫理性を備えていない宗教は自己満足的で市民社会の連帯性にとって非協力的であり危険ですらある。

ヨーロッパでのハンナ・アーレントやユルゲン・ハーバーマスらによる市民的公共性の議論の活発化、北米でのマイケル・サンデルらのリパブリカニズム（コミュニタリアニズム）の「正義論」（善と価値の復権）への関心の高まりの意味がここにある。新自由主義的な競争原理による格差社会の到来は人々に個人主義を通り越して孤立化をもたらした。今後はどう人々がふれ合いつながってネットワーク化していけるかが鍵である。親密圏の再構築、コミュニティーの再生が目指される。

ギリシア的な倫理観では「善と徳」が主たる内容であるが、筆者は今日の環境問題の世代間倫理も含めて「恩恵と責任」こそが幸福を達成する条件であると考え。幸福（エウダイモニア）とは功利主義倫理の言う最大多数の最大幸福（これは金銭的価値に還元される）ではなく、また主観的なエロースの達成でもなく、より多く責任に裏打ちされたフィリア（友愛）的なものであろう。友愛的な連帯がコミュニティーの形成すなわち親密圏から市民的公共圏にかけて達成される。国家（＝公）はそれを補完する福祉装置である。マカリオスは「神を愛し、隣人を愛する」ことによって達成され、そのモラルを受肉させようとする。これも教会形成だけでなく、共通恩恵を通し、小規模のコミュニティーを基礎に地球大に広げられる。総じて小

(5) 拙著『公共福祉という試み』72頁以下。

規模のコミュニティーそしてそこでのモラルの醸成こそが「幸福達成の場」であることが認識されてきている。

今日、幸福達成は単なる金銭の給付（所得保障）からインフラ整備と、それを支え、働く人々の公共的モラルへとシフトしているのである。福祉国家から福祉社会へと移行するときに、幸福の倫理学は「正義の倫理」から「ケアの倫理」へと移行せざるをえない。ケアの倫理は美德（モラル）から「友愛」そしてアガペー（隣人愛）によってこそ支えられる。

現代における「幸福指数」とは「適度な所得」（市場経済と連帯経済）、「自由になる時間の確保」（労働時間の短縮）、「コミュニティの形成」（他者と共につながる場）である。特に、家族、コミュニティという場での幸福達成である。

欧米の場合、福祉思想の伝統はエウダイモニアとマカリオス、ギリシア思想とキリスト教思想の交差の中に認められるにしても、東アジア特に日本の場合はそうではない。近代日本の福祉思想には儒教の果たした役割が大きい。姜克實の近著はこの点で、明治期の社会事業の特徴を、儒教的な官の仕事に対する民間の篤志家としての宗教事業者（仏教・キリスト教）の「愛のわざ」として捉えた興味深い本である⁽⁶⁾。簡単に紹介すると以下のようなものである。

「人間の愛、同情、憐憫など情感から発する慈善・救済の諸活動と行為が、国家によって組織され、政策化され、普遍化されたものが、社会事業と社会福祉だった」⁽⁷⁾という視点を導入する。国家への橋渡しをするのはもちろん「人間」だ。明治期の「政府と民間の間に立つエージェント的人間」を選んで記述している。

エージェントの定義は「国家と宗教、公益と愛の間の橋渡しの役割を果たす人物、あるいは思想であり、人間の愛・同情と、国家的政策ビジョン、社会的責任感の両方の均衡をとれることが必須の条件」ということである⁽⁸⁾。エージェントの人間には二つのタイプが存在する。一つはいわばボトムアップに、宗教の信仰から出発しつつもその枠を越えて、社会思想の根本解決を目指して国家の社会事業の形成に努力した留岡幸助、渡辺海旭、渋沢栄一のような民間社会事業家。もう一つはトップダウンに国益、公益の枠を守りながら、社会政策の制定、社会事業の促進過程において人格意識、愛の情感に目覚め、それを国の政策、法律に活かした後藤新平、窪田静太郎のようなエリート官僚。

(6) 姜克實『近代日本の社会事業思想』（ミネルヴァ書房、2011年）

(7) 同書、p.i.

(8) 同書、249頁

日本の近代社会事業の黎明期に果たした儒教の役割について序章にまとめられている。儒学思想（孔子の論語）をバックボーンに慈善、社会事業に取り組んだ企業家、慈善事業家である洪沢栄一（1840 - 1931）には明らかに公益事業における「治国平天下」の政治意識があった。石井十次（1865 - 1914）の場合は、キリスト教から出発して岡山で独自の孤児救済という大事業を成し遂げたにもかかわらずその宗教思想は「自己の信仰世界に閉じこもり瞑想に終始し、外の社会問題や世界の時勢変化に無関心」という評価が下される。対極にあるのが同じキリスト教信仰から出発した留岡幸助、浄土仏教から出発した渡辺海旭の場合である。留岡（1864 - 1934）は最終的には二宮尊徳の報徳思想を宣伝するようになったことから、天皇制国家による国民統合政策の手先とする批判があるが、国家と宗教、公益と愛の間に立つエージェントとして「彼が日本の初期社会事業の形成に大きな役割を果たしたことは歴史的事実である」と評価がなされる。渡辺海旭（1872 - 1933）の場合は、留学先のドイツで先進国の社会政策思想を学び、帰国してから西洋的社会事業の創設を目指した。

後藤新平（1857 - 1929）の衛生国家思想が当時の福祉事業を導いた。後藤には「生物学的国家有機体説」は「其欲情ニ成ルモノハ社会ナリ。……其道徳心ニ成ルモノハ国家ナリ」⁽⁹⁾ という表現から明らかのように、直接にはオーストリアの国家学者シュタインからの影響がある。後藤を引き継いだ窪田静太郎（1865 - 1946）は留岡との親交の中で児童感化のために1900年に「感化法」の制定に努力した。

さて、筆者は東アジアの今後の福祉論は、以上のような歴史を認識しつつもこれとはかなり異なってくると考える。今日、媒介者としてのエージェントだけでなく同時にモラル市民社会の形成が欠かせないからだ。後藤の時代の知識人には、ドイツ観念論の影響が大であったから、ヘーゲル的な欲望の市民社会の止揚としてのモラル国家論は受容された。しかし、実はこれは戦前の和辻倫理学にも見られたもので、厳しい批判にさらされるであろう。そして、戦後福祉の「措置制度から契約制度への転換」（2000年）以後は、西欧と異なる歴史段階にある「新しい公共」へとつながる公共哲学に基づく市民社会論を展開しなければならない。この場合の市民社会はヘーゲルとは異なり経済社会ではなく「欲望の抑制」によって出てくるモラル社会である。トップダウンな国家主権論ではなくボトムアップな領域主権論や地域主権論が重要になってくると考えている。

(9) 姜 前掲書, 173頁

3 「正義の倫理」と「ケアの倫理」、ポリティカル・エコノミーの復権

公共圏での「正義の倫理」は、現代ではロールズ流のリベラリズムによって代表されていた。これはカント人格論の実践理性の復権である。「格差原理」を認めるという意味では功利主義への批判があるにしても、しかしながら幸福論としてはそれだけでは不十分であり、「理性」のみならず「感性」さらには「霊性」をも考慮した人格的自己性と他者性の相関を考慮した「ケアの倫理」が重要である。「正義の倫理」は法の整備、社会保障の充実という政府による政策すなわち外面的幸福に寄与する。この場合の正義の倫理は権力を後ろ盾にしている、人と人の絆はさして重要ではない。それに比して「ケアの倫理」は美徳、友愛、隣人愛や霊性の重要性を主張し、人間の内面性の幸福を目指し、そのために公共圏というよりもむしろ親密圏および小さなコミュニティを充実させる方向性を志向する。

ケアの倫理が社会哲学として定式化される根拠はなにか。それを見るために先ず倫理学において「ケアの倫理」が導入される経緯を見てみよう。

「ケアの倫理」の原型は親が生んだ自分の子供への世話である。親の赤子へのケアには理屈はいらないであろう。愛情が基本にある親子関係には「ケアの倫理」の原型がある。

一方、フェミニズム運動のジェンダー・フリーが提起した「平等と差異」をめぐる論争は、道徳哲学のレベルにおいて「正義の倫理」とは異なる「ケアの倫理」を生み出した。キャロル・ギリガンは、伝統的に女性の美徳と見なされてきた献身的な「ケア」の倫理に注目し、それが男性の発想である「正義」の倫理と比べて、まったく異なるものであると主張した⁽¹⁰⁾。男性は自己を他人から独立、分離、区別された人格と考え、個々人の間で互いに衝突を避けるために、誰にでも適用される共通のルールによって他人との共存をはかる。こうして、男性の考える道徳は正義である。

それに対して、女性の方は社会の人間関係の中で自己が存在するものであり、他人は自己の可能性を支援してくれるものであると考える。ギリガンのいうケアとは、他人のニーズに応え、他人の状況に則応して行動することである。ケアの倫理は弱さ、壊れやすさを克服したあとの義務、コミットメント、責任、信頼、誠実といった人間関係の特殊な結びつきを基礎とした倫理であるという。

(10) キャロル・ギリガン『もう一つの声—男女の道徳感のちがいと女性のアイデンティティ』岩男寿美子監訳、川島書店、1986年

倫理を発想するスタイルとしては、「正義の倫理」は孤立した抽象的個人の見地に立ち、普遍的原理を結論する。だが「ケアの倫理」は、具体的状況における対人関係を前提として、奉仕と同情に基づいた判断をする。どちらも道徳原理である限り、他人の立場に立つという普遍化可能性を満たさねばならない。正義の倫理が「一般化された他人」ないしは「見知らぬ人」との立場の交換から導かれるのに対し、ケアの倫理は「具体的な他人」ないしは「顔見知りの人」との立場の交換から導かれる。ケアの倫理それ自身は「徳」の倫理であるが、これを基礎にして単に「フェミニズムの戦略」を展開するだけではなく、社会的幸福や福祉そのものの倫理を確立するためには、ケアの倫理からジェンダー的バイアスを払拭し、一般化と理論化を行なうことが必要である。

家族内の愛情からなされるケアは、これまで主として女性が担ってきた。しかし、女性が伝統的に担ってきた、育児、高齢者や障害者の世話・介護などをケア・サービスとして社会化することは、家庭内の無償労働からの解放と、介護・育児などのサービスの社会的提供という二重の機能を担うことになる。その際、女性を家族のケアから解放する倫理と、社会がケアを引き受ける倫理とが対応しなければならない。すなわち、家族に対するケアの観念から、見知らぬ人々に対するケアの観念への普遍化が必要である。こうして初めて、女性に無償労働の負担を強制してきたケアの倫理学は、普遍的な原理として、正義の倫理学と対等な地位につくことができる。

これらの問題を包括的な倫理学として考えるために、筆者は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』の徳論に続いて、第八・九巻に詳述された「愛」（フィリア）についての考察を進めることの必要性を説いた。道徳（義務・禁止）から倫理（他者への愛）へという方向である。それによってフィリア（友愛）による「ケアの倫理」の基礎付けが可能になる⁽¹¹⁾。ただし「愛の諸相」について見て、なおギリシア倫理学に残る存在論的な問題点を克服しつつ現代の課題につなげるとするならば、これはギリガンが、ケアの認識論において「ギリシア的なものから聖書的なものへの転換」⁽¹²⁾と語っていることを倫理的に検証することを意味している。

聖書的なアガペーにはアリストテレスのフィリアと異なり、キリストの贖罪愛が中心にある。そこには自己犠牲の倫理が伴ってくる。そして、キリスト教の果たすべき社会的責任とは、十字架の贖罪愛を通しての恩恵、これが世界の回復に連なる

(11) 拙稿「宗教における公共的諸問題」山脇直司・押村高編『アクセス公共学』所収（日本経済評論社、2010年）

(12) ギリガン前掲書、304頁

common grace(共通恩恵)からくる。アリストテレス的な common good(共通善)

よりも贖罪愛からくる common grace を強調したい。アリストテレス的な「友愛」をさらに上から「引っ張る」アガペーの隣人愛をもって、「よきサマリア人」のたとえ話にあるように、キリスト者は「ケアの倫理を」社会に実践する主体となるべきだ。これは国家というよりも、NPO 等の中間集団で発揮されることによって市民社会の原動力となる。

そして、やはり common grace としての「罪の抑制」が国家の正当性を与える。つまり、国家や行政機構は「上に立つ権威」(ローマ 13:1)としての役割があるのであり、西洋近代国民国家の理念型として「万人の万人に対する戦争」を抑制する装置という国家の主権論(ホブズ)としても生かされた。また隣人愛の強調はもちろんであるが、同時にキリスト教倫理は自己愛も否定しない(ルカ 10:27)。「自分を愛する」(自己愛 = self-interest) ことの是認が社会科学のスタートになったといってもよい。アダム・スミスの市場における自由競争の是認につながっているからだ。しかしスミスはその道徳哲学の中で、同時に隣人を愛する利他心を強調したのであり、これが「友愛」を促すのである。不幸にして近代市民社会は経済発展の中でこの美德を忘れてしまった。確かに自由競争のもたらす「市場の失敗」には「国家の介入」があったがこれは「正義の倫理」であって「ケアの倫理」ではない。

経済、政治、道徳、倫理はどう切り結ばれるべきであろうか。もともと西洋でも経済、政治、道徳、倫理は18世紀ごろまでは一体として考えられていたが(ポリティカル・エコノミー、日本的には経世済民の学)、経済学の成立(アダム・スミス)以降は分離していく。経済学とは「富の生産と分配を扱う科学」のこと(economics は oikonomia から来た言葉)である。したがって分配するための権力作用すなわち「政治」とは不可分の関係にあった。だからポリティカル・エコノミーなのである。現代の経済学は実証的ではあるが、その代償として断片化した没価値的な「科学」としてしか機能していない。

ここで、19世紀のG・フォン・シュモラーに代表されるドイツ歴史学派が問題にし、最近の日本で塩野谷祐一が『経済哲学原理』の中で提起している「アダム・スミス問題」(道徳哲学としての経済学)に着目しよう⁽¹³⁾。経済、政治、そして倫理をも総合的に考えるべきだ、との主張である。「アダム・スミス問題」とは道徳哲学者スミスの中に「共感」(sympathy = 利他心)と「自己利益追求」(self

(13) 塩野谷祐一『経済哲学原理』(東京大学出版会, 2009年)

interest = 利己心) の相矛盾する両方があったという問題提起である (『道徳感情論』1759年, 『国富論』1776年)。しかし, その後の経済学は後者のみを主題とした。だが, 21世紀初頭のグローバル経済の中で, 利己心には市場経済が対応しているが, 筆者の解釈によれば利他心には連帯経済 (協同組合) が対応している, というものである。賀川豊彦の「友愛経済」(協働組合) の問題提起はこれであり, 中間集団を通しての「ケアの倫理」の美徳が発揮されることが期待されている。

4 公共福祉学の確立を

「友愛」と「ケアの倫理」は福祉において最大限に発揮される。筆者が, 従来の社会福祉学に対して, あえて「公共福祉学」を提唱する理由は何か。それは社会の複雑化の中で福祉的な取扱が増え続けていること, それにもかかわらず福祉学は学問的にもさまざまな分野がまとまりもなく断片的に注入されている状況にあるからだ。

学問は内容が学際的であればあるほど哲学的な認識論と存在論が明らかにされなければ, ただの総花式の寄せ集めになってしまう。経済, 政治, 法律, 道徳, 倫理, 宗教まで扱わねばならない今日の福祉学には, ますますその傾向が強くなっている。では今日の福祉学の背景となる哲学とは何か。われわれは公共哲学に基づいた福祉, すなわち公共福祉を提起したい。

社会福祉の定義は「社会福祉とは, すべての国民に健康で文化的な生活を体系的に保障することを目的とする社会保障制度のなかにあって, 直接には, さまざまな生活上の障害 (困難, disabilities) につながるハンディキャップを背負った人びと一児童, 老人, 障害者, 母子家庭・父子家庭など一を対象とし, 生活上の障害を除去ないし軽減して, 人間としての豊かな生活と発達を保障するために行われる組織的・社会的な援助・サービスの体系である」⁽¹⁴⁾。

ここで「生活上の障害 (disabilities)」とは「生活上の困難」であり, 万人にあてはまるので, 今日, 福祉は普遍的な課題になっている。社会保障制度も広い意味では福祉であるが, ここでは狭義の意味で「社会的な援助」としての福祉を考える。

公共福祉は, 一口で言えば, 従来の社会福祉を公共哲学とケアの倫理から再構成するものである。そこで公共福祉学を目的, 対象, 主体, 方法に沿って記述すれば

(14) 拙著『公共福祉という試み』26頁

以下のようになる。

目的＝市民の幸福とそのための活私開公（当事者を援助し制度に媒介する）
 対象＝社会の福祉の事象（援助を必要とする人々）
 主体（担い手）＝当事者と福祉の実践者（公、私、公共）
 方法＝領域主権論とケアの倫理（/ 正義の倫理）

領域主権は国民主権と対になる言葉であり、「主権」だけを問題としても現代の市民社会論では不十分だ、という主張である。また、ケアの倫理は正義の倫理と対になる言葉である。公共福祉において「主体」は特に重要な意味をもつ。「主体の意識が世界の意味を読み取る」⁽¹⁵⁾ というときの「主体」は生活者としての主体であり、この主体が生活上の困難を抱えている。高齢者や身体障害者の場合の「主体」の困難は明らかで、このような人たちへのケアや支援は、かつては家族によって行われたが、現在では「ケアの社会化」がなされる。

福祉の「主体」は当事者と支援する人の両者を含む。主体の「生活世界」が何らかの困難を抱えている場合が福祉の対象である。福祉の対象となる被援助者（当事者）が客体で援助者が主体という意味ではない。したがって、デカルト的な単純な主体－客体の二元論という主体ではなく、援助者も被援助者も同時に主体、つまり相互主体性が福祉の出発点である。単純な主体－客体の二元論を克服して、このような発想を与える哲学は現象学である。現象学は人の生きる生活世界から出発する。

今日の日本に多発する自殺防止のNPO活動は「福祉固有の問題」となる。つまり政策面（社会保障制度、雇用、医療、教育、住宅、環境等々の社会保障制度として大きな組織からの「補完性」の役割）で解決される場合を通過して、福祉固有の問題、すなわち「主体の生活に密着した生活者領域の主権（自律性、自立性＝領域主権）の困難」として出てくる場合を問題としている。一人の人が自殺に赴くときに政策面が働かない場合、たとえば失業率が高い社会で、生活保護も受ける条件を満たしていないなどの場合に福祉固有の問題が出てきて、NPO法人が支援する必要性（ニーズ）がある。

しかも、生活の一局面（たとえば心身上）の困難が勤労や学業や家族・友人関係

(15) 稲垣前掲書、17頁

など個人生活の多局面に恒常的に支障をきたしている事態など、包括的な調整、支援を必要とする場合が福祉的な事象である（basic human needs の困難）。まさに自殺者が立ち直っていくプロセスはこういうものなのだ。

福祉学は生活の多様な諸局面の包括的調整、調和的総合の学問である。一科学（一学問分野）に収まるという性格のものではない。「科学とは全体からある部分（一局面）を取り出し詳しく分析すること」⁽¹⁶⁾ といった「部分と全体」の関係で言うと、福祉学は個別科学ではありえない。生活の包括的・全体的取扱の学問であり、理論的学問であるよりも実践的学問である。また「分析」は科学の役割だが「総合」は哲学の役割という意味で「公共福祉学」は実践哲学ないしは臨床哲学に近い。

そして、現代「社会制度」の根本的な批判的検証から「公共福祉学」がスタートしている。なぜなら、社会制度が生活者領域の主権の「補完」になっているよりも、強固な管理化や抑圧の機会になっている（各種虐待やイジメに現れているように）。

そして「生活が強固な制度に取り込まれる」⁽¹⁴⁾ ことの自覚が、まさに公共哲学の課題である。たとえば21世紀の日本では「生活世界」と「制度世界」のギャップが激しく、これを「私から公への媒介」としてとらえてきた。西欧でもJ・ハーバーマスなどが『公共性の構造転換』『コミュニケーション的行為の理論』などでこの点を指摘してきた。洋の東西を問わず、「制度世界」はシステム化された世界であり「生活世界」を侵食しつつあるのだ。

近代化された世界では、生活の場が科学的な方法、合理的な方法に置き換えられて制度世界となる。制度世界は強固な権力（国家機構）と貨幣（市場機構）、科学技術の力（メディア）によって特徴づけられる⁽¹⁶⁾。このシステム化され管理化された世界の中で人間の自由の領域は縮小し、生活は徐々に疲弊し、生きる意味が失われてくる。そして「私」の生活世界が脅かされているところでは、万人に「生きることの困難」が生じ、福祉的事象への対応が必要だ。

5 倫理的な愛に基づいた市民社会に向けて

21世紀には、国家を権力装置として見るだけでなく、福祉装置として見るべきことを筆者は主張してきた⁽¹⁷⁾。これは20世紀後半に巨大な官僚システムとして機能していた福祉国家を解放して市民的公共性によってさらに相対化したときに出

(16) 稲垣前掲書、13頁

(17) 拙著『宗教と公共哲学』東京大学出版会、2004年、203頁

てくる国家観である。

賀川豊彦の『友愛の政治経済学』（1936年）の主張は一口で言えば「資本主義には友愛がない」というものであった。したがって賀川は友愛の互助組織として協同組合運動を主張した。似たような問いを逆の方向から発しているのが、アンドレ・コント＝スポンヴィルの『資本主義に徳はあるか』である⁽¹⁸⁾。答えはまったく否定的で「資本主義には徳はない」。もっとも、ここでの「資本主義」は「市場主義」に置き換えた方が、意味がはっきりすると思われる。賀川にしろ、コント＝スポンヴィルにしろ、両者ともに「現在の資本主義的市場主義に道徳や倫理が入る余地はない」という点は一致しているのである。ただし、賀川は資本主義に代わる友愛経済（協同組合運動）を提起し、他方のコント＝スポンヴィルは、資本主義と市場の競争主義はそのまま自然法則のように認めている。しかし彼は、「協同」というよりも「個人」の責任を強調して、企業内で個人として道徳的・倫理的責任を果たすことに意味があるという。

コント＝スポンヴィルから見れば、資本主義をやめて協同組合方式にすべての経済を置き換えよ、と主張する賀川は、資本主義と市場主義のもつ「効率」の意味を理解していないと映るであろう。また、たとえ協同組合的なスピリットでできた年金組合、共済組合、信用組合等であっても、その大きな基金を運用して実際は投資によって利益を上げているのだから、結局は、協同組合も市場の競争的システムを利用していると主張するであろう。ただし、「友愛」経済を説く賀川の視点は、究極において倫理的な人間の生存のあり方は、やはり集団としての経済社会にも影響を及ぼすというものである。この賀川の見方は“より注意深い”階層的実在の考察により、正当性をもっていることが分かる。

コント＝スポンヴィルの議論の根拠は、四つの秩序を互いに還元できないものとして区別することから出発する⁽¹⁹⁾。つまり、①経済的秩序、②法-政治的秩序、③道徳の秩序、④倫理的秩序あるいは愛の秩序。

この三番目の道徳の秩序（モラル）は「義務と禁止」で規定されるが、倫理とはコント＝スポンヴィルによれば「愛から行われるいっさいのこと」であり「喜びと悲しみという対立軸によって内的に構造化されている」という。この「愛」の導入は、自らリベラリスト的「無神論者」を標榜するコント＝スポンヴィルという

(18) アンドレ・コント＝スポンヴィル『資本主義に徳はあるか』小須田健・コリーヌ・カンタン訳、紀伊國屋書店、2006年

(19) 『資本主義に徳はあるか』第2章。

思想家の魅力の一つである。なぜ彼は「愛」を最高の秩序に置くのであろうか。にもかかわらず、なぜそれを「個人的」と言い切ってしまうのであろうか。彼の導入している「愛の秩序」とはパスカルからの影響が強い。

市場、法-政治、道徳、愛の四つの秩序ということでコント＝スポンヴィルは互いに還元できない、そして混同があってはならない秩序を導入する。筆者の分類では「主体が読み取る意味としての世界3」の中の秩序である。しかしながらコント＝スポンヴィルによれば、市場、法-政治は集団的、道徳、愛は個人的、ということになる。したがって企業内の人間は組織集団では自己利益の最大化の行動を取るのが当然であり、企業経営者の役割は収益を上げることであり、モラルを発揮することではないという。それでもそのつど企業人といえども個人として「責任」をもって判断することの重要性をいう。モラルに社会的リアリティーはなく、すべてのモラルは個人に還元される。総じて市場主義のリベラル派ではあるが、ただ、社会保障というレベルでは国家の介入を必要と認めてはいる。もっとも、還元不可能性の逆の“インターフェイス”という概念の導入では筆者の創発的解釈学の「類比、回顧、予期」概念と似た考えを提起している⁽²⁰⁾。「類比」とは上の局面が下の局面を「回顧」し、下の意味局面が上の意味局面を「予期」することである。

そうではあるのだが、コント＝スポンヴィルの議論には、大きく分けて二つの誤りがあることを指摘しなければならない。第一の誤りは、市場の普遍性を固定してしまったことである。第二の誤りは複雑系を理論のうちに組み込んでいないことである。

市場が普遍的ではないのは、国家介入を一切認めないリバータリアンの市場原理主義者以外には明らかなことであろう。あたかも“自然の普遍性”から「自然の数学的理念化」と線形近似の法則性を見るように、コント＝スポンヴィルは“市場の普遍性”から「市場の数学的理念化」と経済法則を科学・技術法則のように導入する。これはすでに述べたように、脱生産主義という歴史の段階（つまり高度経済成長の時代から低成長の時代）にいる現時点では成り立たない。

コント＝スポンヴィルの誤りの第一は、自然法則型の経済法則を前提し、「法的-政治的秩序」と「道徳秩序」を経済法則に有機的に関連づけられないことである。「無限の資源」がある場合にはそれですむかもしれないが、「資源の有限性」は今日に誰の目にも明らかだ。

(20) 拙著『知と信の構造』（ヨルダン社、1993年）326頁

以上と関係はするが、彼の第二の誤りは複雑系を理論のうちに組み込んでいないことである。この中には四つの秩序を下から上へと経済、法-政治、道徳、倫理としたにも関わらず、はじめの経済、法-政治の秩序が集団的、あとの道徳、倫理が個人的としていることが入る。これは複雑系を考慮すれば考えられないことだ。個人が寄り集まることによって複雑性が増すのは当然だからだ（実証主義的旧式の社会科学はこれを“科学性”の名のもとに単純化してきた）。したがってあとの道徳、倫理も実は集団的であって正しくは社会道徳、社会倫理と理解すべきなのである。

そもそも道徳（モラル）も倫理も純粹に個人的と考えるのは誤りである。人間の人間たるゆえんである言語活動が、相互主観的な働きであり社会的コードとして新たに創発している階層であることは明らかなことである。そして言語活動を媒介にしてなされる道徳や倫理は、それ以上に社会のコミュニケーション的行為の結果であるからだ。特に先述した「友愛」は倫理的階層のもっとも重要な要素である。

さらにわれわれの主張は意味の階層として、経済的、法的、道徳的、倫理的（愛）の上にさらに世界3、4の双方に属する「信頼」というレベルが創発しているということである。「信頼」はあらゆる知識の根本にあり、人と人との信頼関係を生み出し、世界1、2、3のすべてを上から引っ張り支えている。ルーマンが「信頼は法、組織、言語に還元されることはない」と述べたように、下位の意味の階層に還元できないのである。

こうして、社会道徳（義務と禁止）、社会倫理（愛と信頼）は法的レベルから創発した自発的市民社会の特徴であり、国家の特徴に還元できない。経済社会、政治社会をたえず義務と友愛と市民的信頼によって、上から引っ張っているのである。“引っ張る”とは、実際には、賀川豊彦が友愛経済を主張したときに、経済活動の背後にある「欲求」をセーブすること（これが他者を愛することの裏からの表現であることは明らか）を主張したことと同じであって、科学としての経済学というレベルを主張したわけではない、ということだ。それが市場主義の競争を緩和することは明らかであろう。つまりそこに、「連帯経済」が出現するということである。

連帯経済とは経済的意味の階層と倫理的意味の階層の間に協働ないしは「類比」ないしは「相互浸透」があるということであり、倫理的の局面から経済的の局面への「回顧」ないしは「補完」である。同様に福祉や介護等のケア・サービスは倫理的の局面から経済的の局面への補完がなければ成り立たない分野である。

21世紀は時代的にこういう時代に入っている。もし友愛と市民的信頼の補完が不可能であれば、すべての社会的行為は法-政治のレベルでのパワーゲームと、弱

肉強食の市場主義に解消するしか術がない、ということである。それも一つの選択肢なのかもしれない。

「愛」そして「友愛」は世界の大宗教が必ずや説いていたものである。仏教の「慈悲」も儒教の「仁愛」もそうである。「無神論者」のコント＝スポンヴィルもまたそれを主張する。このとき社会の形態は市場社会、政治社会そして市民社会へと創発の度合いが上がっていることであろう。民主主義の形態も、国家の代表制民主主義に対して、市民社会の参加型民主主義、熟議民主主義が重要になっている。筆者はこのように主張する。

正義の倫理→ケアの倫理→友愛の倫理と階段を登ってきた。そこで、国家は正義なくして成り立たない。しかし友愛はそれを上から「引っ張る」のである。「思慮深さ、勇気、節制そしてこれらを円滑にする正義」、この四徳を掲げたあとに、アリストテレスが述べていた古典的名言を掲げておこう

「人びとがたがいに友愛で結ばれていれば、正義など必要ないが、逆に人びとが正しい者であったとしても、やはり友愛は必要である」（「ニコマコス倫理学」第8巻第1章 1155a 26-27, 邦訳 251 頁）。

6 モラル市民社会の形成とキリスト者の役割

現在のグローバル経済は、かつての時代に比べて富の飛躍的發展を促した。しかし同時に、世界に富める国々と貧しい国々の間で、南北の間で格差をもたらしている。それだけでなく一国の中にも富める層と貧しい層の格差も深刻になりつつある。日本ではバブル崩壊以降（1990年）、新自由主義市場経済を導入し、貧富の格差は大きくなり、2008年秋のリーマン・ショック以降は、派遣切り、路上生活者、ネット・カフェ難民、失業率の増大、ワーキング・プア、新卒者の就職難などが次々と問題になり始めた。これに不景気、少子高齢化による税収の落ち込み、社会保障費の増大等々が輪をかけて、国家財政は逼迫している。2025年には3人に1人が高齢者になり、一層の超高齢化が進行する気配だ。

たとえGDPが高くなくても、福祉の充実したモラルある社会を生み出すことはできないのか。戦後日本は、所得が高くなるのが幸福になる、というイデオロギーに縛られて歩んできた。所得が高くなるためには労働時間がいくら長くなっても耐えてきた。新自由主義市場的な競争社会で国民は疲弊してしまい、その結果、自殺率が高い国になってしまった。他方で、市民社会形成の努力もNPO/NGOなど

の中間集団の活躍でなされてきたとはいえ、まだ十分に実を結んでいない。このときにあたって公共福祉の提唱は何をなそうとしているのか。

キリスト教の果たすべき社会的責任とは、十字架の贖罪愛を通した common grace から来る。アリストテレス的な「友愛」をさらに上から“引っ張る”アガペーの隣人愛をもって、キリスト者は「よきサマリア人」としてのケアの倫理を社会に実践する主体となるべきだ。これはNPO等の中間集団で発揮され市民社会の原動力となる。そして、やはり common grace としての「罪の抑制」が国家の正当性を与える。つまり、国家や行政機構は「上に立つ権威」（ローマ13：1）としての役割があることは、歴史の上で近代国民国家の主権論（ホブズ）でも明らかであったが、いまや主権者は国民であり、国家は福祉装置として機能する時代に入った。また「自分を愛する」（自己愛 = self-interest）ことの是認（ルカ10：28）がアダム・スミスの市場における自由競争の是認につながっている。しかしスミスの道徳哲学は、同時に隣人を愛する利他心に基づく sympathy を強調したのであり、これが「友愛」を促すのである。

賀川豊彦の「友愛の政治経済学」も現代の市場経済のゆがみを是正する。そして彼の行動はキリストの十字架の贖罪愛から来ているのであり、すべての現代の希望もまたここから出てくるのである。

モラル市民社会を形成するスタートは日本国憲法にある。

憲法89条の内容は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」。

この条文は前段と後段に分かれている。特に後段の「慈善」や「博愛」は「福祉の心」になくしてはならないものだ。

前段は日本では“政教分離”条項と言われている。この言い方が実は「リベラリズム」解釈をすでに持ち込んだ言い方なのである（英語の表現では「教会と国家の分離」である）。もちろん、たとえば靖国神社だけを国家施設にするなど論外であり、この条項がこうした動きへの歯止めになっていることは間違いない。国家施設から「宗教上の組織若しくは団体」つまり神社（寺院、教会）は制度として分離されなければならない。しかしながら、日本では繰り返し靖国神社の国営化や公式参拝という問題が出てくるために、次第にこれを「公共の場から宗教的価値を閉め出す」というリベラリズムの流れの中で裁判所も憲法学者も解釈してきた。またキリスト者もこれに追随してきた。なんらこの解釈に疑問をさしはさまなかった。しか

しこの条項は、実際は「宗教上の組織若しくは団体」つまり神社や寺院や教会に公金すなわち税金を投入することを禁じているのであって「公共の場で各人が宗教的な価値に基づいて行動する」ことを妨げるものではない。

したがって、キリスト教宣教という視点からいうと、日本の戦後キリスト者は明らかに一つの大きなジレンマを抱えたのである。つまり先述したように、日本では繰り返し靖国神社の国営化や公式参拝という問題が出てくるために、89条を「公共の場から宗教的価値を閉め出す」というリベラリズムの流れで解釈してきたからだ。もしそうであれば、公共の場での宣教は不可能である。なぜなら宗教は私事（わたくしごと）にとどまるのであり、宗教活動に公共的意味はまったくないからだ⁽²¹⁾。これでは、日本でキリスト教が伸び、社会的に影響を与えられるはずがない。戦後日本のキリスト者には、このような事態を批判的に吟味できる公共哲学がなかった。

歴史的事実としては、前段部分は、戦後すぐにGHQから出た神道指令の影響であり、戦前の神社宗教と国家の癒着についてこれをきびしく分離するという方向であった。しかし、この憲法条文の「又は」以下の後段部分についてはどうであろうか。これまでの解釈で読む限り、「公の支配に属しない慈善や博愛」の「公」とは「お上＝国家」であり、すなわち民間団体の慈善事業・博愛事業に対して公金を使うことができなくなりそうだ。福祉に公金（＝税金）の投入はできない、ということになってしまう。これも自由主義的福祉レジームの戦後アメリカの解釈と重なり合う。もっとも、それ以外の西洋の福祉レジームの発展の歴史から見ると、こういった規定は当たり前のことではない。以下、福祉の基礎構造改革との関係で説明してみよう。

実は、GHQは神道指令以外に、日本の社会福祉制度の基礎となるような多くの社会救済に関する指令（SCAPIN）を出していた。早い時期のものは1945年9月のSCAPIN 53（民生転換可能な軍用物資を内務省に引渡し）などで、軍人優先の官民一体を解体する意図があり、決定的なのは1946年2月のSCAPIN 775（救済福祉計画の再検討指示。国家責任、無差別平等、公私分離）で、国家は国家責任において国民への福祉を優先し、この点において民間（私的機関）に「滅私奉公」を強いるな、などの指令である。GHQからの民主主義の確立、いわば“上からの民主化”という“親心”が働いていた。これはあくまでも“国体護持”に固執するよ

(21) 拙著『靖国神社「解放」論－本当の追悼とはなにか?』光文社、2006年

うな、当時の旧態依然たる日本政府へのGHQからのけん制である。今日の状況とは、むしろ正反対の歴史的事情があった、そのことを理解すべきである。

したがって、GHQからの“公私分離”の強い主張は、当時の民間委託を許容するならば、戦時下イデオロギーの「お国のための犠牲をいとわない」「官民一体」の再来の危険を抑止したという時代状況がある。

日本国憲法公布の当時の第89条後段には、このような歴史的文脈がある。戦後すぐの①国家実施責任 ②公私分離政策 ③「公の支配」に属さない民間社会福祉事業への公金支出禁止、といったGHQ的発想が、半世紀たった今日、まったく異なる歴史的状況にどう再解釈されていくのか、これが一連の「福祉の基礎構造改革」の中で問われていることなのである。

実際、この89条後段の条文があるために、戦後の日本の福祉事業は民間で行う場合でも、「財源」として税金を使う限り、ほとんどが社会福祉法人という「公の支配に属して」行政的監督を受ける組織で実践されてきた。しかも行政監督を規定する法律はすべて「公法」「行政法」になるから、あらゆる面で行政（=お上）の措置的側面を強めてしまった。

戦後日本の福祉における「措置制度」とはこういう経緯を持っている。しかしながら、1990年以降の基礎構造改革の流れの中で「契約制度」に移行しつつある。これは「新しい公共」の出現と並行していて、日本語の「公」が英語のpublicの意味で、つまり「公共」の意味で憲法解釈として変遷しているということである（実際に日本国憲法の英訳では最初から公=publicと訳されてきた）。いやそうでないと今後の福祉改革や地域主権、地域福祉はまったく進まないのである⁽²²⁾。

憲法89条の「public（公共の）支配」とは「お上=国家の支配」ではなく市民の支配すなわち市民主権、地域主権、領域主権の支配のことである。そしてこれら部分的な主権の委託者は、創造者にして唯一の絶対的主権者なる神である。

モラル市民社会の形成にキリスト者の参与が望まれる。

(22) 拙著『公共福祉という試み』中央法規出版、2010年

人の経済（エコノミー）と神の経綸（エコノミー）の相克 共同体思想の変遷と今後の展開

石戸 光

(千葉大学法経学部准教授)

本稿では、国際共同体の「主権」(sovereignty) 概念についてを中心に、筆者の専門である現代経済学を出発点としながらも、歴史の領域、および神学の領域⁽¹⁾にも踏み込みながら、国際共同体の「エコノミー」について考察してみたい。そのような学際的アプローチによってのみ、現代経済社会の問題の所在が確認できると考えるためである。ただし本稿は綿密な文献調査に基づく研究というよりは、筆者なりの視点を概論として紹介し、今後のさらに掘り下げた研究を見据える端緒としての調査報告である。第1項は国際共同体、主権および「エコノミー」という概念につき論及し、第2項では共同体の持つ性質につき考えたい。そして第3項では、国際共同体の現状と今後につき展望し、暫定的かつ簡潔な結語を述べる。

1 国際共同体、主権、そしてエコノミーをめぐって

欧州連合 (EU) や東アジア共同体 (構想段階) などの国をまたいだ国際共同体の構築が盛んな現代地球社会である。昨今のニュースでは、EU によるいわゆる「ギリシア経済危機」⁽²⁾ への対応が盛んに報道されているが、EU という国家を超えた枠組み、すなわち国際共同体のレベルでの意思決定が注目されるに至っている。こ

- (1) 筆者は現在、職業経済研究者としての業務の傍ら、米国 Reformed Theological Seminary の大学院通信課程において、キリスト教神学を中心とした宗教学 (M.A. in Religion) を履修中である。経済問題という一見形而下の問題群が、実は形而上的な事柄 (それは空想でなく厳然たる真理と信じるものである) にこそ起因していると考えられるためである。
- (2) ギリシアの財政赤字が政治的に粉飾されていたことが2009年10月に発覚し、その財政赤字の対GDP規模がEUのメンバー国として容認される水準を大幅に超過していた、という事実を巡っての一連の社会問題を指す。

れはすなわち、ギリシアという「国家主権」から EU という「国際共同体の主権」へと政策立案および実施の主体が移転されていることを示す⁽³⁾。

ここで「エコノミー」(οικονομία) というギリシア語の用語についてであるが、筆者の専攻する経済学 (economics) の語源になった言葉であるのは言うまでもない。ただし原義では、“οἶκος” (オイコス:「家」あるいは「共同体」と “νόμος” (ノモス:「規範」) の組み合わせ、つまり「共同体の規範」を指しており、金銭や消費などの狭義の「経済」を含みながらも意味の範囲は広い。本稿ではこの「エコノミー」という語を「共同体の規範」という意味として広く捉え、それが共同体の求心力として必要不可欠である点を強調して論を展開したい。共同体規範としての「エコノミー」こそが、その共同体の求心力となり、全体としての秩序を形作ることになる。そしてそのエコノミーは、物的な利害という形而下的なものを超えた形而上的な価値観であることが多い。たとえば筆者は 2011 年 6 月現在、研究派遣にてシンガポールに滞在し経済研究を行っているが、シンガポールの建国の父といわれるリー・クアン・ユーは、同氏にインタビューを行った Plate (2010) によると、中国古代に生きた孔子の父権尊重的な道德思想は、中国系シンガポール人の間に暗黙のうちに刷り込まれていて、それが「国家の父」としての為政者を中心としたシンガポールという共同体の統一性と安定性につながっている、という趣旨の言及を行っている。

さて、国際共同体において「主権」を改めて考える理由は、主権国家内での経済社会問題への対処と異なり、意思決定の最終権限が国家でなくなる、という非常に大きな違いのためである。この国際共同体という「超国家的機構」が主権を持つという点こそ、西暦 2001 年よりはじまった第三千年期を特徴づけていくとさえない現象と筆者は考えている。その理由として、「国家主権」を中心とした「国際関係」の歴史の始まりが 1648 年にヨーロッパで締結された「ウエストファリア条約」以降のいわゆる「ウエストファリア体制」(主権国家体制) であったのに対し、この「超国家的」な主権体制は 500 年の時を経てそれを「国際共同体」同士の国際関係 (たとえば EU と NAFTA⁽⁴⁾) との関係など) へと大きく変貌させつつあるためである。

(3) ここで EU 研究の専門家の定説として、「EU はあくまで国家主権をプールの団体に過ぎず、EU のメンバーの国家主権が EU という上位機構へ委譲されたわけではない」というものがある。しかしながら、現実的には通貨発行をはじめとした金融政策や対外的な貿易政策の決定権は EU が保持している。

(4) North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)。ただし NAFTA は現状で

ウェストファリア条約の内容には、周知の通り、ドイツ国内の諸侯の対立の状況をいわば追認し、独立した「国家」として「主権」を認めることが含まれていた。当時のドイツは、ヨーロッパのより広範囲に広がる神聖ローマ帝国の皇帝が統治する帝国の一部であったが、現実的には神聖ローマ帝国は統一国家とは程遠く、皇帝は名目的なものであった。そして帝国内の各地の領主たちが、領有地の拡大を目指して戦争を繰り返していたのであった。そのような領主たちによる実質的な統治の主体を「国家」として「国際的」に認める、ということが「主権国家」体制の始まりといえるのである。ただしこの段階ではまだ「神聖ローマ皇帝」の名が示す通り、キリスト教共同体としての神聖ローマ帝国、という位置づけは名目上は有効であり、従って「主権は主のもの」（イザヤ書9章6-7節⁵⁾というキリスト者の信条はいわゆる世俗の為政者たちにも認識されていたはずである。ちなみにウェストファリア条約には、宗教紛争の決着という側面もあり、同条約によってカトリックとプロテスタントの社会的な同権が認められることになった⁶⁾。そして同条約以降、ヨーロッパ社会はいわゆる近代社会へと移行していき、もはや宗教上の対立を一番の理由として領主同士が争う構図はあまり見られなくなり、むしろ石油の利権などといった形而下の問題、あるいは狭義の経済問題が戦争の争点となっていった。

ウェストファリア体制を巡る上記の議論の通り、主権とは、統治権 (government) を主眼としたものである。たとえば徴税することや国民に兵役の義務を負わせることなどは、国家という共同体を統治することの具体的な方法であり、その統治方法の決定権こそが国家主権ということになる。しかしながら、神聖ローマ帝国という

は物の貿易を自由化するという意味での初歩的な「共同市場」の段階で、国家主権の一部としての輸入関税（物を輸入する際にかけることのできる税金）をメンバーのカナダ、アメリカ、メキシコ間で撤廃しているにすぎない。しかし大航海時代をはじめとした歴史において重要な国家収入の源であった関税の決定権（いわゆる「関税自主権」）は、かつて国家主権の守備範囲ではあったが、NAFTAの協定により国際的に拘束されることになるため、国家からNAFTAという協定への主権の移転とみなすことができよう。

- (5) 「ひとりのみどりごが、私たちのために生まれる。ひとりの男の子が、私たちに与えられる。主権はその肩にあり、その名は「不思議な助言者、力ある神、永遠の父、平和の君」と呼ばれる。その主権は増し加わり、その平和は限りなく、ダビデの王座に着いて、その王国を治め、さばきと正義によってこれを堅く立て、これをささえる。今より、とこしえまで。万軍の主の熱心がこれを成し遂げる」（新改訳聖書第二版）
- (6) これに関連し、同条約によりプロテスタントのカルヴァン派が公認されたことも事実として重要であり、そのことがやがて狭義の経済活動のヨーロッパにおける隆盛につながっていくと言われているのだが、それらの詳細については別の機会に譲りたい。

共同体は、キリスト教共同体としての側面を持っていたはずである。その「区分け」としての「主権国家」の主権は、「主権は主のもの」というキリスト者の信条とどのようにして共存可能となったのであろうか。

この国家主権の起源を論理的に導き出そうとしたのが、16世紀から17世紀に生きたイギリスの政治思想家トマス・ホッブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) であった。ホッブズはその著書『リバイアサン (*Leviathan*⁽⁷⁾)』(1651年に出版)において、概略として「人間は自然状態においては規範がないために万人の万人に対する闘争を繰り返して、悲惨な状態にしかならない。そこで国家という共同体に自らの持つ権利を委譲し、その代わりに国家によって身体の安全を図ってもらう、という人民と国家の社会契約によって国家は権力を持つにいたる」という主張をした。そして社会契約によって国家という共同体に託された人民の権利を保持する主体としての王の正当性を、ホッブズは、父祖アブラハムへの呼びかけとモーセの律法にはじまる、神から与えられた王権の信仰による継承として導き出している。つまり、主キリストにある信仰の共同体が国家共同体においても継続している、と考えているのである。ただしその王権は、そのように神から与えられたもの(つまり神授)である一方、あくまで人民からの信託を受けたものであり、その意味で宗教の権威は共同体の枠内で存続するという認識をホッブズは示している⁽⁸⁾。佐伯(2008)の指摘する通り、国家が持つに至った主権性は、カトリックやプロテスタントなどのキリスト教各派がそれぞれ主張する宗教的権威(主権)を押さえつけるものであり、別言すると、近代の「国家主権」は、キリスト教の教会的権威から、世俗権力が自立するためのものであった。

そしてホッブズ以降、ジョン・ロックおよびジャン＝ジャック・ルソーへといわゆる「社会契約論」は引き継がれ、国家主権の内実は「人民主権」(日本においては、「主権在民」と表現)となっていく。神が存在していることを認めながらも、人間による自律的な共同体運営が可能である、とする「人間中心主義的」な共同体規範(エコノミー)がヨーロッパを中心に形成されていった。さらに時代が下り啓蒙主義の跋扈する18世紀には、人間の持つ理性の完全性が想定されるようになり、アダム・スミスに始まる狭義の近代経済学も、この啓蒙主義思想の一環として展開されてい

(7) *Leviathan* とは旧約聖書のヨブ記において登場する「海中に住む巨大な生き物」で、国家があったかこの生き物のような力強さを持って主権を行使するイメージからこの語が本のタイトルとして使用されている。

(8) この論点を巡る詳しい研究として、梅田(2005)を参照。

った。すなわち、主権の所在を巡る認識変化とともに、神のエコノミーが人のエコノミーへと置き換わっていったのである。

2 共同体はカオスとノモスのせめぎあい

ここで視点を転じ、国際共同体を含めた共同体の即物的な性質について考察してみたい。この考察により、現実の共同体を考える上でなぜエコノミー（共同体規範）を巡る論議が重要かつ現実的な主題であるかが浮き彫りになるのではないかと期待してのことである。

前項で考えた共同体規範（エコノミー）の構築が近代合理主義的な価値観に立つ人によってなされた場合に、その「理想」と「現実」の間には大きな齟齬が生じてくる。そのことの背景には、実は人間とその集まりである共同体につきまとう「カオスとノモスのせめぎあい」が存在しているのではないかと。カオス（χάος）とはギリシア語で「混沌」「無秩序」を意味し、ノモス（νόμος）とは、すでに前出であるが、ギリシア語で「規範」を意味している。そしてせめぎあいとは、文字通りの意味であり、共同体は絶えず秩序化と混沌化の間を揺れ動く存在として捉えることができる⁽⁹⁾。

具体的な事象として、昨今の日本を襲った大地震（東日本大震災）により、原子力発電所という人間のシステムが「想定外」の地震と津波（＝カオス）によって「制御しきれない」状況に陥ってしまったように、人間の共同体に存在する秩序（原子力発電所もその1つ）は、たえず「混沌」からの攻勢にさらされている。そして人間だけの統治によっては、「カオスはつねにノモスをはみ出してしまう」。つまり無秩序化、混沌化の方向性が、秩序化の方向に勝ってしまうのである。これは共同体にとってまさに存続の危機である。

別言すると、共同体は「複雑性」あるいは「非線形性」を有しており、「これまでの状況を単純に（直線的に）伸ばして予想することが不可能」な危機的な状況が

(9) ここでのカオスとノモスの相克に関する記述は、国際基督教大学におけるCOEプロジェクト「平和・安全・共生」研究教育の形成と展開の一環としての村上陽一郎（拠点リーダー）の最終報告書（http://subsite.icu.ac.jp/coe/download/Final%20Report/Chiba_Program_Summary.pdf, 2011年6月28日アクセス）で紹介されている同氏（科学哲学を専攻）の「揺動平衡論」を踏まえている。これは表現的にいささかギリシア哲学的なものであるが、主権者なる神から一般恩恵として与えられる「真理」を指し示す営みではないかと思われる。

国際共同体を絶えず取り巻いている。冒頭で触れたギリシア経済危機がその最近の事例であろう。そのような予測不能な状況は人の共同体において、歴史上繰り返し襲ってきた問題であった⁽¹⁰⁾。だからこそ、社会的な動物である人は、社会すなわち共同体を組織することによって、生命維持を困難にする不測の事態をまさに共同で乗り切ってきたのである。

しかし、近代の合理的で真の主権者なる神を必要としない「自律的」な人間のエコノミーだけでは、共同体にとっての危機、「都合の悪いこと」は共同体の外へ「排出」するしか解決策が残されないことになる。近代合理主義の想定する完全合理的な人間像は、虚像にすぎないからである。19世紀以降に活発化していったヨーロッパによるアジア・アフリカの植民地化の歴史は、つまるところ、「物資や労働力の不足」という「不都合な事柄」を共同体内で予見し防ぐことができず、共同体外部(=アジア・アフリカ)へ排出する(押し付ける)営為であったといえよう。「不都合さ」「こんなはずではなかった」という「的外れ」からくる結果は人間にとって最悪の場合、死である。そしてそれを解消する手立ては、近代的な価値観を持つ人には、与えられていないのである。

キリスト者あるいは真にキリストにある共同体であれば、この「不都合さ」「的外れ」、言い換えると「罪」の問題にどのように対処するのであろうか。神の経綸の究極には、カオスとノモスのせめぎ合いで解決の見えない人間の罪性に対して、神からの救いの恵み、すなわちカリス(ギリシア語で χάρις、「恵み」、英語では grace)が与えられることを祈り求めることができる。真の救いとは違う一般恩恵のレベルであっても、あるいは共同体というレベルであっても、同様に神からのカリスに「頼る」ことによって、不測の事態を乗り越えることがキリスト教共同体の期待してよいことではないか。つまりこれこそが、「神の経綸(Divine Economy)」が形而下の社会において実存的に必要とされる所以である⁽¹¹⁾。人の神との和解、人の人との和解、さらには共同体の共同体との和解は、限られた人間理

(10) たとえば中世ヨーロッパを襲った黒死病(ペスト)の流行によって、当時のヨーロッパ社会の人口の3分の1が死亡したといわれているが、これを予見することはもちろん、治療の手立てを施すことは、不可能であった。当時の人々は咳やくしゃみをする同胞たちに“God bless you”と表現して神の恩寵を願うのみであった。この例に限らず、共同体を無秩序(カオス)の方向へ揺るがす事態は、現代においても枚挙にいとまがない。

(11) 神の経綸(エコノミー)という用語は、主キリストによる人間救済についての手順、という特定された意味合いがあると同時に、「神が人間の営み、すなわち歴史を司り導くその方法」というより広い意味合いもあるようで、本稿においては、双方の意味でこの用語を参照している。

性によってどれだけ考えても、計画できるものではない。カリスを与える主権者によってのみ可能となる。

人の経済（エコノミー）と神の経綸（エコノミー）の「相克」とは、人間が人の経済のみに執着して神の経綸を忘れてしまうこと、けれども再びまた主権者なる神の計画（エコノミー）によって、主権者なる主に抛り頼むことを思い起こされる、という「せめぎ合い」の歴史を現しており、ある意味でイスラエル民族の共同体としての神への信仰のあり方と類似性を持っているように思われる。聖書に示されている神の経綸（エコノミー）が現代社会の共同体を取り巻く法則性をまさに言い当てているのではないか。

ここでEUという現代経済社会の主要な国際共同体は、その生成の当初から人の経済と神の経綸との相克を経験してきた経緯がある。そして現代は、神の経綸から人の経済へと「エコノミー」のあり方をいわば世俗化させてきたように思われる。さらにそのために、EU域内においては、人の経済で解決の着かない状況が創出しているのではないかと考えられる。次項においては、この点について考察していきたい。

3 国際共同体思想の変遷と今後の展開

前項までの議論を受けて、本項では、ヨーロッパという共同体の「エコノミー」観を中心として歴史的な概観を行い、今後を展望したい。ヨーロッパの歴史を古代にまで遡ると、古代ローマ帝国という異教の共同体がキリスト教迫害の時代を展開していたが、4世紀になってコンスタンティヌス帝下にキリスト教という共同体価値観（エコノミー）によって統一されていったことが初代の教会史家 Eusebius の『教会の歴史 (The History of the Church)』に記されている。まさに神の経綸の中でこのローマ帝国のキリスト教化がなされたことを Eusebius は強調しているのである。コンスタンティヌス帝は、キリスト教徒の支持により共同体を安定的に統治しようと、313年ミラノ勅令を発し、キリスト教を初めて公認した。またキリスト教という共同体規範（エコノミー）によりいくつかの戦争に勝利したと信じたコンスタンティヌス帝は、キリスト教により「神の国」を地上に出現させることを、政治的にしかし信仰に導かれて願った。そしてキリスト教の教義統一のための公会議がしばしば開かれ、いわゆるローマ＝カトリック教会が確立されていった。

その後ローマ帝国は、ゲルマン民族の侵入を受け、西ローマ帝国は滅亡するが、

この西ローマ帝国を滅ぼしたゲルマン民族がキリスト教化され神聖ローマ帝国を形成することにより、現代に至るヨーロッパ文明が築かれていった。これ以降の歴史の詳細は割愛するが、国際共同体としてのEUの前提として、キリスト教を中心とした神の国という共同体規範（エコノミー）が確かに存在していたといえる。

さらに時代は下り、現代のEUは、神聖ローマ帝国の復活をめざしたものであると言われる。2009年12月1日に発効したリスボン条約により、EUには「大統領」が誕生している。しかし前項で見たように、ヨーロッパは人間中心主義、啓蒙主義、そして世俗化、さらにはすべての価値観を相対化するポストモダニズムの波にさらされ、神の経綸（エコノミー）への信頼から、人の経済（エコノミー）への自信へと共同体規範が変質していった。リスボン条約には、EU市民にとってより公平な「特定多数決方式」なる民主的意思決定方式への言及はあっても、「神」という言葉はまったく出てこない。しかし、EUという共同体システムにおいて顕著な「連邦制」（国家の対等な連合体という考え方）は実は聖書のイスラエル12部族の連合体からの発想であり、EUの持つ「補完性原理」（意思決定の主体をなるべく当該地方などの下位レベルに任せるべきとする原則）は、個別キリスト教会の各地における自治原則に由来している。神の経綸が人の経済を無限の智慧によって司るのであり、人の経済が自律しているわけではないのである。

現在、ホップズを生んだイギリスにおいては、日曜日ごとの教会での礼拝出席者の人口に占める比率は10%程度と、低下の一途を辿っているという。これはホップズの本稿における位置づけに似せて表現すると、「個人生活に関する人の主権が神の主権を抑制してしまっている」現状といえる。またキリスト教宣教団体のスタッフ募集に際しても、国家の機関から「クリスチャンと未信者で不公平が出ないように、求人条件からクリスチャンであることをはずすように」という勧告も出されるのだという⁽¹²⁾。神の絶対的な主権に由来する聖書の教えは、かつてヨーロッパ諸国の法律の基盤となっていたようであるが、現在のヨーロッパでは重視されていない。本稿の冒頭で触れたギリシア経済危機という共同体にとっての「不都合」は、責任の「押し付け合い」に象徴される人のエコノミーでは整合的に解決することができない。

EUでは現在、「自由」「平等」「友愛」「民主主義」といった価値にしたがって社会が運営されている。そして視点を東アジアに転じると、「東アジア共同体」の構

(12) 筆者が宣教団体OMFに所属していた元宣教師のイギリス人に聴取した内容。

想を EU をモデルにして実現させようという動きが顕著である。国際共同体は「主権」概念と望ましい共同体規範（エコノミー）をめぐり、これから議論が活発化していくに違いない。その際、キリスト者としては、人の経済を丸抱えする神の経綸の実在性を決して忘れてはならないであろう。ポストモダニズムは、並存する価値観を相対化する動きであるが、「相対化されなければならない」という信条を絶対化している意味において自己矛盾を抱えている。共同体規範（エコノミー）とは、絶対的な信念に支えられたものでしかあり得ないのではないだろうか。

【参考文献】

[英文]

Hobbes, Thomas (1651), *Leviathan*.

McGrath, Alistair (2006), *Christian Theology: An Introduction*, 4th Edition, Oxford: Blackwell.

Plate, Tom (2010), *Conversations with Lee Kuan Yew: Citizen Singapore: How to Build a Nation*, Singapore: Marshall Cavendish Editions.

[和文]

梅田百合香『ホップズ政治と宗教：『リヴァイアサン』再考』名古屋大学出版会，2005年

佐伯啓思『日本の愛国心：序説的考察』NTT出版，2008年

坂本進『ヨーロッパ統合とキリスト教：平和と自由の果てしなき道程』新評論，2004年

介護支援専門員に求められる実践能力の研究 I ⁽¹⁾

内容分析による実践能力の概念構造化

井上貴詞

(東京基督教大学助教)

はじめに

介護支援専門員には、2005年の介護保険法改正によって、資格の更新制度が設けられた。実務従事者は、規定の更新研修を受講し、実務に従事していない者は、実務研修と同様の内容の再研修の受講が義務づけられた。また、同法改正時には「地域包括支援センター⁽²⁾」と同センターに必置される「主任介護支援専門員」も創設された。このような体制強化や研修の体系化は、言わずもがな介護支援専門員の能力、力量、実践力を確保するためのものである。

介護支援専門員の力量は、「『倫理』と『知識』『技術・技能』の3つの側面からなる資質」といわれている⁽³⁾。果たしてその能力、力量の中身は何か。それは、どのように評価でき、向上できるのか。国の規定する均一的な集合研修で現場実務に必要な個々の力量はどの程度身につくのか。研修で身につける知識や技術が、現場で求められる実践的能力のどの部分を占めるのか、何が不足するか等についてはあいまいである。

論者は、先に、マクレランドやスペンサーの「コンピテンシー (competency)」という先行研究の概念を用いて、援助実践者の能力、力量、実践力を、介護支援専

(1) 本稿は、ルーテル学院大学大学院修士論文「介護支援専門員のコンピテンシーに関する研究」(2010年)の一部を・修正・追記したものである。また、本研究に継続するインタビュー調査を既に行っているため、本稿を「研究I」とした。

(2) 地域包括支援センターは、介護保険制度を給付予防重視型システムへとシフトし、地域生活の継続性を支える地域包括ケアシステムを進めるための中核的総合的機関として設置された。主任介護支援専門員は、介護支援専門員のサポートも職務とされている。

(3) 「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会最終報告書」財団法人長寿社会開発センター、2006年、27-29頁

専門員の現場の問題現象に照らし合わせた分析を行った⁽⁴⁾。コンピテンシーとは、簡略的には「職務領域の中で求められる能力、力量や実践力」と定義できるものである。本稿は、それらを継続・発展させ、介護支援専門員の実践能力と呼べるものかのような構成要素と構造となっているのかを探求する。

介護支援専門員の養成段階においてもコンピテンシーという概念は登場しないので、いきなり介護支援専門員にアンケートやインタビューを行っても、その構成要素の抽出は困難である。しかし、介護支援専門員の基礎資格であるソーシャルワークや看護、介護の実践や研究の蓄積の中にその構成要素を見出すことは可能と考えた。

そこで本稿では、内容分析の手法を活用して、ソーシャルワークや隣接する保健・医療・福祉、看護・介護さらにビジネスや教育領域においてコンピテンシーもしくはそれに近いと思われる資質、能力、力量、態度等を定義し、活用している文献からデータを収集・整理、カテゴリー化し、分析することとした。その分析結果を示し、コンピテンシーの構成要素の概念化から、介護支援専門員に求められる実践能力をマイクロ・メゾ・マクロ・レベルまで概念整理し、今後の実証的な研究の基礎付けとすることが本稿の研究目的である。

I 介護支援専門員に求められる実践能力

1 ソーシャルワークとの関係およびその視点

ソーシャルワークとケアマネジメントとの関係については、多くの研究者がマイクロからメゾ・マクロまでの複雑な事象に介入するソーシャルワークの方がマイクロ・レベルの実践に焦点をあてるケアマネジメントよりも幅も目的も広く、支援の専門性も深いと指摘している⁽⁵⁾。

(4) 拙稿「福祉人材の育成とコンピテンシー」『キリストと世界』第20号、東京基督教大学、2010年

(5) 根本博司「新介護システムにおけるソーシャルワーク機能の重要性」『老年社会科学』第19巻第2号、日本老年社会科学会、1998年；副田あけみ「ソーシャルワークとケアマネジメント—概念の異同を中心に」『ソーシャルワーク研究』Vol.29 No.3、相川書房、2003年；梅崎薫「ケアマネジメントとソーシャルワーク機能」『ソーシャルワーク研究』Vol.30 No.3、相川書房、2004年；河野高志「ソーシャルワークにおけるケアマネジメント・アプローチの意義：先行研究の分析を通して」『福祉社会研究』7、京都府立大学大学院福祉社会学研究科、2007年、91-105頁

ソーシャルワークの研究者たちは、いずれもケアマネジメントにソーシャルワークの機能や技法を活かすことを強調しているが、特に副田は、以下に示す6点のソーシャルワークの視点と技法を活かすことを強調している⁽⁶⁾。

- ①ソーシャルワークの持つ個別性の尊重、自立性の促進、問題解決能力・技術の発展
- ②利用者と諸環境システムとの相互作用に焦点をあてた生活モデルの視点
- ③ソーシャルワークにおける利用者とのパートナーシップという実践原則
- ④ソーシャルワークにおける人間関係や連携・協働のための技能
- ⑤ソーシャルワークに関連する幅広い社会科学・人文科学の知識の活用
- ⑥利用者個人の文脈から組織運営、政策提言、プログラム開発等のソーシャルワーク

ケアマネジメントにおいて発見されるニーズに対して、ソーシャルワークのこのような視点と技法が介護保険と保険外のサービス、フォーマル・インフォーマルサービスの双方全般において活用されるのであれば、介護支援専門員のコンピテンシーは相当に広がりをもったものになると考えられる。

国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW2000)のソーシャルワークの定義には、「人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する」というソーシャルワーク実践の原理と特徴が述べられている。この定義には、人と環境の相互作用を重視するライフモデル理論の視点が中核にあることを示している。

福富は、介護支援専門員実務研修テキストにおいて、「利用者の生活課題（ニーズ）は個人と環境の交互作用⁽⁷⁾」によって生じると述べている。こうしたニーズの捉え方は、ソーシャルワークのライフモデル理論が影響を与えていると考えられる。

伝統的な「医学モデル（病理モデル）」の援助実践は、生態学的（エコロジカル）アプローチの考え方の導入を経て、ライフモデル・ソーシャルワークへと転換を遂げた。ライフモデル理論構築の中心的な研究者は、ジャーメインやギッターマンである。ギッターマンは有機体が環境との適応バランスをどのように適応するのかという生態的研究の論点を援用したエコロジカルアプローチをヒューマンエコロジー

(6) 副田あけみ「ケアマネジメント」『ソーシャルワークの実践モデル』川島書店、2005年、175頁

(7) 福富昌城「アセスメント・ニーズの把握の方法」『四訂 介護支援専門員テキスト』長寿社会開発センター、2009年、173頁

と呼び、ライフモデル実践に理論的基盤をもたらしたと述べている⁽⁸⁾。

クライアントが直面するニーズは、個人的、人間関係的、環境的領域の交互作用から生じる。ジャーメインは「交互作用とは直線的な因果関係の一形態である相互作用と異なり、『人間：環境』のインターフェイスにおいて、相互的な因果関係をもたらす循環円フィードバック過程である⁽⁹⁾」と説明している。

そして、このライフモデル実践の対象は、ミクロからメゾ・マクロ、すなわちコミュニティや組織、政策レベルまで至り、「地域生活向上のための地域資源を動員すること、政策や制度の応答性を高めるように組織に影響を与えること、地方、州、連邦の法律や規制に政治的影響を与えることなども含まれる⁽¹⁰⁾」という実践の射程距離の広さがある。

介護支援専門員の業務そのものも制度の理念の具現化という観点からすれば、メゾ、マクロ・レベルまで対象となるはずである。主任介護支援専門員にいたってはその実践の対象はミクロからマクロまでであることは、その研修要綱に組織経営管理やコミュニティソーシャルワークまで含まれていることから明らかである⁽¹¹⁾。

ニーズの未充足を調整して補充する場合、介護支援専門員のコンピテンシーは、ミクロ領域に焦点化したサービスの調整で事足りる。しかし、人間関係のトラブルや環境との摩擦、軋轢から生じたニーズに関しては、介護支援専門員のコンピテンシーには、より専門的・組織的な能力を含める必要があり、メゾからマクロまでを実践の対象と考える。もし、そうしないのであれば、小手先のニーズ充足で終始し、問題の解決は袋小路に陥る。

ソーシャルワークの視点と技法をもたないケアマネジメントの場合、介護保険制度のサービスがケアプランにどの程度の数で盛りられているかどうかで介護支援専門員自身の実践の質が評価されるといった誤った認識の温床となる⁽¹²⁾。てんこ盛りの

(8) Turner, F.J. (1996) *Social work treatment : interlocking theoretical approaches*, Simon & Schuster Inc. p. 43. (米本秀仁監訳『ソーシャルワークトリートメントー相互連結理論アプローチ<下>』中央法規出版, 1999年)

(9) ジャーメイン, C. 他著 小島蓉子編訳著『エコロジカルソーシャルワークーカレル, ジャーメイン名論文集』学苑社, 1992年, 187頁

(10) 前掲書(8) 53頁

(11) 厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」2006年

(12) 事実2003年から3年間の居宅介護支援に対する介護報酬は、ケアプランに4種類以上サービスを盛り込むと加算がつくようになっていた。2006年から再びこのような加算設定は消えたが、制度的に「多いサービスがあるプランは良いプラン」という意識を現場の介護支援専門員に多少なり

ケアプランが良いケアマネジメントであると評価されるならば、それは過剰なサービスの投入となり、ケアマネジメントそのものが持つコストマネジメント（制度の理念でいえば効率的なシステムの）機能は発揮できなくなる。また、介護支援専門員自身に対して間違った自己満足を与えてしまう。利用者に対しても、サービスに依存し、自立支援の効果から遠のく。

ソーシャルワークの視点と技法をしっかりと具備した上で、アセスメントと実践の計画がなされ、実践もされているのであれば、ケアプランが単品かどうかで介護支援専門員が自己の実践の値打ちを下げる必要はない。また、個人と環境の交互作用に良循環をもたらすような支援ができていれば、基本的なニーズ充足以外のトラブルを抱えている利用者に対しても効果的な実践をしていることになる。

2 介護支援専門員に求められる能力とコンピテンシー

能力があっても、その職務に有効な実践力として発揮されなければコンピテンシーとはいえない。また、コンピテンシーには、その発揮される能力の根源的特性（価値や自信）も重要であると先行研究は述べている。

対人援助の専門職において、介護支援専門員のコンピテンシーをそのまま論じた文献を見つけることはできなかった。本稿においては、介護支援専門員のコンピテンシーを構成する要素について文献で調査をして、それがコンピテンシーといえるかどうかを検討する。

そこでその考察の検討材料となるように、介護支援専門員が一般的に求められる能力にはどんなものがあるか、現場の介護支援専門員の声を集めた「介護支援専門員自己評価チェックリスト⁽¹³⁾」（以下本文では『チェックリスト』）を掲載しておく（表I 介護支援専門員自己評価チェックリスト 参照）。

とも植え付ける結果にはなったといえる。

(13) 尚、この自己評価チェックリストは、中央法規出版の編集部が介護支援専門員のアンケート調査をもとに『月刊ケアマネジャー』（2002年6月号）に掲載されていた事項を論者が表にし、また制度の改正や現場実践のニーズに合わせて論者が事項を追加・修正し、研修の現場で活用してきたものである。

表I 介護支援専門員自己評価チェックリスト

ケアマネ自己評価チェックリスト	
ポジショニング、マネジメント	自分の能力（の限界）を知っている
	所属する組織の特性、能力を知っている
	それぞれの状況で自分が何をやる人間なのか（役割）を意識できる
	仕事の内容を他者に知ってもらう努力をしている
	必要であれば組織の体制や方針に働きかけサービスを改善できる
	業務の中で優先順位をつけられる
	チームのマネジメントや人材育成、スーパービジョンができる
	自分に不足している能力や知識をもっている人からコンサルテーションを受ける姿勢がある
	高い倫理観やプロ意識がある（守秘義務を含めて）
	コスト意識がある、コスト管理ができる
面接	思いを受けとめ、共感できる
	訴えを傾聴できる
	くつろぎ、安心できる雰囲気がつくれる
	信頼関係を早期に築き、維持できる
	相手に合わせたコミュニケーションがとれる
	各人個別の生活や価値観を理解できる
	利用者が自己主張できる関係をつくれる
	相手が自分の思いや考えを明確にできるようにサポートできる
	適切に選択肢を提示できる
意欲を引き出し、自己決定をサポートできる	
アセスメント	基本情報を確実に収集できる
	相手の希望や価値観を尊重し、強みを引き出したり、発見できる
	アセスメントシートだけに頼らず、必要と判断した固有の情報を聴取ができる
	相手のおかれている状況を ICF の枠組みの観点からトータルに理解できる
	複数の情報をつないで状況を類推できる
	アセスメント過程で行った類推を相手に確認できる、相手と問題状況を共有できる
	利用者の力、家族の力を正当に評価できる
	将来起こりうるであろう事態を予測できる
	他の専門職の見解を入手できる
収集した情報を分析・統合し、置かれている問題状況を的確につかめる	

計画作成、 モニタリング	ポジティブな視点に立ってニーズを捉え、利用者の自立を支援できる計画を立案できる
	正確な社会資源情報を豊富にもっている
	介護者や家族の理解、協力を促したり、家族の支援を視野に入れた計画が作成できる
	予防やリスクマネジメントの視点をもっている
	サービスを適宜調整、修正できる
	サービスの質を評価し、苦情にも適切な対応ができる
	的確に記録できる、簡潔でご利用者にもわかりやすい文章がかける
	介護保険以外の制度や施策に精通し、活用できる
	インフォーマルな支援や資源を計画に導入、活用できる
ネットワーク、 問題対応	一般常識にとらわれすぎず、常に総意工夫をして前向きに援助を展開できる
	幅広い領域に密接な関係を築いている（事業所、医療機関、行政、ボランティア等）
	他機関のよさや問題点を伝えられる
	個別の問題を地域の課題として問題提起できる
	緊急時に活用できるネットワークがある
	虐待、認知症独居等の問題ケースに適切に対処できる
	問題に応じて状況に流されず冷静に敏速に柔軟に対応できる
	プレゼンテーション能力、説得力、交渉力がある
代弁能力がある	
	情報共有、問題解決など目的に応じたカンファレンスを開催できる
	他のケアマネジャーや機関と連携プレーや資質を高め合う関係を作れる

II 介護支援専門員のコンピテンシーに関する概念検討（文献調査）

1 調査概要

(1) 調査対象とサンプリング

〈対象文献〉

介護支援専門員の資格取得の要件なる基礎資格は、21種類もある⁽¹⁴⁾。ヒューマンサ

(14) 省令にある介護支援専門員の21の基礎資格は、以下のとおり。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、技師装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士。この他に社会福祉主事資格等を持つ者の相談員、介護職の実

ービスと総称される幅広い対人援助職のほとんどが含まれている。そこで、こうした介護支援専門員の職能特性から、保健・医療、福祉の幅広い領域の文献から、コンピテンシーの構成要素となるものを抽出することとした。

国立情報学研究所の提供する学術コンテンツポータル CiNii（論文情報ナビゲータ、<http://ci.nii.ac.jp/>）にて「コンピテンシー」「知識」「技術」「専門的態度」「力量」「自律性」「専門性」「人材育成」「能力」「力量」「実践力」「職務遂行力」「卓越性」「資質」と「社会福祉」「ソーシャルワーク」「福祉教育」「医療」「保健」「看護」「介護」「保健」「ケアマネジメント」といった領域毎のキーワードを掛け合わせて検索した。これらのキーワードは、介護支援専門員の主要な基礎資格分野の領域から選定した。さらに、同研究所の Webcat Plus（連携機能でベストの本探し、<http://webcatplus.nii.ac.jp/assoc.cgi>）で「コンピテンシー」をキーワードに本・雑誌を検索し、社会福祉や人材育成に関連する文献をリストアップした。また、その文献や注釈を手がかりに関連文献を収集した。

洋書の文献は、論者が研究員として在籍しているルーテル学院大学大学院の図書館の検索システムを活用して「competency」「competence」をキーワードで検索して15冊リストアップされた文献から、施設ケアを除き、ジェネリックなソーシャルワーク領域の1996年と高齢者ケースマネジメントを扱う2007年の近年の文献をピックアップした。また、国立国会図書館の検索システムで類似するコンピテンシー概念を扱う博士論文を2冊ピックアップした。そのようにして収集した46を対象文献とした。

（2）調査の目的とリサーチクエスチョン

〈調査目的〉

ヒューマンサービス（ビジネスも一部含む）において、コンピテンシー（competency, competence も含む）もしくはそれに類似する専門性、能力、力量、実践力という概念を調査し、介護支援専門員に必要なコンピテンシーの構成要素を探索する。

〈リサーチクエスチョン〉

介護支援専門員に求められる能力や力量、資質等をコンピテンシーという概念で説

務経歴5年（社会福祉主事資格のない者は10年）以上も実務研修受講試験の資格者とされた。

明したとき、コンピテンシーを構成する要素には、マイクロからマクロまでの三層が含まれているか。

(3) 分析目的と分析方法

〈分析目的〉

文献のコンピテンシーの概念や考え方を抽出し、分類し、カテゴリー化し、コンピテンシーの構成要素とみなすかどうかを検討する。

〈分析方法〉

分析の方法は、内容分析を援用する。内容分析とは、コミュニケーションの明示的内容の客観的、体系的および量的記述のための調査技術や客観的かつ体系的に、明示的なメッセージの個々の特徴を明らかにすることにより、いくつかの推論を行う技術といわれており、データをもとに、文節に関して再現可能でかつ妥当な推論を行い、知識や新たな洞察、『事実』に関する表象、行動に対する実践的指針などを提示することを目的とする。時に、テキストの単位を概念的カテゴリーにコード化するという一種の推論作業を認めているが、その結果の妥当性は、他者が適切な証拠を集めて推論が実際正確なものかどうかを判断できる程度に明瞭であることが必要とされている⁽¹⁵⁾。

また、最近の内容分析の文献では、仮説検証型でない分析の場合は、リサーチエスションの定義を使うことが通常になってきているので⁽¹⁶⁾、本稿においては、調査仮説を立てず、リサーチエスションとして探索的な研究とする。

2 分析と結果

(1) 第一次分析とその結果 コンピテンシーを表す概念の領域別の抽出

コンピテンシーもしくはそれに類似・類比・隣接すると思われる概念である知識、技術、専門的態度、力量、自律性、専門性、能力、実践力、卓越性、人材育成

(15) 有馬秋恵『内容分析の方法』ナカニシヤ出版、2007年；Krippendorff, K. (1980) *CONTENT ANALYSIS: An Introduction to Its Methodology* (三上俊治他訳『メッセージ分析の方法「内容分析への招待」』勁草書房、1989年)

(16) Krippendorff, K. (2004) *Second Edition Content Analysis: An Introduction to Its Methodology*, SAGE Publications, pp. 30-31; Royse, D. (2008) *Research Methods in Social Work*, Fifth Edition BROOKS/COLE, pp. 254-258.

といったキーワードを扱っているテキストデータを入力し、その中でも特に活用したいデータを文節単位で抽出し、128のセルデータをつくった。ひとつのセルデータには、8 - 10に区切れる小単位の文節や用語が入っている。内容分析では通常 words や terms 毎からでも分析対象とするとの解説があり⁽¹⁷⁾、その観点では実際の全体のデータ数は一千箇近くに及ぶことになるが、第一次分析ではまず全体的な傾向を探索しておきたいと考え、ある程度文脈的な意味・内容のある大きさの文節単位で整理した。

それぞれの文節単位のデータを「看護」や「心理」、「ソーシャルワーク」等の職務的な10の領域に分類した。さらに、その文節単位の意味・内容の核を現わすものに「意義」や「定義」といったカテゴリー名をつけて24箇に分類した。次に、24のカテゴリーをまとめて、さらに8カテゴリーの上位の概念を作った(表II -1-1 コンピテンシー領域別分類 参照)。

領域別の構成割合においては、ソーシャルワークが56と最も多かった。医療(医師のコンピテンシーを示す文献データ)は1つではあるが、保健・看護と合わせると26となり、ソーシャルワークの次に多くなった。

次に多い構成割合を示した領域は、ケアマネジメントとビジネスであった。ケアマネジメントは、援助方法や能力に関する文節はあるが、職務の包括的な実践能力を示す文節、すなわちコンピテンシーの定義を直接取り扱っている文献は見当たらず、抽出されなかった。

本研究は、統計的な処理をするものではないので、領域やカテゴリーに値を付したのは、あくまで傾向をみることにある。

構成割合の多い定義の6カテゴリーに32のデータ数が入っており、ひとつひとつデータの中にコーディング名を付けた(表II -1-2 定義の6カテゴリーの文節毎のコーディング名 参照)。この32のセルデータの中に、すでに他のカテゴリーの中の構成要素も内在していることが考えられることから、第二次分析では、定義の6項目カテゴリーデータの質的な分析をさらに進めた。さらに、元の文献データも示す(表II -1-3 サンプルング文献表)

(17) 前掲書 Roysse, D(2008), p. 257.

表Ⅱ -1-1 コンピテンシー領域別分類

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	
上位カテゴリー (大分類)		カテゴリー (分類)	医療	保健	看護	介護	教育	ケアマネジ メント	社会福祉	心理	ソーシヤ ルワーク	ビジネス		
活用の 意義	12	意義					3				1		4	
		活用法							1		3		4	
		評価			1			1		1				3
		態度		1										1
援助方法	17	援助概念						3			2		5	
		方法									5		5	
		技術		3							4		7	
構成概念	16	構成概念		1			2		2		3	2	10	
		構成要素					2	1			3		6	
教育可能 な能力	13	教育		1							2		3	
		専門知識		1				2			1		4	
		能力		1				3			2		6	
資質	14	資質			2						8	1	11	
		動機		1	1								1	3
メゾ・レベ ルの専門 性	10	自律性			1			1			3	1	6	
		チームマネ ジメント			1			1	1		1		4	
力量	14	力量		2					1	1	5	2	11	
		影響力			2						1		3	
定義	32	*定義 (6項目)	1	2	4	1	3		4		12	5	32	
		計	1	13	12	1	10	12	9	2	56	12	128	

*定義には「相談援助の専門性」「統合性と学習性」「自立と自己効力感」「熟達実践者の資質」「実践的概念」「成果と効果性」の6項目のカテゴリーが入る。

表Ⅱ -1-2 定義の6 カテゴリーの文節毎のコーディング名

	文献でコンピテンシーの定義を指すと思われる文節	コード	文献 NO
相談援助の専門性	能力を活用して環境に働きかけ、環境との間に適切な関係を作り上げる能力、動機、意欲	環境との関係力	D1
	領域の境界を超える包括概念としての専門性である卓越性 (competence) は、『与えられた役割を完全に果たす能力』	普遍的専門性	yo1
	ソーシャルワーク実践におけるコンピテンシーとは、ソーシャルワーク実践に必要な、知識、技術、判断力をいう	知識・技術・判断力	ma1
	『物事の考え方や業務に対する姿勢、行動特性』等を指し、これらは知識やスキルと同様に後天的に習得可能なもの	態度・姿勢	Sab1
	ソーシャルワークのコンピテンスには、契約・促進・評価と計画・組織・サービス提供・力量の発達が加わる。	ソーシャルワークの特有生	CO2
	卓越性 (competence) とは、ダイナミックな変化の過程を推進したり、管理するために、ヒューマンサービス援助職が身につけておく必要のある技能	援助職の卓越した技能	yo3
統合性と学習性	行動として顕在化し観察可能であるが、個人が内的に保有し学習によって獲得される高い職務遂行能力	学習できる能力	jl
	高業績によって実証された有効な行動パターンを生み出すための統合的な能力	総合的な能力	an1
	個人の特性を組み合わせる有効な行動パターンを生み出す総合的な能力 (行動特性)	有効な一連の行動特性	kka2
	高い成果を生み出すために、行動として安定的に発揮されるべき能力	安定的な能力	Ich1
	一定の職業において知識や技術が能力として具体的に転化される広範な概念	統合的な職業能力	CO1
自立と自己効力感	専門職が自らたてた倫理および道徳規範に従って行動し、自己を統制し、他者からコントロールされたり、権威に従属することのない行動を示す	専門職の自律性	SE1
	新規の課題にもチャレンジしていくモチベーションは、コンピテンシーを獲得する最終段階である包括的自己効力感	包括的自己効力感	SU2
	上司の指示がなくても自分の判断で仕事を進めることができることや手順や方法は自分の判断で変えることができる。	職務の自律性	INO2
	看護職の自律性には、自立的判断能力、認知能力・実践能力 (看護方法を実行する力) が必要である。	自律性の獲得条件	INO1
熟達実践者の資質	核心部分は、思慮深い思考と行為 (反省性)。考えの主体が相手の立場に立つことを要求し、自らの経験に他の側面を関連付け、その技術を進化させ、適合させる	思慮深さと行為	HO1

熟達実践者の資質	特定なサービスの場における個別的なニーズと実践者の知識、判断力、経験、実践の様式及び技能を結びつける交流的概念	社会資源としての実践者	ma2
	産出に至る過程での教育・訓練が、その産出結果自体を対象化し、更新するしくみをどの程度身につけさせたかで測ること	実践家の実践産出過程	yh3
	熟達者に特徴的、根源的に備わっている、行動特性や姿勢であり、様々な状況を超えて、安定的に発揮される	熟達者の力量	So2
	心理面でのストレス耐性などメンタルの強さも含め、成果を上げるまでに発揮された思考や行動を客観的に評価	発揮された思考と行動	YA1
	コンピテンスは、人間の発達に欠かせないものであり、環境との交互作用がある。職務のコンピテンスは、まさに職業的能力に特化したコンピテンス	人間の基礎的力量の発展形	J4
	①領域突破②インフォーマルネットワーク③優れた方法へのこだわり④周囲の動機づけ⑤周囲の能力発揮⑥個人的信頼⑦現場作業能力⑧急激な変化に対応	高業績者の特性	vo4
実践的概念	skillの指す能力と行動の二つの概念側面を区別し、補うためのコンピテンス概念	skillの補足概念	fu1
	効果的に実践をする能力であり、ある一定の基準に基づいて判断された、実践の質的な評価ともつながるもの	実践評価との関連	ma3
	模範的行動を働く人の行動基礎にある価値観、考え方、動機、態度、くせ、気質だけでなく、組織文化、組織戦略との関連も明らかにする。	模範的行動の明確化方法	D3
	それを見ただけでどんなことを指すのか具体的にイメージできること	具体的イメージ	ai2
成果と効果性	技術や知識に加え価値観や特性を含めた全体を反映した行動のうち、成果につながる行動をコンピテンスと考える	統合的行動の成果	Hi1
	利用者・コミュニティ・社会・専門職に対する専門家としての責任を果たす、発揮された能力	責任を果たす能力	SK1
	専門職の知識・技能・態度及び判断を、複雑な一連の行動に用い、効果的に実行できる程度	専門技術の実効性	fu2
	ある基準に対して効果的なあるいは優れた行動を引き起こす個人の中に潜む特性	基準に対する効果	TA1
	それぞれの仕事において高いパフォーマンスに結びつく行動	高パフォーマンス	ai1
	人と環境との相互作用を通じ、継続的、安定的動機のもとで、その能力や資質が具体的な行動として表出され、成果をあげる。	相互作用での成果	YA2

表Ⅱ -1-3 サンプルング文献表

著者名	タイトル	コード
Kieran O'Hagan	<i>Competence in Social Work Practice A Practical Guide for Professionals</i> , 1996	CO1
コンピテンシ - 研究会	『コンピテンシーラーニング—業績向上につながる能力開発の新指標』2002	jl
朝倉久美子	「臨床看護実践におけるコンピテンシー獲得の過程に影響を及ぼす経験」『看護教育研究集録』No.30 (March2005), 230-236	Asal
市川官子・坂本みよ子・北川芳	「主任看護師のコンピテンシー分析—コンピテンシー測定調査票を使用して」『日本看護学会論文集—第36回看護管理』2005	Ich1
梅崎薫	「ケアマネジメントとソーシャルワーク機能」『ソーシャルワーク研究』Vol.30 2004	Ume1
梅谷進康	「居宅介護支援におけるサービス合意形成のための援助方法に関する研究—熟練介護支援専門員に対する質的調査から示唆されたもの」『ケアマネジメント学』7, 73-82, 2008	UT1
小原真知子	「ソーシャルワーク実践の専門性に関する一考察—コンピテンシ概念からの検討—」『社会福祉』38, 68-79, 1997	Oha1
介護支援専門員テキスト作成委員会	『三訂介護支援専門員実務研修テキスト』2006	KJ1
同上	介護支援専門員テキスト作成委員会『五訂介護支援専門員基本テキスト』2009	T1
カレル・ジャーメイ ン	『エコロジカルソーシャルワーク カレルジャーメイ ン名論文集』1992	jl
菊池和則	「多職種チームのコンピテンシー - インディビジュアルコンピテンシーとチームコンピテンシーに関する基本的概念整理 -」『社会福祉学』44 (3), 23-31, 2004	kka1
菊池和則	「協働・連携のためのスキルとしてのチームアプローチ」『ソーシャルワーク研究』Vol.34 No4, 2009	kkb1
小島章悟	「在宅ケアにおけるソーシャルワーク機能の検討 - ジェネラリスト・アプローチによる援助内容の分析」『ソーシャルワーク研究』Vol.21 No4, 1996	ko1
マリオン・ボーゴ・ 高橋重宏	「トロント大学大学院ソーシャルワーク学部におけるCBEの最近の動向の発展—コンピテンシー要素・技能, 評価表を中心に」『社会福祉研究第51号』15-21, 1991	ma1
R o b e r a R . Green Hrrit .CohneCollen .Galambos	<i>Foundations of social work practice in the field of aging a competency-based approach</i> , 2001	FO1

佐光恵子	『介護支援専門員の専門職制に関する研究』女子栄養大学博士論文, 2007	Sa1
副田あけみ	「ソーシャルワークとケアマネジメント-概念の異同を中心に」『ソーシャルワーク研究』Vol.29 No3, 2003	Soe1
塩見和恵	「子育て支援活動における支援者の活動評価に関する調査研究」『児童関連サービス調査研究等事業報告書』, 2006	Si1
米本秀仁	「社会福祉専門教育の課題-教育現場と福祉現場の連携-」『社会福祉研究第69号』65-70, 1997	yo1
塩見美抄・岡本玲子・岩本里織ほか	「事業・社会資源の創出に関する保健師のコンピテンシー尺度開発のための尺度項目精選」『神戸大学保健紀要』第23巻, 2007	So1
杉谷佐久良	「看護師のライフヒストリーから見るコンピテンシーの獲得過程」『看護教育研究集録』No.29 (March2004), 198-204	Su1
福山和女	「ソーシャルワークにおける協働とその技法」『ソーシャルワーク研究』Vol.34, 2009	FK1
関美雪・山田芳子・嶋津多恵子	「埼玉県・さいたま市における保健師人材育成システムの構築～保健師人材育成プログラムの開発に焦点をあてて」『埼玉県立大学紀要2006:8』125-131	Sa1
関美雪・山田芳子・嶋津多恵子	「埼玉県・さいたま市における保健師人材育成システムの構築～保健師人材育成プログラムの活用についての検討」『埼玉県立大学紀要2007:9』41-45	Sab1
全国保育士養成協議会第48回研究大会	『保育士養成におけるキー・コンピテンシー-確かな実践力の育成に向けて-』2009	HO1
平尾智広	『医療の質の確保のためのコアとなる職種横断的資質に関する研究』2004	Hi1
立石和子・吉本圭一	「看護系大学生の職業的な能力(Competence)の自己評価-臨地実習前・後および就職後初期における比較検討-」『九州看護福祉大学紀要』Vol.8, No 1, 69-81, 九州看護福祉大学, 2004	TA1
日本公衆衛生協会	平成18年度地域保健総合推進事業『保健師の2007年問題に関する検討会報告書』	H1
藤田久美・山本佳代子・青木紀男	「社会福祉教育におけるコンピテンシー評価項目の検討」『山口県立大学 社会福祉学部紀要 第14号』山口県立大学, 2008	YA1
小谷野康子	「看護専門職の自立性に影響を及ぼす要因の分析-急性期病院の看護婦を対象にして」『聖路加看護大学紀要』No. 27, 2007. 3	SE1
日本社会福祉士会	『社会福祉実習を担当する方のコンピテンシー養成講座 基礎編』2004	CC1

相原孝夫	『コンピテンシー活用の実際』2002	ai1
アンダーセン	『図解 コンピテンシーマネジメント』2002	an1
久田則夫	『どうすれば福祉のプロになれるかーカベを乗り越え活路を開く仕事術』	Hi1
奥川幸子	『身体知と言語-対人援助技術を鍛える』2007	ok1
福島喜代子	『ソーシャルワーク実践スキルの実証的研究ー精神障害者の生活支援に焦点をあてて』2005	fu1
豊田秀樹・川端一光・渡辺徹ほか	『SEMによる反応歪曲に抗する一対比較型テストモデル』『教育心理学研究』55, 325-334, 2007	TO1
渡辺孝雄	「福祉産業におけるコンピテンシーに基づく人材重視の経営」『第一福祉大学紀要』2, 175-183, 2005	D1
横田恵子	『ワーカーの卓越性を決定する諸要因の研究ーメゾ・レベルソーシャルワーク実践における変化のマネジメントを中心に』2000	yo1
Louise. Johnson& Stephen .Yanca	<i>SOCIAL WORK PRACTICE: A GENERALIST APPROACH</i> , 7th ed, 2001	Lo1
南彩子	『ソーシャルワーク専門職性自己評価』2004	mi1
堀越弘・渡辺三枝子	「成人前期におけるキャリア環境変化対応性への影響要因ー生涯キャリア発達の視点に立って」『経営行動科学第19巻第2号』163-174, 2006.	HO1
井上 真人	「保健福祉専門職の自律性ー健康レクリエーション活動における, 多職種間の連携・協働に向けて」『健康レクリエーション研究論文集/実践報告集』Vol. 5, 63-66, 2006	INO1
北村勝郎	『卓越的技能の育成におけるコーチング統合モデルの研究』東北大学博士論文, 2006	KI1
渡部律子	『高齢者援助における相談面接の理論と実際』1999	wa1
塩村公子	『ソーシャルワーク・スーパービジョンの諸相』2000	SK1

(2) 第二次分析とその結果 コンピテンシーの定義を表す概念の分類

第二次分析では, 新たな概念項目に分けて, 異なる出所の文節データをクロスさせて分析する。すなわち, 概念で括り直して, 新たなカテゴリー項目を出してやることとする。

文献からコンピテンシーの定義を表わすものを抽出して, カテゴリー化した結果, 「相談援助の専門性」「統合性と学習性」「自立と自己効力感」「熟達実践者の資質」「実践的概念」「成果と効果性」の6分類となった。この6分類の項目を, 構成要素毎に抽出してさらにカテゴリー化した。以下において, 6分類毎の分析結果を示す(表IV-24 A~F参照)。

表Ⅱ -2 A 相談援助の専門性

相談援助の専門性については、6コード19項目（terms）が含まれていた。

コード	項目 (terms)	A1 マイクロ～マ クロまでの 能力	A2 動機・ 意欲	A3 概念 特性	A4 援助職の 知識・ 技術
①環境との関係力	a 環境に働きかける能力 b 関係を作る能力, c 動機・意欲	A1①a A1①b	A2①c		
②普遍的専門性	a 超越概念 b 卓越の専門性 c 役割遂行能力	A1②c		A3②a A3②b	
③知識・技術・判断力	a ソーシャルワーク知識 b ソーシャルワーク技術 c 判断力	A1③c			A4③a A4③b
④態度・姿勢	a 物事の考え方 b 業務に対する姿勢 c 後天的に習得するもの		A2④a A2④b	A3④c	
⑤ソーシャルワークの特有性	a ソーシャルワークのコンピテンス b 解決の主体者とする c アセスメントとプランニング d 組織で働くこと e プロフェッショナルとしてのコンピテンスの発達			A3⑤a A3⑤d A3⑤e	A4⑤b A4⑤c
⑥援助職の卓越した技能	a 変化過程の推進や管理 b 援助職が身につける技能				A4⑥a A4⑥b

表Ⅱ -2 B 総合性と学習性

「総合性と学習性」については、次に示す12項目（terms）が含まれていた。

コード	項目 (terms)	B1 可視化で できる総合 的能力	B2 総体とし ての適応 力	B3 パターン 化できる 行動特性	B4 学習と応 用力
①学習できる能力	a 顕在化する能力 b 学習で獲得できる能力 c 職務遂行能力	B1①a B1①c			B4①b
②総合的な能力	a 実証される能力 b 有効な行動パターン c 統合的な能力	B2②c	B2②c	B3②b	

③有効な一連の行動特性	a 特性を組み合わせる能力 b 有効な行動パターンを生み出す能力		B2 ③ a	B3 ③ b	
④安定的な能力	a 高い成果を出す b 常に発揮できる能力	B1 ④ 1a B1 ④ 1b			
⑤総合的な職業能力	a 知識、技術を能力に転化する力 b 具体性があり、広範な概念		B2 ⑤b		B4 ② a

表Ⅱ -2 C 自律と自己効力感

自立と自己効力感については、次に示す 10 項目 (terms) が含まれていた。

コード	項目 (terms)	C1 専門職の判断能力	C2 専門職の自己管理	C3 専門職の技能
①専門職の自律性	a 専門職の倫理と道徳規範 b 自己統制 c 他者に従属しない行動		C2 ① a C2 ①b	C3 ① c
②包括的自己効力感	a 新規課題へ挑戦するモチベーション b 最終段階である包括的自己効力感		C2 ② a C2 ② b	
③職務の自律性	a 自らの判断で仕事を進める。 b 手順や方法は自分で変えられる	C1 ③ b		C3 ③ a
④自律性の獲得条件	a 自律的判断能力 b 認知能力 c 実践能力	C1 ④ a C1 ④ b		C3 ④ c

表Ⅱ -2 D 熟達実践者の資質

熟達実践者の資質については、26 項目 (terms) が含まれていた。

コード	項目 (terms)	D1 思考と行動	D2 自己と環境との相互作用	D3 成熟化へのプロセス	D4 自己と他者への有用感	D5 熟達者の実行能力の特性
①思慮深さと行為	a 思慮深さと行為 b 相手の立場に立つ c 経験知と技術の進化	D1 ① a	D2 ① b	D3 ① c		

②社会資源としての実践者	a 特定なサービスの場 b 個別ニーズと社会資源としての実践者 c 実践様式と技能の交流的概念		D2 ② b	D3 ② c		D5 ② a
③実践家の実践産出過程	a 教育・訓練の過程 b 実践の産出と更新のしくみ c 実践更新の段階程度の測定			D3 ① a D3 ① b D3 ① c		
④熟達者の力量	a 熟達者の根源的行動特性や姿勢 b 状況に寄らず発揮される安定性	D1 ④ a				D5 ④ b
⑤発揮された思考と行動	a 成果につながるストレス耐性 b 成果を上げる思考や行動 c 客観的に評価できる思考と行動	D1 ⑤ b D1 ⑤ c				D5 ⑤ a
⑥人間の基礎的力量的の発展形	a 人間の発達に不可欠なもの b 環境との交互作用 c 効果性の動機 d 実現する実行力		D2 ⑥ b		D4 ⑥ a D4 ⑥ c	D5 ⑥ d
⑦高業績者の特性	a 領域性の突破 b インフォーマルネットワーク c 優れた方法へのこだわり d 周囲の動機づけ e 周囲の能力発揮 f 個人的信頼 g 現場作業能力 h 急激な変化に対応	D1 ⑦ c	D2 ⑦ b D2 ⑦ d		D4 ⑦ f D4 ⑦ e	D5 ⑦ a D5 ⑦ g D5 ⑦ h

表Ⅱ -2 E 実践的概念

実践的概念については、次に示す9項目 (terms) が含まれていた。

コード	項目 (terms)	E1 効果的な行動の基礎力	E2 視覚化できる能力の概念
① Skillの補足概念	a. skillの能力と行動の2側面 b. skill概念を補うコンピテンシー概念	E1 ① b	E2 ① a

②実践評価との関連	a 効果的実践能力 b 一定の基準 c 実践の質的評価と連動	E1 ② a E1 ② c	E2 ② b
③模範的行動の明確化方法	a 模範的行動の明確化 b 行動の基礎としての個人的要素 c 行動の基礎としての組織文化と戦略	E1 ③ b E1 ③ c	E2 ③ a
④具体的イメージ	a 具体的イメージ性		E2 ④ a

表Ⅱ -2 F 成果と効果性

成果と効果性については、次に示す 13 項目 (terms) が含まれていた。

コード	項目 (terms)	F1 専門職の 専門性	F2 成果の産 出概念	F3 顕在化で きる内面 的能力
① 統合的行動の成果	a 知識・技術・価値の統合性 b 成果につながる行動	F1 ① a	F2 ① b	
② 責任を果たす能力	a 利用者・コミュニティ・専門職への責任力 b 専門家の責任応答能力	F1 ② a F1 ② b		
③ 専門技術の実効性	a 専門職の専門性の適用 b 効果的実効性	F1 ③ a	F2 ③ b	
④ 基準に対する効果	a 基準に対する効果性 b すぐれた行動の発生要因 c 個人に潜在する特性		F2 ④ a F2 ④ b	F3 ④ c
⑤ 高パフォーマンス	a 高パフォーマンスに結びつく行動		F2 ⑤ a	
⑥ 相互作用での成果	a 人と環境の相互作用の成果 b 継続的、安定的動機の成果 c 能力や資質が表出された成果		F2 ⑥ a F2 ⑥ b	F3 ⑥ c

第二次分析の結果、文節毎の構成要素には、共通する要素があり、抽出し、クロスさせ、再分類することによって、新たなカテゴリー毎の項目に分類できた。

このように各文献の分節データを新しいカテゴリーで括り直すことにより、A1～4, B1～4, C1～3, D1～5, E 1～2, F1～3の21の分類カテゴリーを見出すことができた。この分類項目からさらに分析を進め、コンピテンシーの構成要素を構築するために、援助実践の対象と方法によりマイクロからメゾ、マクロまでの広がり概念化できるかどうかをさらに、三次分析で検討した。

(3) 第三次分析とその結果 コンピテンシーの定義を表す概念と社会レベル別分類
 第二次分析結果で得られた構成要素の分類項目と各文節とを、ミクロ、メゾ、マクロで分類し、それぞれの構成要素を現わす概念コード名をつけた。さらに、その概念カテゴリーの共通項を見出し、大きく分類・整理するために、概念コードカテゴリー別に括ることのできる要素をまとめて上位概念のカテゴリーを作り、そのコード名もつけた(表Ⅱ-3その1～その3 コンピテンシーの構成要素レベル別分析参照)。

表Ⅱ-3 その1 コンピテンシーの構成要素レベル別分析

レベル	上位カテゴリー	カテゴリー	二次分析の分類項目	コンピテンシーの定義を表す文節
マクロ	包括的概念	概念	概念特性 A3	超越概念 A3 ② a
			効果的な行動の基礎力 E1	skill 概念を補うコンピテンシー概念 E1 ① b
			総体としての適応力 B2	具体性があがり、広範な概念 B2 ⑤ b
	専門性の世代継承	専門性	成熟化へのプロセス D3	実践の産出と更新のしくみ D3 ① b
	環境との交互作用	環境との交互作用	自己と環境との相互作用 D2	環境との交互作用 D2 ⑥ b
			成果の産出概念 F2	人と環境の相互作用の成果 F2 ⑥ a
	社会資源の活用	社会資源	自己と環境との相互作用 D2	個別ニーズと社会資源としての実践者 D2 ② b
ネットワーキング	ネットワーク	自己と環境との相互作用 D2	インフォーマルネットワーク D2 ⑦ b	
	責任	専門職の専門性 F1	利用者・コミュニティ・専門職への責任力 F1 ② a	
メゾ	専門性	専門性	援助職の知識・技術 A4	変化過程の推進や管理 A4 ⑥ b
				ソーシャルワークの技術 A4 ③ b
				アセスメントとプランニング A4 ⑤ c
				解決の主体者とする A4 ⑤ b
			ソーシャルワーク知識 A4 ③ a	
			概念特性 A3	卓越的専門性 A3 ② b
視覚化できる能力の概念 E2	模範的行動の明確化 E2 ③ a			
メゾ	専門性	専門性	専門職の技能 C3	他者に従属しない行動 C3 ① c
			専門職の自己管理 C2	専門職の倫理と道徳規範 C2 ① a
			専門職の専門性 F1	専門職の専門性の適用 F1 ③ a
			ミクロからマクロまでの能力 A1	環境に働きかける能力 A1 ① a

メゾ	専門性	専門性	ミクロからマクロまでの能力 A1	関係を作る能力 A1 ① b
			ミクロからマクロまでの能力 A1	役割遂行能力 A1 ② c
		技能	視覚化できる能力の概念 E2	skill の能力と行動の 2 側面 E 2 ① a
		態度	動機・意欲 A2	業務に対する姿勢 A2 ④ b
メゾ	成熟の過程と力量	熟達	概念特性 A3	プロとしてのコンピテンスの発達 A3 ⑤ e
			学習と応用力 B4	知識, 技術を能力に転化する力 B4 ② a
			成熟化へのプロセス D3	教育・訓練の過程 D 3 ① a
			成熟化へのプロセス D3	経験知と技術の進化 D 3 ① c
		成果	成果の産出概念 F2	高パフォーマンスに結びつく行動 F2 ⑤ a
		技能	成熟化へのプロセス D3	実践様式と技能の交流的概念 D3 ② c

表Ⅱ -3 その2 コンピテンシーの構成要素レベル別分析

レベル	上位カテゴリー	カテゴリー	二次分析の分類項目	コンピテンシーの定義を表す文節
メゾ	発揮される力量	発揮される力量	顕在化できる内面的能力 F3	能力や資質が表出された成果 F3 ⑥ c
		評価性	思考と行動 D1	客観的に評価できる思考と行動 D1 ⑤ c
		発揮される力量	熟達者の実行能力の特性 D5	実現する実行力 D5 ⑥ d
		発揮される力量	成果の産出概念 F2	成果につながる行動 F2 ① b
		発揮される力量	可視化できる総合的能力 B1	高い成果を出す B1 ④ 1 a
		発揮される力量	概念特性 A3	ソーシャルワークのコンピテンス A3 ⑤ a
		評価性	成熟化へのプロセス D3	実践更新の段階程度の測定 D3 ① c
		評価性	成果の産出概念 F2	基準に対する効果性 F 2 ④ a
		成果	成果の産出概念 F2	効果の実効性 F2 ③ b
		成果	成果の産出概念 F2	継続的, 安定的動機の成果 F2 ⑥ b
メゾ	組織力	組織	概念特性 A3	組織で働くこと A3 ⑤ d
		組織	効果的な行動の基礎力 E1	行動の基礎としての組織文化と戦略 E1 ③ c
		組織	効果的な行動の基礎力 E1	実践の質的評価と連動 E1 ② c

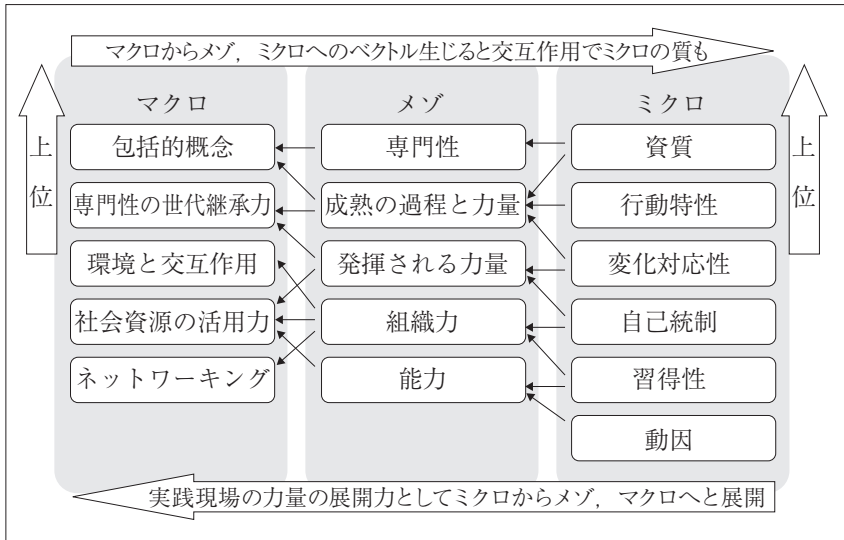
メゾ	組織力	組織	視覚化できる能力の概念 E2	一定の基準 E2 ② b
		組織	熟達者の実行能力の特性 D5	特定なサービスの場 D5 ② a
		組織	成果の産出概念 F2	すぐれた行動の発生要因 F2 ④ b
メゾ	能力	能力	パターン化できる行動特性 B3	有効な行動パターンを生み出す能力 B3 ③ b
		統合と学習性	可視化できる総合的能力 B1	職務遂行能力 B1 ① c
		統合と学習性	可視化できる総合的能力 B2	実証される能力 B2 ② c
		能力	効果的な行動の基礎力 E1	効果的実践能力 E1 ② a
		態度	思考と行動 D1	熟達者の根源的行動特性や姿勢 D1 ④ a
		動因	自己と環境との相互作用 D2	周囲の動機づけ D2 ⑦ d
		態度	自己と環境との相互作用 D2	相手の立場に立つ D2 ① b
		人材育成	自己と他者への有用感 D4	周囲の能力発揮 D4 ⑦ e
		態度	自己と他者への有用感 D4	個人的信頼 D4 ⑦ f
		能力	熟達者の実行能力の特性 D5	現場作業能力 D5 ⑦ g
		能力	専門職の技能 C3	実践能力 C3 ④ c
		責任	専門職の専門性 F1	専門家の責任応答能力 F1 ② b
		能力	専門職の専門性 F1	知識・技術・価値の統合性 F1 ① a
		能力	専門職の判断能力 C1	自律的判断能力 C1 ④ a
		能力	総体としての適応力 B2	統合的な能力 B2 ② c
能力	総体としての適応力 B2	特性を組み合わせる能力 B2 ③ a		

表Ⅱ-3 その3 コンピテンシーの構成要素レベル別分析

レベル	上位カテゴリー	カテゴリー	二次分析の分類項目	コンピテンシーの定義を表す文節
ミクロ	資質	資質	自己と他者への有用感 D4	人間の発達に不可欠なもの D4 ⑥ a
		資質	効果的な行動の基礎力 E1	行動の基礎としての個人的要素 E1 ③ b
		資質	顕在化できる内面的能力 F3	個人に潜在する特性 F3 ④ c
ミクロ	行動特性	パターン	パターン化できる行動特性 B3	有効な行動パターン B3 ② b

ミクロ	変化対応性	安定性	熟達者の実行能力の特性 D5	状況に寄らず発揮される安定性 D5 ④ b
		思考	思考と行動 D1	思慮深さと行為 D1 ① a
		思考	思考と行動 D1	成果を上げる思考や行動 D1 ⑤ b
		思考	思考と行動 D1	優れた方法へのこだわり D1 ⑦ C
		柔軟性	熟達者の実行能力の特性 D5	急激な変化に対応 D5 ⑦ h
ミクロ	自己統制	裁量	専門職の判断能力 C1	手順や方法は自分で変えられる C1 ③ b
		裁量	専門職の技能 C3	自らの判断で仕事を進める。C3 ③ a
		自己管理	専門職の自己管理 C2	自己統制 C2 ① b
		能力	熟達者の実行能力の特性 D5	成果につながるストレス耐性 D5 ⑤ a
		能力	ミクロからマクロまでの能力 A1	判断力 A1 ③ c
		能力	可視化できる総合的能力 B1	顕在化する能力 B1 ① a
		能力	可視化できる総合的能力 B1	常に発揮できる能力 B1 ④ 1b
ミクロ	習得性	習得性	概念特性 A3	後天的に習得するもの A3 ④ c
		習得性	学習と応用力 B 4	学習で獲得できる能力 B 4 ① b
ミクロ	動因	動因	専門職の自己管理 C2	挑戦するモチベーション C2 ② a
		動因	自己と他者への有用感 D4	効果性の動機 D4 ⑥ c
		動因	熟達者の実行能力の特性 D5	領域性の突破 D5 ⑦ a
		動因	動機・意欲 A2	動機・意欲 A2 ① c
		動因	動機・意欲 A2	物事の考え方 A2 ④ a
		イメージする力	視覚化できる能力の概念 E2	具体的イメージ性 E2 ④ a
		自信	専門職の自己管理 C2	包括的自己効力感 C2 ② b

さらに、上位概念コード名をミクロからマクロまでを横の列に整理し、コンピテンシーの要素の構造の重み（規模）ごとに上下に並べ、図式化したものが次に示すコンピテンシーのレベル別概念構成図である。



図II -1 コンピテンシーのレベル別概念構成図

三次分析において、コンピテンシーの要素がミクロ・メゾ・マクロのレベル別に区分ができた。また、それぞれのレベル毎の領域において上下の概念構造となった。上の方向に積み上がる程、重みのある方向性のベクトルを位置づけた。

それぞれのレベルには、他のレベルの要素との関連性、共通性があり、独立しつつも相互補完的であり、相互作用があることが示唆された。

そして、ミクロからメゾ、マクロへ展開することで個人のコンピテンシーが環境との交互作用により、集団性や専門職性を高め、より広範な社会的影響力のある概念へと発達していく傾向があることが理解できた。

さらに、マクロ・レベルで起こることは、メゾ・レベルやミクロ・レベルでの変化を促したり、影響性のベクトルを生じさせる。ミクロ→メゾ→マクロ、マクロ→メゾ→ミクロと相互の影響が循環的な交互作用を起こす流れを生じさせていると考える。

それは、利用者のニーズが、心身の不調という個人的要因と家族関係や生活環境との相互作用において変化し、その変化に合わせて介護支援専門員の対応も異なった支援の展開力や能力が求められるからである。ごみ屋敷のような環境で外界との接触を拒否する事例や業者から組織的な消費者犯罪を度々受けるような事例に、そ

における介護支援専門員の実践展開力、すなわちコンピテンシーも並行して変化するのであろう。

ライフモデル理論が示すようにマイクロからメゾ、マクロへの展開と循環の中で利用者ニーズが複雑かつ多面的であればあるほど、マイクロ、メゾ、マクロのそれぞれのレベルからの援助者の実践展開力が求められる。

マイクロのレベルにおける「動因」とは、挑戦するモチベーション、効果性の動機、領域を突破する熟達者の実行能力、課題や問題との取り組みが可能であるとイメージする力（表象能力）、未知の世界へ着手しようとする包括的自己効力感の5項目からなる。動因に動機づけられる「習得性」は、研修や自己啓発等によって学習し、体得できるコンピテンシーの要素である。

「自己統制」とは、習得性がマイクロ・レベルで昇華した能力であり、専門職の判断能力や技能・自己管理、熟達者の能力、可視化できる統合的能力の5項目からなる。自己統制や習得性はメゾ・レベルにおける目的や使命の点で共通性を持ち、凝集されることにより「組織力」へと結実する。

「変化対応性」は、状況によらず発揮される安定性や思慮深さ、成果をあげる行動、急激な変化に対応できる柔軟性の4項目からなる。変化対応性は、マイクロ・レベルにおいて有効な行動パターンを身につけた「行動特性」へと昇華する。メゾ・レベルにおいては自己統制と結びつき、「発揮される力量」となる。

「資質」は、自己と他者への有用感や効果的な行動の基礎力、顕在化できる内面的能力の3つからなり、動因から行動特性までが積み上がったマイクロ・レベルでの最上位の能力であるとした。

「成熟の過程と力量」は、プロフェッショナルとしてのコンピテンシーの発達、知識や技術を能力に転化する力、高パフォーマンスに結びつく行動、実践様式と技能の交流的概念、教育・訓練の過程、経験知と技術の進化の6項目からなる。

「専門性」は、援助職の知識・技術、卓越性、模範的行動の明確化、専門職の技能、自己管理、専門性の6項目からなる。

マクロ・レベルにおいては「ネットワーク」は、能力や組織力を下支えにして利用者・コミュニティへの責任力、インフォーマルネットワークの2項目からなる。「社会資源の活用力」は、自己と環境との相互作用からなり、間接的にはメゾ・レベルの発揮される力量や組織力、能力がマクロ・レベルで集積・昇華したものである。

「環境との交互作用」は、自己と環境との相互作用、人と環境の相互作用の成果

の2項目からなるマクロ・レベルの概念である。「専門性の世代継承力」は、成熟化へのプロセスからなる。メゾ・レベルの専門性、成熟の過程と力量、発揮される力量、組織力とが専門職としての力量としてマクロに展開した概念でもある。

「包括的概念」は、これまで論じたマイクロからマクロまでの概念の構造の最上位に位置するもので、すべてのコンピテンシーの要素を含んでいる。三次分析の結果で、介護支援専門員に求められる能力や力量、資質等をコンピテンシーという概念で説明したとき、コンピテンシーを構成する要素には、マイクロからマクロまでの三層が含まれているかという本研究のリサーチクエスションに応答する傾向を確認することができた。

Ⅲ 考察

1 介護支援専門員に求められるコンピテンシーの概念構築

リサーチクエスションに対する内容分析の結果から、本紀要第20号での拙稿で取り扱った居宅の介護支援専門員の問題現象や「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会最終報告書2006年（以下『報告書』と略す）、本稿Ⅰで取り上げたソーシャルワークの視点、介護支援専門員の能力リストを対比・援用しながら、マイクロ・メゾ・マクロの各レベルを考察する。

(1) ミクロ・レベルにおいて

『報告書』が定義した介護支援専門員に求められる「資質」は、「知識」「技術・技能」「倫理」の3側面をどれも欠くことのできない一体的なものとみなしている。その意味ではコンピテンシーの定義の一部である「包括的な能力」に近接している。しかし、その中身は「ケアマネジメントの基本プロセス実施に必要な能力」等の一般的に求められる能力の概念を脱してはおらず、マイクロ・レベルに焦点化された定義でもあった。

前掲の『チェックリスト』には、現場で実際的に介護支援専門員に求められる能力が羅列されていて、「面接技術」や「アセスメント能力」「介護サービス等社会資源情報の知識」「制度の理念にそった実践を行うための倫理感や法制度の知識」の項目が自己チェックできるという具体的な表記がなされていた。しかし、これもマイクロ・レベルに焦点が当てられている。

コンピテンシー概念図でいうマイクロ・レベルの能力の中で、介護支援専門員の構成要素として第一に挙げるものとしては、自らを駆り立てたり、課題にチャレンジさせていく「動因」がある。動因によって、他の専門職と比して制度の変更の激しい法制度にも対応し、広範な専門的技術を体得し（習得性）、専門職としての自律性や自己統制力（変化対応性、自己統制等）を高めていくものである。

歴史が浅く、職業的な境界線が不明瞭にもなりがちな介護支援専門員は、利用者の拒否に遭遇したり、巻き込まれそうになっても自分を失わずに、自分の果たすべき役割を遂行するためには「自己管理能力」「専門職としての自律性」「自己統制力」が重要と考えられる。

(2) メゾ・レベルにおいて

メゾ・レベルにおける介護支援専門員に必要な能力は、端的にいえば、組織をどのように認識し、組織的な業務で自らの専門性を担保するという認識・方法を持つことであると考えられる。しかし現状は、紀要20号の拙稿でも言及したとおり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の業務は、個人業化しやすい傾向にある。マイクロ・レベルな能力を扱う『チェックリスト』の中においても「チームのマネジメント」や「組織の特性を知る」といったメゾ・レベルに関わる項目を見いだすことはできるが、そこで自己評価される能力はほとんどマイクロ・レベルに収斂されていく。

しかし、『報告書』や『チェックリスト』において介護支援専門員の資質や能力としてリストアップされているほとんどが、コンピテンシー概念図ではメゾ・レベルにあたる考えられる。そうすると、介護支援専門員がその実践能力をメゾ・レベルに引き上げるとどんな成果があるのかが問われることになる。

これらを例証するものとして、昨今注目を浴びているものが居宅介護支援事業所におけるチーム制・複数担当制である。チーム制とは、事業所によって多少のニュアンスや呼び方の違いはあるが⁽¹⁸⁾、要するに1ケースについて複数の介護支援専門員が担当者となることである。その際に、混乱をきたすことのないように主担当と副担当を決めておく。また、目的によって①新人育成チーム②相互フォロー・分野フォローチーム③困難対応チーム等をつくって、単なるバックアップ機能だけでなく、組織として人材育成やスーパービジョンやコンサルテーションの機能を持たせ

(18)「特集チーム制・複数担当制でケアマネを育てる、ケアマネジメントの質を上げる」『達人ケアマネ』2・3月号、日総研、2009年

ることである。

その効果としては、「教育効果が上がった」「事業所として責任を果たせるようになった」「リスク管理で効果が上がった」「相談しやすい環境と助け合う関係の構築ができた」「管理業務の効率化・軽減ができた」等が多数報告されている⁽¹⁹⁾。

もちろん、こうした複数担当制が成功するためには、組織としての成熟度や組織のリーダーのコンピテンシーのあり方も求められる⁽²⁰⁾。

(3) マクロ・レベルにおいて

コンピテンシー概念図のマクロ・レベルに含まれる構成要素は、先に論じた各事業所のノウハウ、経験知、地域における先駆的、試験的実践をマクロ・レベルにおいての力とする構成要素である。

日本ケアマネジメント学会では、学際的な研究だけでなく、実践家の研究発表や情報交換が活発に行われる点がユニークである。主任介護支援専門員の研修修了者同士でフォローアップ研修を行うためにNPO法人を設立した「主任ケアマネジャーネットワーク（千葉）」の実践例やキャリアパスを事業所に導入して資質向上の成果をあげた実践例（北海道）等が報告され⁽²¹⁾、全国レベルでのネットワークングや交互作用が起きている。

2011年度の日本ケアマネジメント学会では、3.11震災後の復興において、地域社会の再生や国レベルの施策に介護支援専門員が関与し、貢献することが求められていると発表され、マクロ・レベルでの介護支援専門員の専門性や能力が改めて浮き彫りとなった⁽²²⁾。

介護支援専門員の職能団体である日本介護支援専門員協会は、現場の声を介護報酬改定に反映させる活動や主任介護支援専門員研修を希望者が全員受けられるようにロビー活動をするなど、専門性を後輩たちへ継承しようという活動も行われている

(19) 前掲書、10-39頁

(20) 論者は、介護支援専門員の現場において年末に急遽入院した時の苦い経験からバックアップ体制の重要性を痛感し、2003年頃から一人の利用者に対して複数の担当者を作るチーム制を実践してきた。しかし、利用者が混乱したり、困難ケースを押し付け合ったり、どこまでを分担するのか等の葛藤も経験した。最近の報告は、そうしたチーム制におけるノウハウが現場で積み上がり、メゾレベルでの実践能力になってきた例といえる。

(21) 栗原えみ子「キャリアパスを活用した居宅介護支援事業所の効果的な研修計画」日本ケアマネジメント学会第8回研究大会分科会報告、2009年

(22) 2011年度日本ケアマネジメント学会シンポジウム

る。

また、マクロ・レベルとは、国家単位だけを指すわけではない。社会福祉の多元化・分権化の変革理念を担う介護支援専門員は、市町村レベルの地域社会におけるマクロ・レベルの法制度、政治・文化の構造にも影響を与え、貢献する能力が求められる。

ケアマネジメントは、事業所単位で完遂できず、地域におけるシステムが必要である。介護保険も資源の一部であり、保険者は、住民に近い市町村である。地域社会におけるネットワークング、社会資源の創出、活用方法の拡大、時に法制度に関わるアクション等の環境との交互作用も欠かせない。

市民社会の形成という点においては、市民と共に市場原理主義で利用者を喰い物にするような悪貨（事業所）が自然に駆逐されるような働きに関与できれば、国が規制を強めて官僚制度の弊害が利用者、地域社会に及ぶことを予防することもできる。

おわりに

本稿では、介護支援専門員の実践能力を、いわば広範囲な基礎資格の職種別の文献から、拾い出し、ミクロからマクロ・レベルにいたるまでの構成要素が、相互に影響しあうライフモデルのダイナミズムを持っていることが示唆された。現在、そのことを実証的に検証できるように、介護支援専門員に対するインタビュー調査を行い、その分析を進めているところである。興味深い内容が見えつつあるが公表できる段階に至らず、紙数の制約上も今回は無理があった。次の機会において実りある成果として発表する予定としたい。

ヒューマンサービス職のバーンアウト軽減に関する 教育内容の研究

介護福祉職員の個人要因と環境要因との関連から

中澤秀一

(東京基督教大学准教授)

はじめに

小論では、介護福祉士養成教育におけるヒューマンサービス職、特に介護福祉職員のバーンアウト軽減のための教育内容を検討することを目的とする。

平成 21 年度、介護労働安定センターが行った実態調査によると、訪問介護員、介護施設職員など介護福祉職員の 1 年間における離職者のうちおよそ 8 割前後は勤務年数が 3 年未満の者である⁽¹⁾。その上位理由は、収入面よりも事業所への不満や人間関係等の心理的負担となっている。すなわち、多くの者がやりがいや働きがいを理由に職業選択をしたのにもかかわらず、勤務年数の少ない介護福祉職員が短期間で離職しているのは、バーンアウトの要因である個人要因と環境要因とが大なる理由となっていることがわかる⁽²⁾。さらに、これらの要因に対して介護事業所や介護福祉士養成教育では十分な対応や教育が行われてきていない現状がある⁽³⁾。そこで、このような状況を改善するには、介護事業所の対応はもとより、介護福祉士養成教育においてもバーンアウト軽減を目的とした教育内容を検討することが喫緊の課題といえるのである。

介護福祉職員のバーンアウトに関して、労働条件・労働環境などの労働実態に関する調査は多くみられる。ただし、バーンアウト要因を軽減する教育内容に関する研究は現在のところみられない。

(1) (財) 介護労働安定センター『平成 21 年度介護労働実態調査結果について図表解説 介護労働の現状』2010 年、16 頁

(2) 前掲書、8 頁

(3) 厚生労働省『平成 21 年度介護従事者処遇状況等調査』（2009 年）に詳しい。

先行研究を踏まえた本研究の特徴は、介護福祉職員のバーンアウト要因を軽減する教育の方向性に限定して、介護労働安定センターの介護労働実態調査、厚生労働省の介護従事者処遇状況等調査、介護福祉士養成教育新カリキュラム、介護福祉職員に対するアンケート調査の分析から、必要とされる教育内容の方向性を検討したことである。その結果、個人の性格や介護業務の進め方、職場関係者や利用者との人間関係に関する教育の方向性が示された。

1 介護福祉職員における離職の要因

平成 21 年度、介護労働安定センターが訪問介護職員及び介護福祉施設系職員 (20,630 名) に対して行った介護労働実態調査では、1 年間 (平成 20 年 10 月 1 日 - 21 年 9 月 30 日) における介護福祉職員の離職者のうち、およそ 8 割前後は勤務年数が 3 年未満の者であることが明らかにされている⁽⁴⁾。

この調査における介護福祉職員の介護労働に対する現状や考えを表すと、表 1 のように直前の仕事内容については、「直前は介護の仕事」(37.1%) よりも「直前は介護サービスの仕事ではない」(60.0%) が上回っているように、介護福祉職員全体のほぼ 5 分の 3 が初めての労働となっている。また、介護の仕事を選択した理由は、「働きがいのある仕事だと思ったから」(58.2%) 「今後もニーズが高まる仕事だから」(36.2%) 「人や社会の役に立ちたいから」(35.7%) 「資格・技能が活かせるから」(34.8%) となっている。すなわち、介護福祉職員がこの職業を選択したのは、収入の多さよりもやりがいを求めていることであるといえるのである。

表 1 直前の仕事内容・現在の仕事を選んだ理由

n=20,630	直前の仕事内容		現在の仕事を選んだ理由							
	直前は介護の仕事	直前は介護の仕事ではない	働きがいのある仕事だと思った	今後もニーズが高まる仕事だから	人や社会の役に立ちたいから	資格・技能が活かせるから	お年寄りが好きだから	介護の知識や技能が身につくから	生きがい・社会参加のため	身近な人の介護の経験から
%	37.1	60.0	58.2	36.2	35.7	34.8	30.7	26.0	19.4	18.9

(介護労働安定センター『平成 21 年度介護労働実態調査結果について』を改変し筆者作成)

(4) 介護労働安定センター前掲書。その他、表 1 - 4 はすべてこの結果を改変した。

また、介護関係の仕事の継続意思も表2のように「働き続けられる限り」(56.3%)が最も多く全体の半数を上回っている。

表2 介護関係の仕事の継続意思

n=20,630	半年程度	1～2年程度 続けたい	3～5年程度 続けたい	6～10年程度 続けたい	働き続けられるかぎり	わからない
%	1.7	6.0	10.3	5.1	56.3	20.4

(介護労働安定センター『平成21年度介護労働実態調査結果について』を改変し筆者作成)

このように、表1、表2から現状の介護福祉職員の半数以上は介護の仕事に働きがいと求めており継続の意思も高いことがわかる。

しかし、その一方で働く上での悩み、不安、不満等に関しては、表3のように「仕事のわりに賃金が低い」(50.2%)ことが半数以上を占め、「精神的にきつい」(31.1%)「業務に対する社会的評価が低い」(36.4%)などが続いている。

表3 働く上での悩み等

n=20,630	仕事の内容のわりに賃金が低い	人手が足りない	有給休暇が取りにくい	業務に対する社会的評価が低い	身体的負担が大きい	精神的にきつい
%	50.2	39.4	36.9	36.4	33.9	31.1

(介護労働安定センター『平成21年度介護労働実態調査結果について』を改変し筆者作成)

ただし、給与などの収入の多さから介護福祉職を選んだ者は表1の現在の仕事を選んだ理由に挙げられていないので、収入が低いことはある程度予想されていたといえよう。また、働きがいや仕事のやりがいから介護福祉職を選んだことからすると、離職要因の上位は身体的・精神的な悩みということになり、これらが仕事を継続するうえで大きな課題となっていることがうかがえる。

また、これに関連して前職のある人が直前の介護の仕事を辞めた理由も、表4のように「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満」(25.7%)「職場の人間関係」(23.8%)「収入が少なかった」(19.6%)など収入よりも対人関係が上回っている。

表4 直前の介護の仕事を辞めた理由

n=6200	法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため	職場の人間関係に問題があったため	収入が少なかったため	他に良い仕事・職場があったため	自分の将来の見込みが立たなかったため
%	25.7	23.8	19.6	17.9	17.0

(介護労働安定センター『平成21年度介護労働実態調査結果について』を改変し筆者作成)

すなわち、介護福祉職員の多数は収入に関する不満よりも、やりがいや人の役に立つことを重視しているのである。しかし、それでも早期離職をしているのは、人手不足や介護労働に対する社会的評価、身体的・精神的ストレスなどの隠された要因が大きな問題といえるのである。

2 バーンアウトと離職の関連

上記のような要因のストレスの結果生じる反応にバーンアウトがある。バーンアウトとは、燃え尽きるという意味で、心身のエネルギーが尽き果てた状態を指す表現である。それまで普通に仕事をしてきた人が、急に、あたかも「燃え尽きたように」意欲を失い、休職や離職、社会に適應できなくなってしまうことをバーンアウトシンドローム（燃え尽き症候群）という。

このバーンアウトの症状を、MBI⁽⁵⁾ (Maslach Burnout Inventory) は、「情緒的消耗感 (emotional) : 仕事を通じて、情緒的に力を出し尽くし、消耗してしまった状態」「脱人格化 (depersonalization) : クライアントに対する無情で、非人間的な対応」「個人的達成感の低下 (personal accomplishment) : ヒューマンサービスに関わる有能感、達成感の急激な落ち込み」と定義している。

そして、久保はバーンアウトの要因を個人要因と環境要因の2つに大別する。まず、個人要因としては勤勉さ（深浅に関連）や性格特性（神経症的傾向と情緒的消耗感に関連）、年齢（年齢の若さと年齢の高さ、勤務年数の長短に関連）などがある。

また、環境要因としては勤務時間（長時間勤務）や作業量（重い身体的負担を伴う作業、サービスを提供する相手が適正数でない場合）という量的な意味での過重

(5) Maslach, C., Jackson, SE: The measurement of experienced burnout, *Journal of occupational Behavior*, 2: 99-113, 1981.

負担および質的負担（過重負担が他者から強制された場合や役割の曖昧さ）などがある。さらに、これらの要因が重なりあうと、バーンアウトのリスクをより高めるといわれている⁽⁶⁾。

したがって、これまでをまとめると、介護福祉職員は働きがいややりがいなどの自己効力感や達成感を目的としている（表1）。また、継続意思も働き続けられる限り働きたいと望んでいる者が多い（表2）。すなわち、介護福祉職員は介護福祉事業所などの現場に対して肯定的な考えを持っている者が多いといえる。それに対して介護現場では、身体的・精神的悩みが上位を占め（表3）、離職の理由も対人関係であり、その多くは勤務年数が3年未満の者である。これらのことから、介護事業所は離職に至る身体的、精神的悩みの根本であるバーンアウト要因を分析し解決していかなければならないことは自明である。

3 バーンアウトの理論的背景となる感情労働論

これまで述べたバーンアウトの理論的背景は、米国の社会学者ホックシールド（Hochschild, Arlie）によって提唱された感情労働という概念である。

感情労働といわれる職業は、①対面あるいは声による顧客との接触が不可欠であること、②従事者は相手の中に何らかの感情変化（感謝の念や安心など）を起こさせなければならないこと、③雇用者は研修・指導や管理体制を通じて従事者の感情活動をある程度支配すること、と定義されている。したがって、この概念から考えると看護師、介護福祉士、ソーシャルワーカー、接客業などのヒューマンサービス職、また牧師、宣教師、伝道師も感情労働者に該当する。

この感情労働の職務内容には、相手（クライアント）の中に適切な精神状態を作り出すために、自分の感情を意識的に適切な状態や表現（感情管理）にすることが必要になる⁽⁷⁾。

このような感情管理は、日常生活においても行われている。たとえば、葬儀の場で悲しみを表現しなければ罪の意識を感じ、友人とのつきあいでは、相手の様子や表情に応じて自分の感情も多少なりともコントロールしながら接していることなど

(6) 久保真人「バーンアウト（燃え尽き症候群）—ヒューマンサービス職のストレス」『日本労働研究雑誌』49(1)、労働政策研究・研修機構、2007年、55-56頁

(7) A・R・ホックシールド『勧請される心：感情が商品になるとき』（石川准、室伏亜希訳）世界思想社、2000年、7頁

がわかる。また、相手からの心配りや笑顔を贈られるとこちら側も感謝の気持ちや笑顔を返すというように、感情表現のありかたが贈与交換としてなされていくのも感情管理である。

しかし、このような感情管理が労働になると、その関係は一方的なものへと変化する。換言すれば、感情労働に従事する者は相手がどのような状態であろうとも、それぞれの職務に応じて期待された感情表現を行い続けなければならないのである。そのため、介護現場では、「怒ってはいけない」「あまりなれなれない態度を取ってはならない」「派手に見えてはいけない」など、感情の表出の仕方や程度には職務上許された一定の範囲がある。しかし、このような感情を制限する規則が明文化されることは稀であり、その多くは公式・非公式な教育により、また職業上の規範の一部として、上から下、先輩から後輩へと伝えられていく⁽⁸⁾。

通常、感情表現には「そうするべきである」「しなければならない」などの感情の規則が存在する。そのため、相手との関係が一方的なものとなり、自分の感情がその規則から外れ違和感を覚えた場合には、それを修正しようと感情操作が行われるのである。

この感情操作には表層演技と深層演技が存在する。まず表層演技は、本当の感情を隠して表向きの顔をつくろう作業である。この作業を行うから相手との関係は波風立たずスムーズになるといえよう。しかし、この作業を行うということは、自分の示している感情は適切であってもどこか自分はそのうち残っているという気持ちが残ってしまう。したがって、このような不快な感情を避けるには演じているという意識そのものをなくすことが必要になる。例えば、嘘をついているという気持ちを残さないためには嘘をついていないということを自らの感情に働きかけ、感情の感じ方そのものを内側から変えるのである⁽⁹⁾。換言すれば、自分の感情に働きかけることで相手だけでなく自分自身も騙す状況である。これが深層演技であり、利用者（クライアント）と長期的な関係性を成立させていくためにはこの状態になることが必要になる。しかし、深層演技を行うことは、感じるべき役割と自己を切り離せず自己の内部まで統制してしまうことになり、本当の自分はどこにあるのかというその意識を感じるリスクを伴うのである⁽¹⁰⁾。つまり、このようなリスクは環境要

(8) 武井麻子『感情と看護一人とのかかわりを職業とすることの意味』医学書院、2008年、42頁に詳しい。

(9) ホックシールド前掲書、7頁

(10) 天田城介「感情を社会学する ― 看護・福祉の現場における感情労働」『みらいを拓く社会学』

因である介護事業所から求められた感情規則によりもたらされるものであるといえよう。

4 介護福祉事業所の対応

それでは、介護福祉事業所における介護福祉職員に対する早期離職防止や定着促進のための方策について見てみよう。介護福祉事業所の対応としては、表5より「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている(56.4%)」「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を聞いている(53.8%)」「賃金・労働時間の労働条件(休暇を取りやすくすることも含める)を改善している(50.7%)」が半数を上回っている。

また、「経営者・管理者と従業員が経営方針、ケア方針を共有する機会を設けている(33.6%)」「仕事内容の希望を聞いている(持ち場の移動など)(26.2%)」「悩み、不満、不安などの相談窓口を設けている(メンタルヘルスケア)(22.4%)」が続いている。しかし、これらの内容がバーンアウトの要因を前提にした対応かどうかはこの調査結果からは不明といえる。そこで見落としてはならないのが、「離職理由を分析し、早期離職防止や定着促進のための方策に役立てる」ことだが、これは介護福祉事業所全体のわずか7.5%にしかすぎないのである。

この点について厚生労働省は、平成21年度の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的とする調査を行っている(表6)。

調査結果によると、「賃金体系等の人事制度の整備」「能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映」「昇給または昇進・昇格要件の明確化」などで介護福祉事業所は改善を行っていたり改善する予定をしていることがわかる⁽¹¹⁾。しかし、表6のように給与等以外の処遇改善状況では、バーンアウト要因といえる処遇全般や教育・研修、職場環境については、「改善を行っていたり改善の予定をしている」介護事業所は16.8 - 33.7%しかなく、「改善していない」「改善の予定もない」介護事業所は、61.5 - 79.8%と大多数を占めているのである。

ミネルヴァ書房, 2004年, 119-139頁

(11) 脚注3前掲書に詳しい。

表5 早期離職防止や定着促進のための方策

n=7,515	職場内のコミュニケーションの円滑化を図っている	非正社員から正社員への転換の機会を設けている	能力開発を促進させている	能力開発を促進している	経営者・管理者と従業員が経営方針を共有している	健康対策や健康管理に力を入れている	福利厚生を充実させている	キャリアアプに合わせた研修や体系的な指導を行っている	職場環境を改善している	新人の指導担当にアポイントメントを設けている	職員の仕事を軽減している	職員の仕事先容を必要に応じて紹介している	継続理由を分早断し、退職防止策を講じている	子育て支援（子供預かり所）を実施している			
%	56.4	53.8	50.7	37.5	36.1	35.7	33.6	31.8	29.1	26.2	25.2	22.4	21.7	17.0	12.1	7.5	7.4

(介護労働安定センター「平成21年度介護労働実態調査結果について」を改変し筆者作成)

表6 給与等以外の処遇改善状況

	総計 (無回答含)	改善あり (予定)		改善なし				
		合計	従来より実施していないが、今回新たに実施	合計	従来より実施しているが、今回内容を変更なし			
(処遇全般：%)								
職員の増員による業務負担の軽減	1000	32.4	11.6	5.7	15.1	63.8	37.4	26.4
夜勤の見直しや有給休暇の取得促進等の労働条件の改善	1000	23.8	6.5	3.3	14.1	71.4	49.9	21.5
能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映	1000	33.5	9.4	2.5	21.6	62.8	46.6	16.2
昇給または昇進・昇格要件の明確化	1000	33.5	5.5	3.2	24.8	62.2	42.6	19.6
非正規職員から正職員への転換機会の確保	1000	23.8	7.2	2.4	14.2	71.5	47.6	23.9
賃金体系等の人事制度の整備	1000	33.7	7.5	3.0	23.2	61.5	42.4	10.1
(教育・研修：%)								
資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大	1000	29.6	16.5	2.4	10.7	67.2	62.0	5.3
資格取得や外部の研修参加にかかる費用等の負担（一部を含む）	1000	21.4	10.5	2.3	8.5	75.4	67.0	8.3
部下指導や管理職等の役割として明確化	1000	24.2	7.0	2.3	14.9	71.6	59.2	12.4
新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	1000	24.4	5.2	2.2	17.0	70.9	46.1	24.8
(職場環境：%)								
定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	1000	22.2	16.2	2.0	4.0	75.1	72.4	2.8
仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保	1000	28.0	7.2	3.5	17.3	68.3	56.3	12.0
腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	1000	30.8	7.2	3.0	20.5	65.5	54.0	11.4
出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	1000	21.3	6.4	1.5	13.4	74.4	60.5	13.9
事故やトラブルへの対応体制の整備	1000	16.8	8.5	1.2	7.1	79.8	76.7	3.1

厚生労働省「平成21年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要」を改変し筆者作成

5 介護福祉士養成教育におけるバーンアウト教育内容

それでは、介護福祉士養成教育においてキャリアアップといえる介護福祉職員の健康管理に対する教育内容についてみてみたい。

周知の通り、介護福祉士養成教育を初めとするヒューマンサービス職教育では、知識や技術のみならず、人間同士のかかわりへの深い理解や専門職としてのコミュニケーションスキルなどが特に重要視されている。また、介護福祉士養成教育の目標ともいえる「資格取得時の介護福祉士養成の目標⁽¹²⁾」からもわかるように、利用者主体の視座からみた養成教育が行われていることは自明である。(表7)

表7 資格取得時の介護福祉士養成の目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける 2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する 3. 介護実践の根拠を理解する 4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる 5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる 6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる 7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う 8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける 9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける 10. 的確な記録・記述の方法を身につける 11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける |
|---|

(厚生労働省：「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」を改編し筆者作成)

(12) 厚生労働省『社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて・介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて』2008年

一方、介護福祉職に従事する者の健康管理に関する教育内容について、厚生労働省は2年課程の新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例を示している。ここでは、教育に含む事項に「介護従事者の安全」「介護従事者の心身の健康管理」を示し、想定される教育内容の例として、①心の健康管理（ストレス、燃えつき症候群、その他）、②身体の健康管理（感染予防と対策、腰痛予防と対策、その他）、③労働安全が挙げられている⁽¹³⁾。そのため日本介護福祉士養成施設協会は、これらの教育を円滑に進めるために「教育方法の手引き⁽¹⁴⁾」を作成している。ただし、この手引きには健康管理に関する「科目のねらい」や「留意点」「効果的教育方法」は示されているが、介護福祉職員の健康を守るための教育内容は介護福祉士養成施設の裁量任せといえよう。そこで、現在介護福祉士養成教育で使われている大手出版A社、B社、C社のテキスト「介護の基本」における介護福祉職員の健康や安全に関する内容について検討する。(表8)

表8 テキスト「介護の基本」に関連する健康管理の内容

	介護に携わる人の健康管理			
A社	第1節 健康管理の意義と目的			
	介護という仕事の特徴		介護職の健康と介護の質	
	第2節 健康管理に必要な知識と技術			
	こころの健康管理		からだの健康管理	
	第3節 安心してはたらせる環境づくり			
	労働環境の整備		労働環境の改善	労働安全の基本原則
B社	介護従事者の健康と安全			
	I 介護従事者の健康問題			
	II 身体の健康管理			
	感染	腰痛	頸肩腕障害	深夜作業
	III心の健康管理			
	ストレス関連疾患		ストレスマネジメント	ストレスの解消法
	IV労働安全対策			
	快適な職場の重要性	快適な職場の環境づくり		職場の喫煙
C社	介護従事者の安全と健康管理			
	腰痛	頸肩腕症候群		感染
	バーンアウト	職場の人間関係		

(大手出版社の介護福祉士養成教育テキストより筆者作成、2011年)

(13) 厚生労働省『社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』2008年

(14) 詳細は『介護福祉士養成新カリキュラム 教育方法の手引き』（日本介護福祉士養成施設協会、2009年）を参照のこと。

まずA社は、介護福祉利用者の生活支援をするためには、介護福祉職員の健康が根本となることから、こころとからだ両面の健康管理に必要な基礎的知識と技術を身につける内容となっている。第1節では健康管理の意義と目的、第2節は健康管理に必要な知識と技術、第3節は安心してはたらせる環境づくりが主な教育内容である。またバーンアウトに関しては、ストレス要因として、①慢性的な人員不足、②設置主体の多様化、③介護職の多様化、④介護の重度化、⑤少ない裁量権、⑥低い報酬、⑦健康管理体制の不備などを挙げている。ただし、これらのストレスに起因する病気にうつ病とバーンアウト症候群の個人要因（性格特徴）が挙げられているが環境要因については触れていない。

B社は、介護従事者の健康と安全について、Ⅰ介護従事者の健康問題、Ⅱ身体の健康管理、Ⅲ労働安全対策を示している。この中でバーンアウトに関する内容は、ストレス関連疾患、ストレス・マネジメント、ストレスの解消法を挙げている。ただし、ここでもバーンアウト症候群の概要について述べてはいるが、個人要因や環境要因については示されていない。

さらにC社については、介護従事者の安全と健康管理として腰痛、頸肩腕症候群、感染、バーンアウト、職場の人間関係が示されているが、バーンアウトに関してはその概要が述べられているに留まっている。

したがって、現状の介護福祉士養成教育は、利用者主体の視座からみた養成教育を中心に据えられているが、介護福祉職員の早期離職やバーンアウトの対処方法には重点がおかれていないのである。

6 介護福祉職員に対する調査結果からの考察

それでは、バーンアウト軽減に関する教育の可能性を検討するため、筆者が行った調査（期間：2011年1-2月。調査対象者：A大学を卒業した介護職員3名、B短期大学を卒業した介護職員11名 n=14名）についてみてみたい。方法は郵送調査法により無記名の自記式調査として施行した。倫理的配慮として、すべての調査対象者に研究目的・方法及び個人が特定されないことを提示し、調査用紙の返送を持って同意を得たものとした。

調査内容は、基本属性（①年齢、②性別、③勤務年数）及び、日本版バーンアウト評価尺度^{〔資料1〕⁽¹⁵⁾}、看護婦のストレスサーの因子分析のストレス項目^{〔資料2〕⁽¹⁶⁾}、バ

(15) 久保真人『バーンアウトの心理学』サイエンス社、2004年、213-215頁

ーンアウトの2要因（環境要因と個人要因）^{〔資料3〕}、バーンアウトを予防するための教育内容〔資料4〕についての各人の捉え方である。

そして、これらの相関関係を調べるためSPSS解析ソフトを用いてピアソン係数によって求めた。（表9）

その結果から考察した内容を述べる。

まず第1に、日本版バーンアウト評価尺度（以下バーンアウト評価）における脱人格化：「こまごまと気配りすることが面倒に感じることもある」「同僚や患者と、何も話したくなくなることもある」と看護婦のストレスサーのストレス項目（以下「ストレス項目」）「処理の仕方が多様で、どのようにすればよいかわからない時」「威圧感を与える上司と接したとき」「慣れない仕事、知らない仕事を任されたとき」に相関関係がみられた。このことから、脱人格化と気軽に相談できる上司や同僚の有無とは関連があると考えられる。第2に、バーンアウト評価の個人的達成感の低下：「仕事のために心にゆとりがなくなったと感じることがある」とストレス項目「どうすれば期待された通りの事ができるかわからない時」「自分が納得できるような介護ができないとき」「利用者に暴言をはかれたとき」「自分の行った介護が利用者や家族に理解されないとき」「他の介護の仕事に追われて、利用者の要望に応えられないとき」に相関が認められた。ここから、介護福祉職員は自分が納得のいく仕事ができる環境が必要であると考えられる。第3に、個人的達成感の低下：「体も気持ちも疲れはてたと思うことがある」とのストレス項目「重荷だと思う仕事を任されたとき」「急変時に即座に対応しなければならぬとき」にも相関関係がみられた。ここから、自分の能力を超えたり慣れない仕事を任されることはストレス誘因と関連があると考えられる。第4に、バーンアウト要因の個人要因「人に対し、非常に気がつかいますか？」には、ストレス項目「急変時に即座に対応しなければならぬとき」「上司からなかなか指示がもらえず、利用者のニーズに応えられないとき」と相関がみられた。これは、適切な指示体制の有無とバーンアウト要因には関連があると考えられる。また、「神経過敏な方ですか？」と「同僚や患者と、何も話したくなくなることもある」とストレス項目「どうすれば期待された通りの事ができるかわからない時」「利用者が生死をさまよっている状況にでくわしたとき」にも関連がみられた。つまり、個人要因としての神経過敏な人は組織への従属

(16) 三木明子, 原谷隆史, 杉下知子ほか「看護婦のストレスサーと業務上の事故および病欠欠勤の検討」『日本看護学会論文集（第29回看護総合）』（日本看護学協会出版会, 1998年, 156 - 158頁）を介護福祉職員向けに用語を改編した。

表9 パーニアウト評価・ストレス項目・パーニアウト要因・予防教育の相関関係

日本基督教団	パーニアウト	パーニアウト	有罪確率のストレス項目		パーニアウトの要因・個人		教育						
			有意確率 (両側)	有意確率 (両側)	パーニアウトの要因・個人	教育							
こころまじく気づくことが面 目に感じることがある (個人格化)	0.028	0.001	0.338	0.616	0.233	0.182	0.225	0.169	0.733 (***)	- 0.033	- 0.068	0.1	
同僚や患者とよく話さなく なることがある (個人格化)	0.492	0.003	0.308	0.621	0.424	0.533	0.257	0.678	0.564	0.008	0.091	0.817	0.724
仕事のため心にゆとりがなく なっていることがある (個人の達成感の低下)	0.122	0.054	0.413	0.005	0.356	0.453	0.041	0.383	0.163	0.345	0.127	0.042	- 0.061
体も気持ちも疲れたと思うこ とがある (個人的達成感の低下)	0.501 (**)	0.003	0.769 (***)	0.386	0.254	0.459	0.021	0.459	0.412	0.075	0.203	0.076	0.149
知らない仕事、知らない仕事を任 されたとき	0.005	0.002	0.762 (***)	0.111 (**)	0.322	0.009	0.247	0.441	0.167	0.333	0.198	0.731	0.115
勤務だとと思う仕事を任せられたとき	0.492	0.004	0.733 (***)	0.477	0.441	0.899 (***)	0.079	0.274	0.458	0.117	0.261	0.131	0.417
とうすれど期待されたい通りのこと ができるかわからないとき	0.037	0.003	0.739 (***)	0.477	0.441	0.899 (***)	0.079	0.274	0.458	0.117	0.261	0.131	0.417
利用者に悪言をはかれたとき	0.156	0.019	0.758	0.099	0.395	0.051	0.007	0.007	0.389	0.001	0.261	0.006	0.296
自分の行った介護が利用者や家族 に理解されないとき	0.353	0.047	0.274	0.515	0.691 (**)	0.372	0.688 (***)	1	0.541 (**)	0.503	0.471	0.742 (***)	0.152
勤務に対し、執着しやうい方です か?	0.533	0.056	0.489	0.911	0.613	0.312	0.703	0.926	0.787	0.074	0.188	0.239	0.004
睡眠面タイプですか?	0.271	0.049	0.462	0.081	0.077	0.372	- 0.115	- 0.085	- 0.011	0.049	0.077	0.138	0.896 (***)
人に対し、非常に気をつかいます か?	0.218	0.127	0.041	0.421	0.283	0.001	0.052	0.232	0.077	0.945	0.004	0.421	- 0.041
神経過敏な方ですか?	0.652 (***)	0.001	0.337	0.731 (***)	0.515	0.402	0.431	0.515 (**)	0.681 (***)	0.339	0.551	0.187	- 0.127
	0.01	0.006	0.16	0.003	0.06	0.154	0.124	0.019	0.069	0.236	0.062	0.521	0.064
	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14

** 相関係数は1%水準で有意 (両側) です。
* 相関係数は5%水準で有意 (両側) です。

(筆者作成・2011年)

意識が高すぎるとストレスの誘因になると考えられる。第5に、「人間関係に関する教育を受けることが必要」とバーンアウトの個人要因「物事に対し、執着しやすい方ですか?」「几帳面なタイプですか?」に関連があった。ここから、人間活動を生産的にし、他人との関係や環境の変化に適応し、逆境に対処できる状態になるためには、人間関係の教育が必要であると考えられる。

次に、これらの主成分分析を行った結果を表10に示した。その結果を分析すると、第1主成分は、「①どうすれば期待された通りのことができるかわからないとき」「②処理の仕方が多様で、どのようにすればよいのかわからないとき」が正方向にあることから「性格と仕事の進め方」と命名した。第2主成分は、「⑩物事に対し、執着しやすい方ですか?」「⑨几帳面なタイプですか?」が正方向に作用するのに対し、「⑭こまごまと気くばりすることが面倒に感じることもある」「⑫威圧感を与えるような上司と接したとき」「⑩同僚や患者の顔を見るのも嫌になることがある」が負方向に作用していた。このことから、「性格と職場の人間関係」と命名した。第3主成分は、「⑪他の介護の仕事に追われて、利用者の要望に満足に答えられないとき」「⑰人間関係⑩物事に対し、執着しやすい方ですか?」が正方向、「⑮人に対し、非常に気をつかいますか?」「②処理の仕方が多様で、どのようにすればよいのかわからないとき」が負方向に作用していたことから「性格と利用者との関係」と命名した。第4主成分は、「⑭こまごまと気くばりすることが面倒に感じることもある」「⑰人間関係」が正方向、「④自分の行った介護が利用者や家族に理解されないとき」「⑯上司からなかなか指示がもらえず、利用者のニーズに応えられないとき」が負方向に作用していたことから「性格と他者からの承認と評価」、第5主成分は、「⑬利用者に暴言をはかれたとき」「⑯上司からなかなか指示がもらえず、利用者のニーズに応えられないとき」が正方向、「⑦自分が納得できるような介護ができないとき」が負方向に作用していたことから「性格と環境要因」と命名した。

これらから5つの軸は仕事を行ううえでの適切な指示、評価をしてくれる上司の存在など人間関係を示しているものといえよう。

おわりに

調査結果の分析から、介護福祉職員が早期に離職する要因は、介護事業所において介護福祉職への専門性が低く評価されていること、個人の能力を超えた業務内容を要求すること、上司や同僚との人間関係などにあるといえよう。

表10 パーンアウト評価・ストレス項目・バーンアウト要因・予防教育の主成分分析

成分行列 (a)	1	2	3	4	5
① どうすれば期待された通りのことができるかわからないとき	0835	②物事にに対し、執	0.664	④ごまごまと気く	0.366
② 処理の仕方が多様で、どのようにすればよいかわからないとき	0815	⑨几帳面なタイプ	0.586	⑩利用者に暴言を	0.361
③ 仕事のために心にゆとりがなくなったりと感じることがある	0743	⑧急変時に即座に	0.561	⑬ごまごまと気く	0.35
④ 自分の行った介護が利用者や家族に理解されないとき	0737	⑩急変時に即座に	0.529	⑮慣れない仕事、	0.34
⑤ 慣れない仕事、知らない仕事を任せられたとき	0737	⑩重荷だと思ふ仕	0.432	⑫威圧感を与え	0.24
⑥ 重荷だと思ふ仕事、知らない仕事を任せられたとき	0725	⑮人に対し、非常	0.378	⑮人に対し、非常	0.147
⑦ 自分が納得できるような介護ができないうとき	0715	⑯上司からなかなか	0.244	②物事にに対し、執	0.137
⑧ 急変時に即座に対応しなければならぬとき	0697	⑨体も気持ちも疲	0.238	⑩利用者が生死を	0.118
⑨ 体も気持ちも疲れている状態にでくわしたとき	063	⑮慣れない仕事、	0.1	②処理の仕方が多	0.011
⑩ 利用者が生死をさまよっている状況にでくわしたとき	0.6	⑩利用者が生死を	0.064	④自分の行った介	0.075
⑪ 他の介護の仕事に追われて、利用者の要望に満足に答えられないとき	0585	⑩他の介護の仕事	0.068	⑧急変時に即座に	0.077
⑫ 威圧感を与えるような上司と接したとき	0573	②処理の仕方が多	0.188	⑨体も気持ちも疲	0.078
⑬ 利用者に暴言をはかれたとき	0572	④自分の行った介	0.246	①どうすれば期待	0.103
⑭ ごまごまと気くばりすることが面倒に感じることがある	0544	①どうすれば期待	0.247	⑩利用者に暴言を	0.112
⑮ 人に対し、非常に気をつかいますか?	0524	⑦自分が納得でき	0.288	⑧急変時に即座に	0.149
⑯ 上司からなかなか指示がもらえず、利用者のニーズに答えられないとき	0523	③仕事のために心	0.294	⑩他の介護のため	0.166
⑰ 几帳面	0459	⑩利用者に暴言を	0.349	⑩利用者が生死を	0.179
⑱ 同僚や患者の顔を見るのも嫌になることがある	0447	⑩ごまごまと気く	0.349	⑮人に対し、非常	0.241
⑲ 几帳面なタイプですか?	0193	⑫威圧感を与え	0.478	④自分の行った介	0.31
⑳ 物事にに対し、執着しやすい方ですか?	0171	⑱同僚や患者の顔	0.678	②処理の仕方が多	0.507

(筆者作成・2011年)

どのような職場にもいえることであるが、介護福祉職員にも個人要因としての「神経過敏」「几帳面」「物事に執着しやすい」など多様な特質がある。これらの者にとって、「仕事の進め方がわからない」「こまごまと気配りする」「利用者の要望に満足に答えられない」ことはストレス誘因なのである。さらに、このような場面で威圧感を与える上司の存在や組織への従属意識を求めすぎることは、ストレスを増長させてしまうリスクがある。

これに対して、介護福祉事業所は処遇の改善を検討しているところは少数であり、介護福祉士養成教育カリキュラムにおいてもバーンアウトの軽減に相応しい教育内容とはいえないのである。そこで、結論としては介護福祉士養成教育におけるバーンアウト軽減のための教育内容は、個人要因を克服する教育内容よりも人間関係、すなわち、良好な人間関係を作るための教育内容が重要になるといえるのである。

尚、小論ではバーンアウト軽減のための教育内容に限定して検討したが、前述のように環境要因としての介護事業所が介護福祉職を専門職者としての適切な評価、自尊心を尊重した対応、個々に応じた相談ができる環境などを構築できなければ、事前教育だけで現状を変えることは困難である。つまり、介護福祉士養成教育と介護福祉事業所が連携して対応していかなければ、この課題を克服することは困難である。この点については筆者の今後の課題としたい。

[資料 1] バーンアウト尺度 E：情緒的消耗感 D：脱人格化 PA：個人的達成感

※ 選択項目【全くない：0 たまにある：1 ある：2 非常にある：3】

1. こんな仕事、もうやめたいと思うことがある。 E
2. われを忘れるほど仕事に集中することがある。 PA
3. こまごまと気くばりすることが面倒に感じることもある。 D
4. この仕事は私の性分にあっていると思うことがある。 PA
5. 同僚や患者の顔を見るのも嫌になることがある。 D
6. 自分の仕事がつまらなく思えてしかたのないことがある。 D
7. 1日の仕事が終わると「やっと終わった」と感じることもある。 E
8. 出勤前、職場に出るのが嫌になって、家にいたいと思うことがある。 E
9. 仕事を終えて、今日は気持ちのよい日だったと思うことがある。 PA
10. 同僚や患者と、何も話したくなくなることもある。 D
11. 仕事の結果はどうでもよいと思うことがある。 D
12. 仕事のために心にゆとりがなくなったと感じることがある。 E

13. 今の仕事に、心から喜びを感じることもある。FA
14. 今の仕事は、私にとってあまり意味がないと思うことがある。D
15. 仕事が楽しくて、知らないうちに時間が過ぎることがある。PA
16. 体も気持ちも疲れはてたと思うことがある。E
17. われながら、仕事をうまくやり終えたと思うことがある。PA

[資料 2] 看護婦のストレスの因子分析のストレス項目

※ 選択項目【全くストレスを感じない：0 少しある：1 ある：2 非常にある：3】

1. 自分の能力を超えた要求をされたとき
2. 処理の仕方が多様で、どのようにすればよいかわからないとき
3. 慣れない仕事、知らない仕事を任されたとき
4. 重荷だと思う仕事を任されたとき
5. どうすれば期待された通りのことができるかわからないとき
6. 自分が納得のいくような介護ができないとき
7. 常に注意を払わなければならない事故が起こる可能性があるとき
8. 医療事故防止のため、何度も確認が必要であるとき
9. 対応の仕方などのミスで利用者に悪影響を及ぼすとき
10. 自分自身の身に危険のある仕事をするとき
11. 急変時に即座に対応しなければならないとき
12. 利用者に暴言をはかれたとき
13. 利用者から暴行を受ける、また受けそうになったとき
14. 自分の行った介護が利用者や家族に理解されないとき
15. 処遇に関する苦情を利用者や家族に言われるとき
16. 威圧感を与えるような利用者と接するとき
17. 利用者が生死をさまよっている状況にでくわしたとき
18. 自分の受け持った利用者が死亡したとき
19. 利用者の死に家族が間に合わなかったとき
20. 治療しても症状が改善されない利用者や接するとき
21. 上司に暴言を吐かれたとき
22. 自分の行った仕事が上司に理解されないとき
23. 威圧感を与えるような上司と接したとき
24. 上司からなかなか指示がもらえず、利用者のニーズに応えられないとき

25. 必要時に上司に連絡が取れないとき
26. 他の介護の仕事に追われて、要望を言ってきた利用者に満足に答えられないとき
27. 同じ利用者が頻回にナースコールを押してくるとき
28. 仕事外の時間に、仕事上必要な勉強をしなければならないとき
29. どんどん新しいこと（機械の使い方など）をたくさん覚えなければならないとき

[資料 3] 環境要因・個人要因に関する質問項目

※ 選択項目【全く当てはまらない：0 やや当てはまる：1 当てはまる：2 非常に当てはまる：3】

《環境要因》

30. 一人の職員が提供するサービスの相手は多いと思いますか？
31. 他職種と比べて勤務時間が長いと思いますか？
32. 自律性（仕事が一方向的に命令されるのではなく、自らの意思でスケジュールや方法を決定できる雰囲気）のある職場ですか？
33. スタッフの仕事の割り当ては明確ですか？
34. スタッフの仕事の責任の範囲は明確ですか？
35. 自分の優先的な仕事があり利用者からの要求に応えられない場合ストレスになりますか？

《個人要因》

36. まじめな方だと思いますか？
37. 粘り強い方だと思いますか？
38. 物事に対し、執着しやすい方ですか？
39. 内弁慶（外ではおとなしいが家ではわがまま）タイプだと思いますか？
40. 理屈っぽいと思いますか？
41. 頭でっかちだと言われ（思い）ますか？
42. 几帳面なタイプですか？
43. 物事は完璧にやらないと気が済まない方ですか？
44. 人に対し、非常に気を使いますか？
45. 人に対する思いやりの気持ちが強い方だと思いますか？
46. プライドが高い方ですか？

47. 負けず嫌いですか？
48. 融通が利かないタイプだと思いますか？
49. 努力家な方だと思いますか？
50. 向上心が強い方ですか？
51. 自己について、細かく分析するタイプですか？
52. 取り越し苦労が多いですか？
53. 神経過敏な方ですか？
54. 自己反省をすることが多いですか？
55. 忍耐強いタイプですか？

[資料 4] 望ましい教育内容に関する質問項目

【自由選択】

- ①アサーティブ（自分の要求や意見を、相手の権利を侵害することなく表現するコミュニケーションの方法）
- ②認知行動療法（パニック障害、不安・怒り、ストレス、対人問題、依存症等、認知に関わる問題に適用する方法）
- ③リラクゼーション法（リラックスした状態へ誘導するための手段や方法）
- ④バーンアウトに関して（諸症状と背景・プロセス、予防するには）
- ⑤うつ、燃え尽き、グリーフの違い
- ⑥ストレス・マネジメント（ストレス状況、ストレス反応、人間関係に上手に対処する）
- ⑦スーパーバイズ（介護職の能力を向上させることができるように援助する過程）
- ⑧人間関係（良い人間関係をつくるための学習）

クリスチャンユースのラポール形成に関する質的研究

岡村直樹

(東京基督教大学教授)

1 研究の出発点と意義

アイデンティティー発達理論を提唱したエリクソンによれば、ユース期（主に思春期を指す）とは、「自分は何者で、これからどう生きるか」といった質問の答えを求めつつ、若者のアイデンティティーが形成される、彼らの心理的発達にとって非常に重要な時期である。多くの若者はこの時期に、親を含めた権威者に対する反抗や葛藤を経て、それまでの「依存的関係」ではない、心理的・情緒的自立を目指し、新しい関係性を求めるようになる。また親には打ち明けることの出来ない悩みなどの相談を、「ピアー」と呼ばれる同年代の友人関係に求め、彼らからのアドバイスやサポートを重視するようになる。一方で近年、ユース期のアイデンティティー形成がうまくいかず、社会への適応や、特に安定した対人関係、またそれを構築するために必要なスキルを手に入れることの出来ない若者が急増していると言われている。大学生を対象に実施された人間関係の悩みに関する高井（2008）の研究結果からも、他者との比較による劣等感や自己嫌悪で悩む若者が現代社会に多く存在することが浮かび上がってきた。具体的な悩みとしては、「人見知りである」「自分が他者にどう思われているかが心配」「対人スキルが不足している」また「心を許せる友人の不在」等が挙げられたが、それらは現代日本の若者を象徴する問題でもある⁽¹⁾。Facebook や Twitter といった、IT ベースのソーシャル・ネットワーキングがめざましい進歩を遂げる中で、若者同士の人間的なつながりの希薄さに警鐘を鳴らす者は後を絶たない。60 万人とも 70 万人とも言われる引きこもり人口が増加の一途をたどる中で、若者の精神性の成長という課題は、未だかつて無い重要性を帯びている。

当然クリスチャンユースにとっても同様に重要なこの時期に、彼らの一青年としての、そしてまたクリスチャンとしての成長が、どのような人間関係によって有効

(1)高井範子「青年期の対人関係の悩みに対する検討」『太成学院大学紀要』10, 太成学院大学, 2008年, 85-95 頁

にサポートされ、ポジティブな変化を遂げるのかを知ることは、若者の救いを祈り求める教会や、若者教育を公共的責任として担うキリスト教系教育機関、また次世代のリーダーの養成を担う神学校にとって非常に重要なことであると考えられる⁽²⁾。

本研究は、グラウンデッドセオリーを用いた質的研究を通して、キリスト教ユース側の視点から見た人間関係、特に彼らのキリスト教系リーダー的存在との間に築かれる、安心感や信頼感のある関係性、いわゆる「ラポールの形成」という観点から、ユースに対してポジティブなインパクトを与えることの出来る、今日のキリスト教会に求められるリーダー像を模索するものである。

2 ラポール形成と自己開示

ラポール（仏語表記 RAPPORT）とは、「疎通性」とも訳され、それは「共通の関心や感情を分かち合っているという感情的な共振れ、共感が成立する」状態を表す⁽³⁾。ラポールは、現在日本において主に心理学の分野で用いられている言葉で、多くの場合それは、カウンセリングの場面におけるカウンセラーとクライアントの間に存在する人間関係等を指す。現代の心理カウンセリングの基礎を築いたカール・ロジャーズが、カウンセラーとクライアントの間に起こるべきラポールの形成は、特にクライアントの側に、カウンセラーに対する安心感、信頼感をもたらし、その後のカウンセリングを効果的に進めるうえで非常に重要な関係性であると述べている通りである⁽⁴⁾。またラポールの形成は、クライアントがカウンセラーに提示する情報の質にも大きな影響を及ぼすと考えられている⁽⁵⁾。クライアントがカウンセラーに対して自らについてオープンに話すという場面は「自己開示」とも呼ばれるが、他者に対する自己開示は、それが心理カウンセリングの場面であるか否かにかかわらず、開示する本人に、心理的、さらには身体的にも良い影響を及ぼすと考えられ

(2) 岡村直樹「キリスト教ユースの信仰成長に関するグラウンデッドセオリーを用いた質的研究」『キリスト教教育論集』18、日本キリスト教教育学会、2010年、1-16頁

(3) 加藤正明他編『新版精神医学事典』弘文堂、1993年、505頁

(4) ロージャーズ, C. R., 伊藤博 編訳「サイコセラピの過程」『ロージャーズ全集』第4巻第1章、岩崎学術出版社、1966年、3-10頁

(5) 下山晴彦「アセスメントの進め方 (10) 初回面接では何をするのか (1) 協同関係を中心に」『臨床心理学』6(4)、金剛出版、2006年、518-523頁

ている⁽⁶⁾。いわゆる「悩みを打ち明けて気が楽になった。」といった状態である。また当然のことながら、カウンセラーに対してクライアントが自身を明らかにすることによって、カウンセラーはクライアントの状態をさらによく知り、クライアントに対して、さらに有効な働きかけをすることが可能となるのである。自己開示の促進は、心理療法の第一の条件であるとも言われている通りである⁽⁷⁾。

しかし自己開示は容易に起こる現象ではない、「自分の気持ちを相手は受け止めてくれるだろうか」「相手から拒絶されないだろうか」「相談の内容が他者に漏れてしまうのではないだろうか」等の不安がそこにつきまとうからである⁽⁸⁾。たとえ自己を開示する側が、自己開示の有用性を深く認識していたとしても、それを実行に移すことはたやすいことではない。したがって、自己開示をする相手に対する安心感や信頼感を抱いていること、すなわち相手とのラポール形成がそこで重要な鍵となるのである。

近年の日本の若者をとりまく状況の中で、青年期の健全な精神的成長を阻害する要因のひとつに、他者に対する自己開示の欠如を挙げることができるとすれば、自己を開示する相手を持たない、またはラポールが形成された人間関係を築くことのできない若者像がそこから見えてくる。榎本(1999)は、青年期の対人関係における自己開示の度合いを測る研究を行った結果、アイデンティティーの確立(自我同一性の達成)に成功した者は、どのような相手に対しても、自己開示の度合いが高かったという結果を報告している⁽⁹⁾。それは発達心理学的理解における青年期のアイデンティティーの確立と、若者の自己開示行動の間には、密接な因果関係があることを明らかにしている。

一方で、カウンセリングの現場において自己開示を受ける側、すなわちカウンセラーの立場からクライアントとの関係性を考える場合に重要な課題として頻繁に挙げられるのは、クライアントに対する安心感や信頼感ではなく、まずクライアント

(6) Pennebaker, J. W., & Beall, S. K., Confronting a traumatic event: Toward an understanding of inhibition and disease. *Journal of Abnormal Psychology* 95(1986), pp. 274-281.

(7) 榎本博明「自分の話をする」『対人心理学の最前線』松井豊編、サイエンス社、1999年、53頁

(8) Pennebaker & Beall, 274-281.

(9) 榎本博明「自己開示と自我同一性地位の関係について」『中京大学教養論叢』32, 中京大学教養論叢編集委員会, 1991年, 187-229頁

に対する「共感力」、さらには「観察力」である。カウンセラーには、クライアントの話しを真剣に傾聴し、また語られたつらさや苦しみに共感しようという姿勢が求められる。受容され、守られた場で、クライアントは自己開示を通して自分の内側と向き合うことが可能となるからである⁽¹⁰⁾。またカウンセリングにおける「共感性」は、クライアントが感じていることをカウンセラー自らも感じるという意味での共感だけではなく、カウンセラーがクライアントに共感していることを、カウンセラーがクライアントに積極的に伝達することも含まれる⁽¹¹⁾。クライアントに対する観察力とは、具体的にはクライアントの言動や様々な変化に対する「気づき」である。クライアントの自己開示を促し、クライアントがカウンセリングを通して、良い結果を得ることが出来るよう、より質の高い情報を引き出しつつ、安心してセッションを続けることが出来るための関係作りが、カウンセラーには求められているからである⁽¹²⁾。したがって、クライアントとカウンセラーの間のラポールとは、同等で相互的な「疎通性」ではなく、それぞれの立場と必要に基づく関係性であり、また二者間のラポールは、職務の一部として、主にカウンセラーの努力によって形成されるべきものであることもわかる。

ラポール形成がカウンセリングに与えるポジティブな効果に関するロジャーズの記述を上記したが、心理カウンセリングにおけるラポール研究の第一人者である同氏は、ラポール形成を、セラピーの過程の第一段階、すなわち一番最初に生じる現象であり、その後の段階を支えていくものであると述べている⁽¹³⁾。ラポールの形成と、クライアントがカウンセラーに提示する情報の質に言及した下山も、カウンセラーが初回面接においてまずしなければならないこととして、ラポールの形成を挙げている。ラポール形成を「信頼感や安心感の涵養」と捉えるならば、それはいったいどのくらいの期間をかけてするものなのだろうかという疑問が生じるが、心理カウンセリングにおいてそれは、初回、または初期の段階（初めの2-3回のセッション）においてある程度成立する関係性として考えられているのである。言い換

(10) 西垣悦代編著『発達・社会からみる人間関係』北大路書房、2009年、62-63頁

(11) Northouse P. G. and Northouse, L. L., *Health Communication*, 2nd edition, Appleton & Lange, 1992.

(12) 馬淵聖二・クスマノ, J 「擬似カウンセリング体験における『良い瞬間』について」『上智大学心理学年報』29, 上智大学総合人間科学部心理学科, 2005年, 43-49頁

(13) Rogers, pp. 3-10.

えれば、心理カウンセリングにおけるラポールの形成は、カウンセリングの知識と経験を積んだ者が、テクニックを駆使し、何年もかけて得るものというよりは、クライアントがカウンセラーに対して抱く第一印象や、初めの数回のセッションの中でクライアントが受けた印象等によって左右されるものであることがわかる。したがってカウンセラーは、自らが相手に与える第一印象や、カウンセリング初期段階の言動に非常に気を遣うのである。本研究においても、研究対象者に対する質問やグループディスカッションを通して、研究対象者のユース期における彼らのリーダー的存在との関係性の、「初期の段階」の部分に焦点が当てられている。

ラポール形成とは、主に心理カウンセリングの分野で研究されている概念であることは前記したが、心理カウンセリングにおけるカウンセラーとクライアントとの関係性は、クリスチャンユースと、彼らをリードする立場にある者との関係性と同等なものではないことは明らかである。心理カウンセラーの職務に就く者は、それなりの教育と訓練を受けた、自らをカウンセラーであるとはっきりと認識する者である。また心理カウンセリングではほとんどの場合、カウンセリングが行われる場所、カウンセリングの方法や、さらにはカウンセラーとクライアントの間に起こるべき関係性までもがガイドライン化されている。一方で心理カウンセリングにおけるカウンセラーの職務やクライアントとの関係性のような厳密さが、クリスチャンユースと、彼らをリードする立場にある者の間に求められることは少ない。本研究の場合、クリスチャンユースをリードするリーダーの立場（役職等）は、研究者によって定義されたものではなく、研究参加者のそれぞれが、ユース期を振り返って、自分をリードする立場にあったと思われるリーダー的存在を選んでいる。本研究はあくまでもユースの視点から見た、リーダーとの個人的な関係性に関する研究であり、したがって、ユースによってリーダー的存在であると思われた側に、自分はユースのリーダーであるという自覚があったかどうかについては調査されていない。上記のような相違点が指摘される時、当然そこには、心理カウンセリングにおけるカウンセラーとクライアントとの関係性におけるラポール形成の概念や研究が、クリスチャンユースと、彼らをリードする立場にある者との関係性に役立つのかという疑問も生じる。そういった有用性の吟味も、本研究の目的の一部であることを、ここで確認しておきたい。

3 グラウンデッドセオリーという方法

本研究は上記の目標を達成するために、質的研究の一種である、グラウンデッドセオリーという研究方法を用いる。質的研究は大まかに言えば、研究対象を数においてではなく、その質において理解し、研究する方法論を指す。質的研究の対局に位置する量的研究は、その名前からも判るように統計学的数量にサポートされたものでなくてはならず、ある意味非常に機械的にデータが解析、分析されていく過程でそれが決まるのである⁽¹⁴⁾。さらに量的研究は、研究の客観性に重点を置き、実験的研究の構造や、仮説の証明過程を重視する方法論を多用する。一方の質的研究は、具体的な事例を重視し、個々の現象を時間、地域性といった特殊性の中で捉えようとする方法である。また特に人間自身の行為や表現を出発点として、それを実生活の場所と結びつけて理解しようと試みる方法でもある。研究対象の量数ではなく、研究の対象となる事象を、いかに深く掘り下げるのが可能かという点が、研究の質として評価されるのである。

質的研究のアプローチを科学的な研究方法にまで押し上げた功績を持つのは、バーニー・グレイザーとアンセルム・ストラウスの2名である。彼らの質的研究方法論は、グラウンデッドセオリーとして知られ、データ収集、データ分析、理論構築という3つの主要な段階から成り立っている⁽¹⁵⁾。本研究ではマイケル・クイン・パットンの著書、*Qualitative Research and Evaluation Methods*に記述されたガイドラインに沿って、自由記述、インタビュー、そしてグループディスカッションを用いたデータ収集が実施された。データの収集後、研究者が理論の構築に進むには、まずデータ分析を通じてさまざまなカテゴリー（まとめ、または概念）を生成し、それらを組織化していくこと、言い換えれば、収集されたデータを一旦バラバラにし、新しく組み替えて再構築する作業が必要となる。また、収集されたデータ内の諸概念を識別し、特性を発見したうえで構造的に関連づけ、新たな概念を構成し、理論化を可能にするためにコード（コードワード）を付ける作業であるコーディングが行われる。最終的な理論構築は、グラウンデッドセオリーの特徴的な到達

(14) Michel Quinn Patton, *Qualitative Research and Evaluation Methods*, Thousand Oaks, California, Sage Publications, Inc., 2002.

(15) Anselm Strauss and Juliet Corbin, *Basics of Qualitative Research*, Thousand Oaks, California, Sage Publications, Inc., 1998, p. 12.

達点とも言える。グラウンデッドセオリーという名前からもわかるように、構築された理論は推論や試論に基づくものではなく、現象が起こっている現場、つまり「グラウンド」(地面、地べた)から直接に得られたデータを基に築かれたものであり、最も現実に近いものとなるのである。

質的研究は非常に限られた地域で、限られた人数を対象にして行われているため、研究の結果を直ちに広く一般化することが出来るという性質の研究ではない。時の流れと共に、研究対象者もまた研究対象者をとりまく社会も変化することから、研究結果の実際の有効期間も様々である。さらに質的研究は、カテゴリー化やコーディング、また分析等が、ある程度研究者の直感に左右される研究方法でもある。質的研究の方法は、量的研究が取り組むことを躊躇する領域に足を踏み入れ、現場に根ざした質的なデータを重視し、リアリティをもってそれらを詳細に記述することを通して、現象の本質を追い求めることをその本分としている。質的研究の結果は、量的研究のそれと対比させ、二項対立の図式の中でその優劣が競われるべきものではなく、研究の目的を果たすためにあらゆるデータを活用するというスピリットの中で、説得力を持つ実践的な取り組みの手掛かりとして活用されるべき類のものであろう。グラウンデッドセオリーはまだ比較的歴史の浅い研究方法であるが、近年では、心理学をはじめ、看護学、教育学、社会学、文化人類学等の学術研究分野における、ひとつの主流な方法論として確立されつつあり、21世紀の重要な知的リソースとなるであろうと目されている。本研究で取りあげているラポール形成研究の性質を考えると、本研究の目的を達成するためにグラウンデッドセオリーが用いられることは妥当であると考えられる。

4 研究方法とその範疇

本研究では、パットンのガイドラインに沿って研究対象者を絞り込むために、均質サンプリング (Homogeneous Sampling) の方法を選択した。サンプリング (Sampling) とは量的研究のように大人数を研究の対象とすることの出来ない質的研究において、より意図的 (purposeful) に研究対象者を選択しようとするプロセスを指す言葉である。均質サンプリングとは、一定のサブグループをより深く知ろうとする際によく用いられる方法で、いくつかの共通条件をつけて研究対象者を絞

り込むことである⁽¹⁶⁾。今回この方法を用いて選択された研究対象者は35人の男女で、そこには以下の3つの共通点が存在する。

- (1) 自分をキリスト教信者であると認識する者
- (2) 高校を卒業して4年以内の者
- (3) ユース期（中高生の時期）に、自分をリードする立場にあったと思われるクリスチャンとの間に、信頼感と安心感のある個人的な関係性があったと認識する者

研究参加者の共通項を（1）としたのは、本研究のタイトルが示すとおり、クリスチャンのユースを対象とした研究を目的としているからである。研究参加者が自らを信者であると認識しているかどうかを尊重し、教会籍や洗礼の有無に関しては不問とした。研究参加者の共通条件を（2）としたのは、本研究の焦点であるユース期（中高生の時期）から年月があまり経っておらず、その時期の自分を比較的鮮明に思い出すことが出来る者を選ぶという意図からである。研究参加者の共通条件を（3）としたのは、ピアからの影響を強く受けるユース期に、あえて牧師やその他のリーダーとのラポール形成に研究の焦点を当てるという意図による選択である。繰り返しになるが、本研究では、クリスチャンユースを導くリーダーの立場（役職等）を研究者が定義するのではなく、研究参加者のそれぞれが、ユース期を振り返って、自分を導く立場にあったと思われるリーダー的存在を選択している。本研究はあくまでもユースの視点から見た、リーダーとの関係性に関する研究であり、関係性を双方向から検証する研究ではない。さらに、本研究が対象としたユースとクリスチャンリーダーとの関係性は、一対一の個人的なものであり、リーダーのユースグループ全体に対するラポールの形成や、対グループのダイナミクスを吟味するものでもない。

研究参加者35人の教会背景は様々で、日本バプテスト連盟、日本基督教団、日本同盟基督教団、日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団出身者等が含まれている。本研究では、情報データソースの多元化のために Triangulation of Sources の概念を用い、個人による筆記、個人インタビュー、グループディスカッションを

(16) Ibid., p. 235.

実施した⁽¹⁷⁾。筆記と個人インタビューでは、以下の2つの Open-ended Interview Question を用いて出来る限り自由に書くこと（発言すること）を促した⁽¹⁸⁾。Open-ended Interview は、半構造化インタビューとも呼ばれ、質的な研究におけるインタビューの質問が、誘導的な質問になることを抑制する役割を持っている。

(1)「あなたのユース期に、あなた個人との間に信頼感と安心感のある関係性を持っていた、あなたをリードする立場にあったと思われるクリスチャンの第一印象や、その後の関わり合いを思い出し、なぜその人との間の信頼感と安心感が生まれたのか、その理由について自由に書いて（語って）ください」

(2)「あなたのユース期に、あなた個人との間に信頼感と安心感のある関係性を持てなかった、あなたをリードする立場にあったと思われるクリスチャンの第一印象や、その後の関わり合いを思い出し、なぜその人との間の信頼感と安心感が生まれなかったのか、その理由について自由に書いて（語って）ください」

インタビューでは、上記の質問への自由な返答に対して、「それはどういう意味ですか」「もうすこし詳しく話してください」といった答えの明確化を促す質問、指導者との関係性のタイムラインに関する質問、また研究参加者と指導者にあった様々なコミュニケーション等に関する質問をフォローアップとして行った。グループディスカッションでは、筆記と個人インタビューで明らかになった「原因」について、グループメンバーの体験の中に共通項が見いだせるか等について自由に話し合うことを促した。

グラウンデッドセオリーはグラウンド、つまり事象の起こる現場から沸き上がるデータに基づいて帰納的に理論を構築する方法論であり、従って本研究は、キリスト教における「導く者」と「導かれる者」の関係性を神学的に考察することを主眼に置く研究ではなく、あくまでも実際の現場で起こった事象と、それを経験した者の証言に基づいて、ユースが持つ、クリスチャンリーダーに対する個人的な第一印象や、その後のどのような関係性が、彼らにポジティブな（またはネガティブな）影響をもたらしたかを検証するものである。またプライバシー保護の観点から、筆記、個人インタビュー、グループディスカッションにおいて、「リーダー的存在」

(17) Ibid., p. 247.

(18) Ibid., p. 342.

として語られる人物のおおまかな年齢と立場（教会等における役職やタイトル）以外に、その人物が特定できるような情報は、研究者にも、また他の研究参加者に対しても明らかにしないように念を押して要請した。

5 結果

本研究のデータ収集の部分（筆記、個人インタビューとグループディスカッション）が実施されたのは、2010年4月と5月で、場所は本研究の研究者が所属する大学、および東京近郊のクリスチャンユースの集まりの2カ所においてである。35人すべての研究参加者には、上記された2つの質問に対して自由に筆記することが促された。筆記された文章をもとに、その後グループディスカッションが始められた。グループディスカッションの司会進行は、グループの中からボランティアが選ばれ、ディスカッションの内容は研究者によって記録された。後日それらの参加者の中から、約1時間のインタビューに応じてくれた8人に対して個人インタビューが実施された。研究者は集められたデータを、回答の内容、頻繁に繰り返された言葉、また感情を込めて語られた言葉といったカテゴリーを用いて分け、さらにコーディング法を用いてさらなるデータの細分化と生成を試みた。下記の(a)から(c)に関しては、比較的単純なデータの解析から明らかになった事項であり、(d)以降は、カテゴリー分けやコーディング等から明らかになった事項である。また「個人的な信頼感と安心感のある関係性の形成」を、これ以降「ラポール形成」と呼ぶ。

(a) 指導者の年齢

本研究に参加した若者が、ラポールを形成できたリーダー的存在として挙げた者の年齢は、17歳から70歳で、そこには非常に大きな幅があった。研究参加者のユース期の年齢の2倍以上であったリーダーは約半数で、さらに50代、60代、70代のリーダーが計7人挙げられた。ラポールが形成されなかったリーダーとして挙げられた者の年齢も、下は19歳から上は70歳で、また50代、60代の者も複数含まれており、年代に大きな偏りは見られなかった。グループディスカッションにおいても、クリスチャンユースとラポールを形成できたリーダー的存在の年齢が重要事項として挙げられることはなかった。

(b) 指導者の立場

本研究に参加した若者が、ラポールを形成できたリーダー的存在として挙げた者には、教会の牧師、伝道師以外にも、教会の役員、日曜学校の教師、中高生会リーダー、一般信徒、さらには同じユースグループの先輩も含まれていた。またキリスト教系教育機関の教師や、上級生もリーダー的存在として挙げられている。ラポールを形成できなかったリーダーとして挙げられた者にも、同様に教会内外における様々な立場のクリスチャンが挙げられた。グループディスカッションにおいても、クリスチャンユースとラポールを形成できたリーダー的存在の立場が重要事項として挙げられることはなかった。

(c) 性別

立場と年齢には大きな偏りが見られなかったが、性別に関しては大きな偏りが見られた。女性の研究参加者が、ラポールを形成できたリーダー的存在として挙げた者の性別は、男女ほぼ同数であったのに対し、男性の研究参加者が挙げたのは男性のみであった。ラポールを形成できなかった指導者として挙げられた対象者の性別も、女性の場合はほぼ同数であったのに対し、男性の場合、挙げられた女性は2人だけであった。グループディスカッションにおいて、クリスチャンユースとラポールを形成できたリーダー的存在の性別が重要事項として挙げられることはなかったが、この偏りに対して考えられる理由については分析と立論の部分で取りあげることとする。

(d) 非言語コミュニケーション

インタビューの記録をカテゴリー化する中で、ラポールを形成できたリーダー的存在との体験と、形成できなかった存在との体験の双方に共通してまず明らかになったことは、対象者の顔の表情、視線、身振り等の、非言語のコミュニケーションに関するデータが多かったことであった。非言語的な刺激に関するデータの量は、言語的な刺激に対するデータの量を大幅に上回っていた。データ解析を基に、コーディングのプロセスから明らかになった非言語的の刺激や体験を、研究対象者たちにとってその重要度が高いと思われる順に以下にリストする。

表情

相手から受ける非言語刺激の中で圧倒的に多かったのは、表情、特にリーダーの

笑顔と、ポジティブな体験を関連付ける意見であった。研究対象者のほとんどが、グループディスカッションが始まる前の個人筆記の段階で、笑顔についてのコメントを多く記していたのには驚かされた。その後のグループディスカッションでも、その重要度をサポートする意見、特に「ポジティブな第一印象における笑顔の重要性」を説く意見が相次いだ。以下にいくつかの例を列挙する。

「いつも笑顔でうれしかった」

「目が合えばいつも笑いかけてくれて、オーラがいつも優しかった」

「笑顔でいてくれると話しやすい」

「いつも笑顔で、相手を大切にしていることが伝わって来ました」

「何もないときでもいつも笑顔で、すごく癒される感じだった」

「笑顔で暖かく迎えてくれる雰囲気があった」

一方で、ラポールを形成できなかつた相手に関する記述や発言の中にも、対象者の表情とネガティブな体験を関連付ける意見が多かった。具体的には、笑顔が少ないこと、笑顔がないこと、表情が硬いこと、表情が無いこと（無表情）、目つきが怖いこと等が挙げられた。グループディスカッションにおいてもこれらが、リーダーとの関係性の中で、非常にネガティブに作用したことを語る声が多く聞かれた。同様にいくつかの例を列挙する。

「笑顔を見たことがなく、いつもむすっとしていた」

「笑顔が少なく、目つきが怖かった」

「表情が無表情でそっけない感じだった」

「表情が大抵むっつりしていて、ふてくされている感じだった」

「表情が常に怒っているようで印象を悪くした」

中には、笑顔とネガティブな印象を関連付ける発言もあったが、それらは例外的なものであったと思われた。以下に例を列挙する。

「笑顔というか、いつもニヤニヤしていた」

「顔は笑っていたが、目は笑っていないようだった」

「影のある笑顔で、疲れが見えた」

言葉や声の調子

表情の次に多く語られた非言語的刺激は、対象者の言葉や声の調子であった。言葉や声の調子を表す日本語には、「口調」や「語調」といった言葉がある。しかし「語調」には、話すときの言葉の調子や話すときの声の高さの変動、イントネーション、ア

クセント等に加え、「言葉つき」という言語コミュニケーションの部分も含まれている。「口調」は、口に出したときの言葉の調子や言い回しを指す言葉だが、そこにはやはり「言い回し」という言語コミュニケーションの部分が含まれている。ここで言う「言葉や声の調子」とは、声に出して語られるコミュニケーションの中の、非言語の部分、例えば言葉のスピード、トーン、音域等を指している。

カテゴリー化されたデータによると、「ゆっくりとしたスピード」と「はっきりとした話し方」の2項目がポジティブな語調口調として分類できると思われた。

「話し方はとても穏やかでフレンドリーでした」

「落ち着いて柔らかい話し方がいい」

「なんと言ってもしゃべり方がとてもソフトだった」

「相手を大切にしている雰囲気や声の優しさなどから伝わってきたのだと思います」

「話し方がわかりやすく堅くない。表情も豊かでおもしろい」

ネガティブな印象を与える語調には上記の逆、すなわち「早いスピード」「はっきりとしない話し方」が挙げられた。ネガティブな印象を受けた「早いスピード」に、「キンキンした声」という情報を加えた者も複数あった。

「話し方がはっきりとしていなく、時々何を言っているのかわからなかった」

「コンパクトに隙無く話し、相手に話させなかった」

「いつもゴニョゴニョと話す」

「ものすごく早口で、他の人がゆっくり話しているとイライラしている感じだった」

「キンキンとした声が耳障りだった」

カテゴリー的には、言葉や声の調子と多少異なるが、言葉や声の調子に言語的内容も付随する形のデータ（いわゆる語調や口調）も多く見受けられた。「丁寧な話し方」「キレているような話し方」「命令口調」等である。フォローアップ質問で明らかになったのは、「丁寧な話し方」とは、具体的にはゆっくり、はっきりとした話し方に丁寧な語尾が加わる場合で、それはおおかたポジティブなものとして語られていた。また「キレているような話し方」とは、早いスピードに加え、丁寧とは言い難い語尾やボキャブラリーが、「命令口調」には、怖い印象を与える声のトーンに、実際に何かを強く促す言語的なコミュニケーションが、それぞれ加えられたものであり、それらは非常にネガティブな印象を複数の研究対象者に与えたようである。

視線, 目つき

会話中の視線に関する言及も多くあった。ポジティブな目つきは、笑顔に含まれているようであった。視線に関しては、以下の例のように「目を見て話す」ことにポジティブさを感じるという意見がほとんどであった。

「話すときは誰に対しても目を見て話してくれてフレンドリーな感じがした」

「話すときは、いつも相手よりもかがんで話してくださった」

一方で、研究対象者にネガティブな印象を与えた視線や目つきに関して、以下の2例を挙げる。

「目がキョロキョロとしていて落ち着きが無い」

「目つきも悪く、印象は良くなかった」

「目つきが悪い」とは、極端に「目」だけが悪かったのではなく、顔の表情全体に対するネガティブな言及であると思われる。また少数ではあるが、「目が怖くてなかなか合わせられなかった」「目つきが悪く、怖かった」という発言もあった。対象者に「目が怖い」、また「目つきが悪い」という印象を持たれてしまった場合、目を見て話すことも、ポジティブには作用しない場合があると考えられる。

服装

服装に関する言及は、視線、目つき以上に多かったが、どのような服装がポジティブな印象を与えるかという点に関しては、統一された意見は見いだされなかった。ある研究参加者は、いつもスーツを着ていた牧師に対して「堅苦しい」というネガティブな印象を持ったが、他の参加者は同じような服装に対して、「きちっとしていて好感が持てた」と語った。常にラフな格好をしていたユースグループリーダーに対して、「だらしない」というイメージを抱いた者があった一方で、同様の格好をしていた教会学校の先生に対して「親しみが持てた」と語った者もあった。

(e) 言語コミュニケーション

非言語コミュニケーションに対して、言語コミュニケーションの占める全体的なデータの割合が少なかったことは上記したが、言語コミュニケーションそのものの中にも明らかな共通項が見いだされた。それは対象者から発せられた言語コミュニケーションに関しては、ネガティブなコメントがほとんどであったことである。以下に例を列記する。

「話しがとぎれてしまい、話しが続かなかった」

「否定的な言葉が多く、私も自分が否定されたと感じた」

「いつも自分の話ばかりをしていた」

「結構な毒を吐く」

「言葉に丁寧さが欠ける」

「話しにまとまりがなかった」

「ずけずけとものを言うのがいやだった」

最後の例に相反するコメントとして、「はっきりと指摘してくれるので良かった」というコメントもあった。

(f) 態度

非言語コミュニケーションと言語コミュニケーションの枠でカテゴリー化することのできなかった研究参加者の発言や記述を、ここでは「態度」というカテゴリーにして表したい。態度とは、「物事に対面したときに感じたり考えたりしたことが、言葉・表情・動作などに現れたもの」という意味の言葉である。たとえば「パーティーで彼はつまらなそうだった。」と表現する場合と「パーティーで彼はつまらなそうな態度を取った」という表現では、前者が、表面的な表情や動作に対する言及なのに対して、後者は、つまらなそうな表情や動作の裏に「彼」の「ものの見方」や意図的な「価値判断」が働いているという言い回しである。ここで言う「態度」とは、本研究の研究参加者が、それぞれ遭遇したリーダー的存在についての言及の中で、「リーダーのふるまいを、そのリーダーの考え方、価値観、または信念の表れとして表現されたもの」というカテゴリーである。

ポジティブな態度

リーダー的存在が、研究参加者に対してとった態度についての言及の中で、飛び抜けて頻度が高かったのは、リーダーが彼らに対して「はたらきかけ」をしてくれたというものであった。具体的にそれらは、「話しかけてくれた」「語りかけてくれた」「笑いかけてくれた」といった表現で、またそれらの前には、「私を放って置かず」「会うたびに」といった言葉が頻繁に付随した。話しかけられた結果として、「うれしかった」「大切に思われた」「打ち解けられた」という感想が述べられることも多かった。

またさらに、話しかけてくれた「話し」の内容に関して頻度が高かったのは、「最近どう?」「元気ですか?」「学校は楽しい?」といった、ユースの近況を尋ねる質

問であったこともわかった。グループディスカッションでは、「リーダーが話すために話しかけたのではなく、こちらのことを聞くために話しかけられた」という印象を持った研究参加者の感想が多く語られた。実際に、「話しかけてくれて、私の話をよく聞いてくれた」「向こうから私に興味を持ってくれた」という直接的な言及も多数あった。

またインタビューでは、リーダーが「いっしょに喜んでくれた」「共に悲しんでくれた」という発言もあった。グループディスカッションの話題にそれが上ると、指導者とのラポールの形成に非常に大切な態度であるという発言が相次いだ。ディスカッションにおける研究参加者の表情や口調、さらにはうなずきの大きさや頻度から、それらは非常に大切な要素であることが伺えた。

「〇〇ではなかった」という、ネガティブな態度の不在を示す言葉も、リーダーのポジティブな態度として頻繁に語られたが、それらについては、次項の「ネガティブな態度」で取り扱う。

ネガティブな態度

最も多く語られたネガティブな態度は、「上から目線」であった。グループディスカッションにおいて語られた研究参加者の言葉を用いれば、それは「最悪な態度」で、「すぐ心が閉じる」とのことであった。彼らの表情や口調、またうなずきの大きさや頻度から、多くがそれに賛成していることが見受けられた。上から目線についての具体例を求めると、インタビューや筆記でも同様に現れた、以下のような事柄が挙げられた。

「すごく偉そうな感じ」

「ものごとを決めつけて話す」

「自分の意見を押しつける」

「自分の意見を押し通す」

「頑固で否定的」

「自分ばかり話して、人の意見を聞かない」

「自分は知っていて、生徒は知らないみたいなことを思っている」

「自分が正しいって感じの話し方」

「正論ばかりを口にする」

「こちらの考えを否定する」

「意見を全否定された」

「いつもピリピリしている」

自分に対して「上から目線」を感じた対象の年齢は、20代から60代まで様々で、立場も牧師からユースグループリーダーまで様々であった。

ポジティブな態度に分類された、「話しを聞いてくれる」の反対形、すなわち「話しをきいてくれない」も、「上から目線」と同様に、非常にネガティブな態度として多く語られた。

それらの次に多かったネガティブな態度は「おもてうらがある」であった。具体的には、対象によって表情や口調を変える様子や、時折見せる険しい表情などがこれに当たり、これも上から目線同様、非常にネガティブな感情を多くの研究対象者に抱かせるようである。「人を選んで接していた」「人によってあからさまに態度が違う」といった具体例が挙げられた。

上記以外には、少数意見として「感情的な態度」が挙げられた。人前で怒ったり、声を荒げたり、また感情的な態度に豹変すること等が挙げられた。「感情的な態度」の具体例として挙げられたのは、すべて「怒りの感情」であった。

*比較早見表 (内容の一部)

	ポジティブ	ネガティブ
表情	笑顔が多い	笑顔が少ない、無表情
言葉や声の調子	ゆっくり話す、はっきり話す	早口、はっきりしない話し方
視線・目つき	目を見る、視線を合わす	キョロキョロする
服装	－	－
言語 (言葉)	－	否定的な言葉が多い、丁寧さに欠ける、まとまりに欠ける
態度	話しかける、聞く姿勢がある	上から目線、偉そう、自己中心、独善的、否定的

6 分析と立論

データの分析と立論に取り組む前に、もう一度本研究の目的とその範疇を確認したい。本研究は、研究参加者のユース期におけるクリスチャンのリーダー的存在との個人的な人間関係の中で起こった「ラポールの形成」について、グラウンデッド

セオリーを用いた質的研究を通して調べ、今日のクリスチャンユースに対してポジティブなインパクトを与えることの出来るリーダー像を模索するものである。ではクリスチャンユースとリーダーのラポール形成にはどのような効果が期待できるだろうか。上記したように、心理カウンセリングにおけるラポールの形成は、クライアントの自己開示を促し、自己開示は、有効な治療とヒーリングにつながる。同じように考えれば、クリスチャンリーダーとユースとの間のラポール形成は、ユースの自己開示を促し、自己開示は、リーダーからの適切なアドバイスや、ユースの信仰の成長につながる……という青写真を描くことが出来るかもしれない。ラポールの形成が、心理カウンセリングにおける二者関係の効果的な出発点であるように、クリスチャンリーダーとユースの関係性の有効な出発点になりうるのではないかという考え方である。本研究は他者への自己開示の前段階に位置する「ラポールの形成」に焦点を当てるもので、それ以降の関係性の発展や効果について深く吟味するものではないが、多くの研究参加者は、ラポールが形成されたリーダーとの関係性が、自らのクリスチャンとしてのアイデンティティーの形成や信仰の成長に非常にポジティブな影響を与えたと語っている。

本研究では「リーダー」という言葉を、広い意味で捉えている。今一度その意味を明確にすることによって、研究の範疇を再確認する。

(1) 本研究がとりあげるクリスチャンリーダーとは、研究者によって限定された役職ではなく、研究参加者がユース期に遭遇した、自分をリードする(導く)立場にあったと思われた者がそれに該当する。したがってそこには教会の牧師を初め、役員や教会学校の先生といった、様々な立場の者が含まれている。

(2) 本研究がとりあげるクリスチャンリーダーとユースの関係性は、あくまでも一対一の個人的なものであり、リーダーとユースグループ全体の関係性、またリーダーのユースグループに対するリーダーシップについて吟味するものではない。

(3) 本研究がとりあげる「ラポール形成」は、クリスチャンユースとリーダーの関係性の、「初期の段階」(第一印象も含む)に焦点が当てられている。したがって、長年に渡って徐々に形成される人間関係といった側面を検証するものではない。

グラウンデッドセオリーの性質や、その長所や短所をも踏まえうえて、上記の研究結果の分析と立論に取りかかりたい。

(a) クリスチャンユースとの間の壁は、多くが思うほど高くない。

「ユース理解の難しさ」「ユースを導くことの困難さ」は、教会の内外で、特に中年期以降のクリスチャンによって頻繁にささやかれる言葉である。確かに多様化する近年の若者文化や価値観、また若者のボキャブラリーを理解することは容易なことではない。ユース文化は目まぐるしく変化し、様々なサブグループがひっきりなしに現れては消えていくという現象も繰り返して起こる。しかし一方で、本研究の研究対象者になった多くの若者は、それぞれのユース期にラポールを形成することができたリーダー的存在のクリスチャンに、自分より年上（祖父や祖母の年齢の対象者を含む）を挙げている。この研究結果は、「自身も若者でなければ、ユースとの間に良い関係を築くことはできないのではないか」というキリスト教会内にありがちな考え方に疑問を投げかけるものであると考える。クリスチャンリーダーの年齢を、ラポールが形成できない理由として挙げる発言は、研究の中で一切見当たらなかった。グループディスカッションでは逆に、ラポールを形成することができた牧師の年齢の高さを、ポジティブなものとして強調する発言も複数回見受けられた。高年齢のクリスチャンリーダーとのラポール形成を、若いリーダーとのそれより容易であるとするような発言はさすがに無かったが、少なくともリーダーの年齢そのものが、クリスチャンユースとのラポール形成の大きな障害となることは、本研究の結果からは考えにくく、したがってクリスチャンユースとの年齢の壁はさほど高くないと言えるのではないだろうか。

また本研究に参加した若者が、ユース期にラポールを形成したリーダー的存在として挙げた者には、教会の牧師、伝道師以外にも、教会の役員、日曜学校の教師、中高生会リーダー、一般信徒、さらには同じユースグループの先輩も含まれていた。それらすべてのリーダーが、たとえばユースに特化したトレーニングや教育を受けた者であったとは考えにくい。またユースとの間にラポールを形成することができるのは、教会やユースグループリーダーとして特別に任命された者だけということでもないようである。このデータが示唆するのは、どのような立場のクリスチャンでも、ユースとの間にラポールを形成することが可能であるということではないだろう。

一方で、ラポールを形成できたリーダー的存在として挙げたクリスチャンの性別が、女性の研究参加者の場合、男女ほぼ同数であったのに対し、男性の研究参加者の場合は男性のみであったという研究結果には、現時点でもまだ多くの謎が残る。男性がラポールを形成できなかったリーダー的存在として女性を挙げているが、そ

の数は2名で、やはり女性の研究対象者と比べるとそこには大きな隔りがある。ユース期の男子が女性に対して持つ、思春期特有の苦手意識や、思春期の男子に対するクリスチャン女性の苦手意識等の存在の可能性を挙げることが出来るかもしれない。また本研究の男性参加者が、女性リーダーとの関係性を欲しなかったという可能性も残る。この結果に関しては、今後の研究課題としたい。

(b) 非言語コミュニケーション、特に表情と視線はとても重要である。

ラポール形成において非言語コミュニケーションを重視することは、心理カウンセリングの分野では非常に初歩的で常識的な知識である。林(2006)は、対人関係における第一印象の50%以上が、非言語コミュニケーションから形成されていると指摘している⁽¹⁹⁾。Tickle-Degnen & Rosenthal (1990)は、笑顔(smile)という非言語コミュニケーションの、ラポール形成におけるポジティブ性を繰り返し強調し⁽²⁰⁾、また西柳(2005)は、二者の関係性と視線量の相互関係を研究し、初対面の場合、視線が合わない相手に対して人は、より慎重な印象を持つことを示唆している⁽²¹⁾。心理カウンセリングにおける非言語コミュニケーションには一般的に、対人距離、凝視、身体接触、身体の向き、身体の傾き、顔の表出性、話しの持続期間、話しの中断、姿勢の開放性、関係性を表すジェスチャー、頭によるうなずき、声の抑制話す割合等が含まれている⁽²²⁾。本研究では、研究対象者によって、ユース期の彼らとクリスチャンリーダーとのラポール形成に重要な役割を果たす非言語的的刺激として、表情、言葉や声の調子、視線、目つきが挙げられたが、それらは上記のリストに含まれるものである。心理カウンセラーの多くが、クライアントとのラポール形成を築くことを望みつつ、自らの非言語コミュニケーションをコントロールするように、クリスチャンユースと向き合う者が、表情、視線、目つきに注意することは、やはり重要であると言えるだろう。

非言語コミュニケーションの中で、研究参加者によって特に強調されたのは、リ

(19) 林伸二「第一印象の形成」『青山経営論集』40(4)、青山学院大学経営学会、2006年、53-78頁

(20) Tickle-Degnen, L. and Rosenthal, R. (1990). "The nature of rapport and its nonverbal correlates." *Psychological Inquiry*, Vol. 1 (4), pp. 285-293.

(21) 西柳美香「面接場面において面識の有無と視線量の違いが印象形成に及ぼす影響と生理的反応について」『青山心理学研究』(5)(別冊)青山学院大学心理学会、2005年、13-16頁

(22) Patterson, M. L. (1983). *Nonverbal behavior: A functional perspective*. New York: Springer-Verlag. (『非言語的コミュニケーションの基礎理論』工藤力監訳、誠心書房、1995年)

リーダーの笑顔であったが、笑顔に対しては、以下のようなネガティブなコメントもあった。「笑顔というか、いつもニヤニヤしていた」「顔は笑っていたが、目は笑っていないようだった」「影のある笑顔で、疲れが見えた」作り笑顔や、無理をして作った笑顔は、ユースに見破られてしまうと言うことかもしれない。クリスチャンリーダーが、自分の笑顔が実際にどんな印象をユースに与えるかについて敏感になることも必要かもしれない。

(c) ユースに対して積極的に話しかけ、さらにゆっくりとわかりやすく話すことが大切である。

心理カウンセリングでは、多くの場合、クライアントは自ら望むか、または他者の助言や推薦によってカウンセラーのもとに向かう。またクライアントは、やはり多くの場合、カウンセラーは自分の話に耳を傾け、自分との関係性を築こうとする存在であることをあらかじめ認識している。一方クリスチャンユースとリーダーの間に、そのようなアレンジメントや理解があらかじめ存在することは少ない。ユースは、リーダーに話しかけられてはじめて、相手が自分に興味を持ち、自分との間に関係性を築こうとしていることに気づくのである。多くの研究参加者は、「はじめに声をかける」というイニシアチブをリーダーがとったことを、ラポール形成の第一歩と考えたようである。

また話しかけの際には、ゆっくりとわかりやすく話すことが求められている。非言語行動のうち音声に関するものは、心理学用語で「パラ言語」と呼ばれ、それは2つに大別される。1つは声の質であり、リズムや速さ、発音の明瞭さ、イントネーション、アクセントなどである。もう1つは発声法で、ひそひそ声、ため息、あくび、咳払い、声の大きさや高低、あいづち、間、そして沈黙もこれに分類される⁽²³⁾。パラ言語は音声で情報を伝える場合に、話す者の真意を表現する重要な役割を担っていると考えられており、心理カウンセリングにおけるラポールの形成において重要視されている。非言語コミュニケーションの一部として「言葉や声の調子」が挙げられたことはすでに述べたが、これはそれにあたる。ゆっくりとわかりやすく話すことは、ただ単に言語的インフォメーションをわかりやすく相手に伝えるだけではなく、それはリーダーの、人としての「フレンドリーさ」や「暖かさ」をユースに伝える手段でもあることが研究結果から伺える。心理カウンセラーの多くが、

(23) 西垣悦代『発達・社会からみる人間関係』北大路書房、2009年、144頁

与えられたカウンセリングの現場において、クライアントとのラポール形成を築くことを望みつつ、自らのパラ言語によるコミュニケーションに細心の注意を払うように、クリスチャンユースと向き合う者が、場所作りのためにイニシアチブを発揮してまずこちらから声をかけ、また言葉や声の調子を通して相手に安心感を与えようと心がけることはとても重要であると言えるだろう。

(d) ユースに対して何を話すかより、どう聞くかが大切である。

他者との人間関係作りがうまくいかず、対人スキルの欠如に悩む若者が日本には多く存在する。クリスチャンユースの中にも、同じような弱さや悩みを持ち合わせる者が多くいるであろう。アイデンティティーの形成が発達段階にあるクリスチャンユースがリーダー的存在と出会うとき、「相手から拒絶されないだろうか」「自分の気持ちを相手は受け止めてくれるだろうか」といった不安を抱くことも十分考えられる。クリスチャンリーダーは、ユースの持つそのような不安感の存在を認識すべきであろう。また思春期は、親やその他の権威者の欠点が目に付き、そのような存在に対する批判や反抗が始まる時期でもある⁽²⁴⁾。その時期に、新しい人間関係、特に自分よりも年齢が上の者との関係を築くのは容易なことではない。

クリスチャンユースにとってのリーダー的存在は、必然的に年齢や立場が彼らより上になるケースがほとんどであるが、そのような者との関係性の中で、研究参加者がユースの時期に最も苦手とした（または嫌った）態度のひとつに「上から目線」が繰り返し挙げられた。「上から目線」は若者の最近のボキャブラリーである。現代用語の基礎知識の編集者でもある亀井（2008）は、この言葉を以下のように定義する。

「上から目線：自分を上位とみなして、相手を見下す言動をさす。「うえから」と略して使われることも多い。尊大な態度をとったり、何かを決め付けてけなしたり、指示や命令をしたり、恩を着せるようなことをいうなどがそれにあたる⁽²⁵⁾」

本研究の研究参加者の多くによって「上から目線」的な態度として挙げられた具体例は、上記の定義に沿ったものであり、「一方的」「決めつけ」「否定的」といったキーワードが多く登場した。「上から目線」と同様に、ネガティブな態度として語られたのは、「話しを聞かない」であったが、「話しを聞かない」は、横柄な態度

(24) 後藤晶子『ライフサイクルからみた発達臨床心理学』ナカニシヤ出版、1995年、142頁

(25) 亀井肇「上から目線」<http://dic.yahoo.co.jp/newword?ref=1&index=2008000317>（リンク最終確認日 2010年9月16日）

として受け取られており、「一方的」「決めつけ」「否定的」等の表現と同列に並ぶ言葉として分類することが出来る。

一方で、ポジティブな態度として挙げられた「話しかけ」の具体的な内容に関する質問に対して明らかになったのは、それらの多くが、「最近どう?」「元気ですか?」「学校は楽しい?」といった、ユースの近況を尋ねる質問であったことであった。多くの場合「話しかけ」の内容は、リーダーから一方的に送られるインフォメーションではなく、リーダーからの「質問」であり、それは「話を聴く」ための「話しかけ」なのである。研究結果の (e) では、リーダー的存在から発せられた言語コミュニケーションに対して、ネガティブなコメントが非常に多かったことに言及したが、もしそれらの言語コミュニケーションが、リーダー側から一方的に発せられたメッセージとして彼らに受け取られたのであれば、彼らがそれに対してラポール形成を阻むものという感想を持ったことに必然性を認めることが出来るであろう。

クリスチャンリーダーが意図的に、ユースに対して「上から目線」で話すということは考えにくいですが、「ユースに教えてあげたい」「彼らに良いアドバイスをしてあげたい」と願うあまり、権威をも感じさせる強い言葉で語ってしまったことが、かえって思春期の彼らの心を閉ざし、ラポールの形成を阻害する結果になってしまうことは十分考えられる。福家 (2004) は、臨床心理学における面接法に関する記述で、ラポール形成のためにカウンセラーは、クライアントの話しに「一生懸命耳を傾け」そして「ひたすら聴かなくてはならない」と繰り返し述べている。それは「聴く」という態度が、相手にとってはカウンセラーからの「興味」や「受容」を意味するからである⁽²⁶⁾。心理カウンセリングのクライアントと同様に、ユースは自らが「受容」されたと認識してはじめてその心を開き、相手とラポールを形成し、自己を開示し、さらに相手に耳を傾けるようになるのではないだろうか。個人的な関係性の中で、クリスチャンリーダーがユースに「教え」、また「重要なアドバイスを与える」のは、ラポールの形成の後であるということを認識しなければならないであろう。

7 共感性の定義とキリスト教的理解

研究参加者の語る言葉に耳を傾け、またそれに呼応する心理学の諸研究に目を向

(26) 福家武人『現代の臨床心理学』学術図書出版社、2004年、80-81頁

ける中で、研究者が度重なる考察を迫られた課題があった。それは心理カウンセリングでのラポール形成において頻繁に用いられる「共感性」という言葉の、さらに詳しい定義を知ることの必要性と、またその概念が、キリストCHANによってどのように理解されるべきなのであろうかという2点である。すでに言及したように、「共感性」とは特にカウンセラーの立場からクライアントとの関係性を考慮する場合に重要な課題として頻繁に挙げられるもので、カウンセラーがクライアントの話しを真剣に傾聴し、また語られる内容を真摯に理解しようという姿勢を指す言葉である。一般社会においても、「共感」という言葉は頻繁に口にされ、またキリスト教会においてもそれは、信仰者の持つべきポジティブな態度として語られることが多い。以下で、共感性という言葉のくわしい定義を探りつつ、キリストCHANがそれに対してどのような認識を持つべきかについて考察したい。

「共感」という概念に関する研究は、ドイツ人哲学者で心理学者のテオドール・リップスが用いた *einfühlung* という言葉によって始まり⁽²⁷⁾、米国人心理学者のエドワード・ティチナーがそれを *empathy* と訳して以降、さらに心理学の分野で広がっていった⁽²⁸⁾。*einfühlung* は、やはりドイツ語の *verstehen* と比較されて理解されることが多い言葉でもある⁽²⁹⁾。*Verstehen* が、相手に対する「理解」として訳されるのに対し、*einfühlung* は、「感情移入」や「自己投影」といった概念を持つ言葉である。すなわち共感するとは、単に相手を理解することではなく、感情も伴って、相手に対して一歩も二歩も進んで歩み寄り、相手と共になることを指す。また英語の *empathy* は、やはり英語の *sympathy* と比較されることによって、その意味合いの明確化が計られることが多い。*empathy* が、「共感」や「他者に対する深い理解」という意味を持つのに対し、*sympathy* は、「同情」や「あわれみ」と訳される。すなわち共感とは、感情的に相手を察するだけでなく、理性的な相手の理解を含んだ言葉でもあると言える。米国の心理学者ロジャーズは、クライアント中心療法の説明の中で、この両者 (*empathy* / *sympathy*) を比較し、共感を

(27) Lipps T, *Grundtatsachen des Seelenlebens*. Bonn, Germany, Cohen, 1883.

(28) Titchener EB, *Lectures on the Experimental Psychology of Thought Processes*, New York, Macmillan, 1909.

(29) Wilhelm Dilthey, 1961-. *Gesammelte Schriften*. 15 vols. Leipzig: Teubner Verlagsgesellschaft.

カウンセラーの持つべき基本的な態度として強調している⁽³⁰⁾。さらに米国の教育学者ネル・ノディングスは、empathy という言葉を、engrossment という概念を用いて説明する。engrossment は、一般的には「専心」や「没頭」と訳されるが、英語では、occupy wholly または、absorb という意味を持つ言葉でもある。ノディングスは、共感を、「自らを他者に埋没させること」とであると語り、それは感情的にも理性的にも相手の身になって感じ、考え、また行動することであると述べている⁽³¹⁾。

では「共感性」は、クリスチャンによって、どのように取り扱われるべき概念であろうか。キリスト教会において、クリスチャンの持つ「共感性」という態度の重要性が語られるとき、最も頻繁に引き合いに出される聖書の言葉は、ローマの信徒への手紙 12 章 15 節であろう。「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい」というこの短い節に対して、教会の歴史上、様々な解釈が施されてきた。宗教改革者ルターはその説教において（この節には直接的に触れていないが）、12 章 13 節以降の文脈の中から、当時の社会背景に言及しつつ、迫害されている者や、様々な誘惑の中で苦しむ者に対する、キリスト者の持つべき哀れみ深い、愛の態度のひとつの現れとして、共に喜び、共に泣くことの重要性を示唆している⁽³²⁾。宗教改革者カルヴァンは、ローマ書注解の中で、15 節はパウロが、キリスト者が互いに愛し合うことの真の意味と、その模範的態度を教えている箇所であると語っている⁽³³⁾。両者の聖書解釈に共通するのは、神の愛を模範とした、キリスト者間の相互愛である。

哲学的、心理学的、また教育学的な「共感性」の定義の一部を上記したが、多くの場合それらは学術的、または職業的な定義であり、特に職業的な定義は、技術論的要素の強いものとなる傾向にあると言えるかもしれない。しかし宗教改革者の聖

(30) Rogers, C. R. (1959). *A theory of therapy, personality and interpersonal relationships, as developed in the client-centered framework*. In S. Koch (Ed.), *Psychology: A study of science*, (Vol. 3, pp. 210-211; 184-256). New York: McGraw-Hill.

(31) Nel Noddings, *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, Berkley: University of Berkley Press, 1984, p. 31.

(32) Martin Luther, *Luther's Works: Vol.25 Lectures on Romans*. Glosses and Scholia. Concordia Pub. Hou. 1972, pp. 461-463.

(33) John Calvin, *Commentary upon the Epistle of Saint Paul to the Romans*, Printed for the Calvin Translation Society, Edinburgh, 1844, p. 357.

書解釈と、さらには今日のキリスト者の多くも賛成するであろうクリスチャン的
理解における「共感性」には、哲学的、心理学的、また教育学的な「共感性」の定義
には含まれない、「愛」の概念が必ず含まれるのではないだろうか。

クリスチャンリーダーがユースと向き合おうとするとき目の前に現れるのは、社
会が生み出す様々な歪みと、思春期特有の精神的葛藤の中にあって、傷つきやすい
自我を持つ、ある意味ナイーブな存在である。クリスチャンリーダーは、自らの言
動に細心の注意を払いつつ、彼らに歩み寄り、感情的にも理性的にも相手の身にな
って感じ、考え、ラポール形成を目指しつつ行動することが求められる。そしてク
リスチャンとして、第二ペトロ1章5-7節に「信仰には徳を、徳には知識を……
信心には兄弟愛を、兄弟愛には愛を加えなさい」とあるように、何にもましてそこ
に愛を加えなくてはならないのである。

8 最後に…

最後に質的研究の特徴をもう一度確認してこの研究を閉じたい。量的研究との比
較で考える時、質的研究はその性質上、データ収集から分析に至るまで、研究者の
主観が入る余地が残されており、またそれを抜きにしては成立しないものである。
本研究は、マイケル・クイン・パットンによって示されたグラウンデッドセオリー
の研究手法に忠実に実施され、研究者は細心の注意を払い、客観的なデータ収集、
既存の研究との比較分析、そして立論の形成に努めたと自負するが、研究結果を
ある程度の信頼に値するものと見るか、あるいは客観性に欠ける駄論とするかは、
当然意見が分かれるところであろう。繰り返しになるが、本研究は限られた数の研究
参加者を対象にして行われているため、その結果を直ちに広く一般化することが出
来るといった性質の研究ではない。さらに時の流れと共に、ユース自身も、ユースを
とりまく社会も、また研究者自身も様々な変化を遂げることから、研究結果の実際
の有効期間も様々であろう。しかし一方で本研究は、第三者の推論や試論だけに基
づくものでも、過度に一般化された人間論や文化論だけに基づくものでもなく、現
象が実際に起こっている現場、つまり「グラウンド」(地面、地べた)から直接に
得られたデータを分析し、そこから沸き上がるパターンや規則性を通して構築され
たものであり、その結果は、最も現実に近いものである可能性を持っている。以前
にも述べたが、質的研究の結果は、量的研究のそれと対比させ、二項対立の図式
の中でその優劣が競われるべきものではなく、研究の目的を果たすためにあらゆるデ

ータを活用するというスピリットの中で、説得力を持つ実践的な取り組みの手掛かりとして、また問題解決のひとつの糸口を見出そうとする試みとして活用されるべき類のものである⁽³⁴⁾。これから先このような研究が頻繁に実施され、クリスチャンユースの理解が深まり、彼らに対するミニストーリーが情熱を持っておすすめることを祈りたい。

(34) 萱間真美『質的研究実践ノート』医学書院, 2007年, 3, 51頁

大学生のモチベーション、メタ認知、学習スキル

杉谷乃百合

(東京基督教大学准教授)

はじめに

日本の高等教育の現場において、大学生の基礎学力の低下や発達障害に対応する学習支援、就職難や就業定着率の問題に対応するキャリア教育及びキャリア支援、ストレスに対する脆弱性や精神病の軽症傾向に対する学生相談サービス等、大学で教育にかかわる教職員は様々な対応に迫られている。このような日本の高等教育の現場に役立つ学習スキルの教本、*Learning to Learn* (2008) を2011年に本紀要21号において紹介した。この本は大学生に自己調整学習者になることをすすめている。「自己調整学習」とは、学習者が自らの学習プロセスに積極的に関与している学習と定義される。この論稿では、*Learning to Learn* (2008) の大学生の学習メカニズムの理論的背景にもなっている社会的認知理論の立場で、自己調整学習の3要素である、モチベーション、メタ認知、学習スキルに関する理論と最近の研究及び実践を論じる。

1 モチベーション

(1) 社会的認知理論

社会的認知理論は、伝統的な社会的学習理論の欠けを補うごとく、社会的モデリング、観察学習、代理強化等の原理および相互決定論を基盤に、バンデューラ (Bandura, 1986; 1995) により提唱され確立されていった。社会的認知理論では、人間の機能に関する認知は相互的であり、人間の適応と変容の過程においては、認知的、代理的、自己調整的、自己内省的な要因が大切な役割を担う。この相互決定論の概念が社会的認知理論の核に存在するのである。これは、個人要因 (認知、感情、生物学的事象)、行動要因、環境要因が相互作用を生み出し、相互に規定し合うという前提に基づいている概念である。バンデューラはこの概念をもって当時主流であった社会的学習理論に影響を与え、後に社会的認知理論と社会的学習理論と

の区別を明確にしていった。人間の認知が、いかに現実の解釈、自己調整、情報の符号化、行動の遂行などにおいて重要なバンデューラは示したのである。

バンデューラ (Bandura, 1986) の相互決定論の根源には、人間とはいかなる者であるかについて自ら定義を行う個人要因を備え持っているという考えがある。学習という文脈で考えると、学習者は授業や教育の受動者ではなく、能動的に学び、知識を得、行動を起こす者と捉えることができる。これは行動理論の学習者理解と大きく異なる。自己調整学習における学習方略をプランすることや代理経験からの学習、自己内省の能力などはその最たるものといえるであろう。自己調整学習において、動機づけは非常に重要な一面なのである。

(2) モチベーションと学習：学習における自己効力感

バンデューラ (Bandura, 1986) は、最も重要な個人要因として、ある種の自己信念とも言える「自己効力感」を挙げている。彼はこれを *Self-Efficacy: The Exercise of Control* (1997) で明らかにした。自己効力感とは一定レベルの行動を遂行又は獲得する能力に関する信念のことをいう。この効力の信念は物事の選択、何かを願う思いや野心、努力やその維持、更に逆境からの回復力、ストレスや抑うつ等にも影響を与えるとバンデューラは説いている。自己効力感バンデューラの社会的認知理論の核となる概念であり、モチベーションに大きな影響を与える要素なのである。

P. R. Pintrich (1953-2003) は大学生の自己効力感の研究を行った研究者で、大学生の学習における認知、動機づけ、行動の3要因を統合的に着目し、認知心理学によってアプローチされていたそれまでの自己調整理論にモチベーションと感情の要因を取り入れた。Pintrich & De Groot (1990) は認知的方略、メタ認知的方略、リソース管理方略を主要な学習方法として位置づけた。McKeachie, Pintrich らは、これらの方略の使用を測定する質問紙 *the Motivated Strategies for Learning Questionnaire* (the MSLQ) (Pintrich, Smith, Garcia, & McKeachie, 1993) をミシガン大学における *Learning to Learn* のコースを通して開発し、大学生の学習の動機づけ方略を教育現場に周知させることに貢献した。

学習において自己効力は、課題選択、持続性、努力、達成などの活動に影響を及ぼしていることが先行研究で明らかにされている (Schunk, 1995)。Schunk (1998) の実証的な研究では、自己効力が自己調整学習の発達の重要な要素の1つであることが証明されている。自己効力と環境要因との相互作用は、学習障害の子どもを対

象にした研究がなされている。教師からのフィードバックは生徒の自己効力に影響があり、その言葉に説得力があれば自己効力は高まるのである (Licht & Kistner, 1986)。行動と環境との相互作用に関しては、教師や学生の行動と授業環境が相互に影響を与え合う。質問をして学生が間違えた場面で授業の進行が変わる場合などがその例である。

(3) 社会的認知理論による自己調整学習

自己調整 (self-regulation) は様々な立場の理論から研究が行われている。自己調整とは、個人がどのように思考や行動を調整しているのかその在り方を指す。‘自ら学ぶ’ 在り方の「自己調整学習 (self-regulated learning)」の定義は一般的には、個人が学習に必要な適切な知識や技術を習得し、適材適所で自らが行う操作といえる。自己調整学習についての社会的認知理論の枠からの初期研究では、認知、動機づけ、行動のプロセスに能動的に関わる個人の能力に焦点が当てられていたが (Zimmerman & Bandura, 1994)、最近の研究では、感情を調整する能力 (Pintrich & Zusho, 2002; Zimmerman, 2002)、目標達成に向かった特性 (Pintrich & Schuck, 1996) が強調されている。Zimmerman (2001) の定義を使うと、自己調整学習とは学習目標の達成のため組織的に認知、行動、情動を使う持続する過程である。自己調整は自律的プロセスであり、それは学習者がメンタル面の力を学業スキルに変換することを通して成立する。このアプローチでは、学習者が能動的に、積極的に自分自身のために学習という活動を行うのである。そこには目標に向けた活動が含まれ、学習者はそれらの活動を開始、修正、維持する。この自己調整は状況特殊性 (Zimmerman, 1994, 2000) をもち、場面限定的で普遍的な特性ではなく、また特定の発達レベルを指すものでもない。この理論では、学習者は情報を受け身的に受容するというよりは、学習目標に向かって能動的に動き、目標達成を制御しようとする者と理解される。

2 メタ認知

自己調整学習の重要な要素の1つであるメタ認知とは、行為をモニターし、調整や修正のために計画を立てる機能である。つまり自分自身を客観的に把握する能力といえるだろう。メタ認知を大きく2つに分けると、認知状況についての認知であるメタ認知的経験と、認知に関する知識であるメタ認知的知識となる (Flavell,

1987)。メタ認知的知識には、認知的な遂行に影響する人間の認知特性についての知識、課題についての知識、方略についての知識が要素として含まれる。認識論的理論は自己調整に影響する知識の一種とされ (Pintrich & Shunk, 1996)、学習や達成において知ることが果たす役割や知識の性質に関する理論である。認識論的理論の研究では、学習者の認識論的理論が学習者の学業達成目標の設定や認知的方略の使用抑制と促進に関係することが示されている (Pintrich & Zusho, 2002)。

メタ認知的経験では、自己調整の多くのモデルで重要な要素とされる、課題や遂行時に使用するモニタリングが代表例である。モニタリングは、目標に向けた遂行のモニタリングと、課題に関するモニタリングに分けることができる。目標に向けた遂行のモニタリングは、目標と現在の状況のギャップに関する情報を生む。学習者自身が学習の進歩、内容の理解の程度、成績の状況を判断し、行動や認知の修正をすることにより、目標と現在の状況のギャップを埋めることができる。記憶研究において実施されているセルフ・モニタリング研究、調整研究における学習した方略の転移課題への適応、調整とモニタリング研究における処理過程のモニタリングと方略利用の調整等がこれまでに研究されてきている。課題に関するモニタリングの研究では、課題の難易度の違いをモニターできる学習者とそうでない学習者に関する研究によりセルフ・モニタリングの正確さは自己調整の遂行に影響があること、学業達成における自己調整では決壊に対する行動機能に関するセルフ・アウェアネス (自己覚知) が必要であること (Hunter et. al, 1988; Pintrich & Zusho, 2002) が明らかになっている。

メタ認知は、自己調整学習の循環過程：「予見」「遂行コントロール」「自己省察」(図1) に対し重要な機能を果たす。それは、メタ認知的モニタリングと認知的コントロールの密接な関連と循環が自己調整学習の成立の鍵になることを示している。Schunk (2008) の研究では、メタ認知が自己調整に対して及ぼす影響を情報処理過程の立場から具体的に検討し、学習による認知的進歩をモニタリングする技能が自己調整に対して重要であることを指摘している。したがって、メタ認知の働きによって、自己調整学習が成立するかどうか決定されと考え

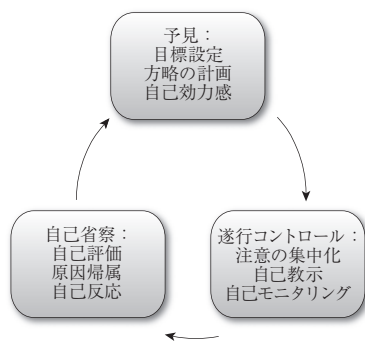


図1 自己調整学習の過程 (Zimmerman, 2008)

られる。

3 学習スキル／学習方略

メタ認知能力が学習を円滑に循環させることを前項で述べたが、自己調整過程には6つの領域（動機、方法、時間、結果、物理的環境、社会的環境）があり、これらの領域の1つかそれ以上、学習者が選択できる範囲のなかで、自己調整が可能と考えられている。Pintrichは自己調整のプロセスで学習という文脈が、行動、動機づけ、認知に加え重要な役割を果たすと述べている（Pintrich & Zusho, 2002）。

学習方略は認知的方略と情動的方略があると考えられている（Pintrich & Zusho, 2002）。認知的方略は記憶や思考に関する方略である。一方、情動的方略は、状況が良くない時ややる気が起こらない時に、気持ちを持ちこたえさせて学習意欲をわかせるための方略である。動機づけに加え、これらの学習方略を使って、自己調整学習を促進、増進するためのプログラムやツールが各国で開発されている。

自己調整トレーニングを教室という環境の中で行うためにZimmermanら（2004）は、自己調整学習サイクルを盛り込んだモデルを提言している。学習者は「自己評価とモニタリング」「目標設定と方略計画」「方略実行とモニタリング」「方略結果のモニタリング」を循環させながら学習を進めるのがのぞましいのであるが、教師は、学習者がそのように学習活動とその結果の関係を理解したうえで自ら評価できるようになるよう支援する必要がある。これまでの研究で明らかにされている熟達した学習の5つのスキルは、計画スキル、管理スキル、文章の要約スキル、ノートを取るスキル、文章作成のスキルである（Zimmerman, 2004）。

学習方略、動機づけ方略といったスタディー・スキルが対面授業で講義され、その後Webに掲載されたアクティビティを行うというブレンディング方式のプログラムが、オハイオ州立大学を中心に実践されている（Tuckman, 2003）。このプログラムでは、Zimmerman（2004）の自己調整学習サイクルの各段階に合わせて4つの方略を学んでいく。第1段階の予見段階では、自己効力感を高めることを目的とし、やや難しいが達成可能な目標を立てることと、自分の学習に責任を負うことの2つを学ぶ。次の遂行コントロール段階では、良い成績を得ることに目標を置き、環境のリソースを見つけ利用する方略が教えられる。最後の自己省察段階では、フィードバックや評価を次の学習へつなげる方略が指導される。Tuckmannの研究では、このプログラム Strategies for Achievement のコースを履修して学習方

略を学んだ学生の GPA の伸びは、履修していない学生よりも有意に高かった。

また、ドイツのエンジニア専攻の大学生に週 2 時間 5 週間に渡り、Zimmerman の自己調整学習サイクルに基づき、教室の教授で自己調整力促進を試みるプログラムが施行された (Schmitz & Wiese, 2006)。トレーニングセッションで学生達は、自己調整のプロセスでキーとなる目標設定、時間管理、計画、行動の自己動機づけ、認知の自己動機づけ、そして集中力等を学んでいく。このプログラムでは、オンライン自己調整学習日誌又は紙ベースの日誌を用い、各トレーニングセッションの前後に学習の遂行に関する質問に答える形で記録をしていく。自己調整学習のプロセスに関するこのトレーニングは、大学生が自ら立てた学習ゴールの達成に効果があることが示されている。

ミシガン大学で McKeachie や Pintrich らを中心に学部入門レベルコースとして発展していった、学習スキルと学習のメカニズム等を学ぶ Learning to Learn は学習方略のプログラムとして注目に値する。Learning to Learn 以後履修する授業において、学習の自己効力感の増大、不安レベルの低下、学習方略使用の増大など、学習に良い影響を与えているという研究結果が出ている (McKeachie, Pintrich, & Lin, 1985; Hoffer et al., 1997)。この *Learning to Learn* からは、MSLQ (the Motivated Strategies for Learning Questionnaire) という認知的方略、メタ認知的方略、リソース管理方略の使用を測定する質問紙が開発されている (Pintrich, Smith, Garcia, & McKeachie, 1993)。

ここで取り上げたのは 3 例に過ぎないが、自己調整学習理論に基づき自律した学習者になるために、アメリカやヨーロッパを中心に、中学、高校のみならず、大学でもメタ認知に重点をおいたアクティブな学び、学習方略に関する研究と実践が盛んに行われている (Azevedo & Cromley, 2004; Dembo, 2008; Winne, et al., 2006)。

結び

学生の学習の動機づけを促進するためには、ただ一方的な講義をしているだけでは不十分と言える全入学時代に突入している。この時代に教鞭をとる教師は、学生が自ら学習を動機づけて促進するためにメタ認知の面からも学習方略やそのメカニズムを理解する責任があるのかもしれない。この論考で取り上げた様々な研究は、学生が自ら学ぶ力をつけるためには、個人的能力の高低よりも、自己効力感や動機

づけに着目し、学習方略をメタ認知の面から建て上げて行くスキルが重要であることを示している。

大学のファカルティー・ディベロプメントにおいては、教員たちが自己調整法サイクルを授業に取り入れ実施したり、自己調整学習のメカニズムののっとり学生を個別にサポートできるようになるための研修を積極的に取り入れてほしい。

[参考文献]

バンデューラ編『激動社会の中の自己効力』金子書房、1995年

Azevedo, R., & Cromley, J. G. (2004). Does training on self-regulated learning facilitate students' learning with hypermedia? *Journal of Educational Psychology*, 96, 523-535.

Bandura, A. (1997). *Self-Efficacy: The exercise of control*. New York: Worth Publisher.

Bandura, A. (1986). *Social foundations of thought and action: A social cognitive theory*. Englewood Cliffs NJ: Prentice-Hall.

Dembo, M. H. (2008). *Motivation and Learning Strategies for College Success: A Self-Management Approach*. Mahwah, New Jersey: Lawrence Erlbaum.

Flavell, J. H. (1987). Speculations about the nature and development of metacognition. In F. E. Weinert & R. H. Kluwe (Eds.), *Metacognition, Motivation and Understanding* (pp. 21-29). Hillsdale, New Jersey: Lawrence Erlbaum.

Hofer, B., & Pintrich, P. R. (1997). The development of epistemological theories: Beliefs about knowledge and knowing and their relation to learning. *Review of Educational Research*, 67, 88-140.

Hunter-Blanks, P., Ghatala, E. S., Pressley, M., & Levin, J. R. (1988). Comparison of monitoring during study and during testing on a sentence-learning task. *Journal of Educational Psychology*, 80, 279-283.

Licht, B. G., & Kistner, J. A. (1986). Motivational problems of learning-disabled children: Individual differences and their implications for treatment. In J. K. Torgesen & B. W. L. Wong (Eds.), *Psychological and educational perspectives on learning disabilities* (pp. 225-255). Orlando: Academic Press.

McKeachie, W. J., Pintrich, P. R., & Lin, Y. G. (1985). Teaching learning strategies. *Educational Psychologist*, 20, 153-160.

Pintrich, P. R., Brown, D. R., & Weinstein, C. E. (Eds) (1994). *Student Motivation, Cognition, and Learning*. Hillsdale, New Jersey: Lawrence Erlbaum.

Pintrich, P. R., & De Groot E. V. (1990). Motivational and self-regulated learning components of classroom academic performance. *Journal of Educational Psychology*, 82, 33-40.

- Pintrich, P. R., & Schunk, D. H. (1996). *Motivation in education: Theory, research and applications*. Englewood Cliffs, NJ: Merrill Prentice-Hall.
- Pintrich, P. R., Smith, D. A. F., Garcia, T., & McKeachie, W. J. (1991). *A Manual for the use of the Motivated Strategies of Learning Questionnaire (MSLQ)*. Ann Arbor, MI: National Center for Research to Improve Postsecondary Teaching and Learning, University of Michigan.
- Pintrich, P. R., Smith, D. A. F., Garcia, T., & McKeachie, W. J. (1993). Reliability and predictive validity of the Motivated Strategies for Learning Questionnaire (MSLQ). *Educational and Psychological Measurement*, 53, 801-813.
- Pintrich, P. R., & Zusho, A. (2002). The development of academic self-regulation: the role of cognitive and motivational factors. In A. Wigfield & J. S. Eccles (Eds.), *Development of achievement motivation* (pp. 249-284). New York: Academic Press.
- Schmitz, B., & Wiese, B. S. (2006). New perspectives for the evaluation of training sessions in self-regulated learning: Time-series analyses of diary data. *Contemporary Educational Psychology*, 31, 64-96.
- Schunk, H. D. (1995). Self-efficacy, motivation, and performance. *Journal of Applied Sport Psychology*, 7, 112-137.
- Schunk, H. D. (1998). Teaching elementary students to self-regulate practice of mathematical skills with modeling. In D. Schunk & B. Zimmerman (Eds.), *Self-regulated learning: From teaching to self-reflective practice* (pp. 137-158). New York: Guilford.
- Schunk, H. D. (2008). *Learning Theories: An educational perspective*. Englewood Cliffs NJ: Prentice-Hall.
- Tuckman, B. W. (2003). The effect of learning and motivation strategies training on college students' achievement. *Journal of College Student Development*, 44, 430-437.
- VanderStoep, S. W., & Pintrich, P. R. (2008). *Learning to learn: The skill and will of college success*. Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.
- Winne, P. H., Nesbit, J. C., Kumar, V., Hadwin, A. F., Lajoie, S. P., Azevedo, R., et al. (2006). Supporting self-regulated learning with Study software: The learning kit project. *Technology, Instruction, Cognition and Learning*, 3, 105-113.
- Zimmerman, B. J. (2000). Attaining self-regulation: A social cognitive perspective. In M. Boekaerts, P. R. Pintrich, & M. Zeidner (Eds.), *Handbook of self-regulation* (pp. 12-39). New York: Academic Press.
- Zimmerman, B. J. (2001). Achieving academic excellence: A self-regulatory perspective. In M. Ferrari (Ed.), *Pursuit of excellence* (pp. 85-109). Mahwah, NJ: Erlbaum.
- Zimmerman, B. J. (2002). Achieving self-regulation: The trial and triumph of adolescence. In F. Pajares & T. Urdan (Eds.), *Academic motivation of adolescents* (pp. 1-27). Greenwich,

CT: Information Age.

Zimmerman, B. J. (2004). Sociocultural influence and students' development of academic self-regulation: A social-cognitive perspective. In D. M. McInerney & S. V. Etten (Eds.), *Big Theories Revisited* (pp. 139-164). Charlotte, NC: Information Age Publishing.

Zimmerman, B. J. (2008). Investigating self-regulation and motivation: Historic background, methodological developments, and future prospects. *American Educational Research Journal*, 45, 165-183. doi: 10.3120/0002831207312909

Zimmerman, B. J., & Bandura, A. (1994). Impact of self-regulatory influences on writing course attainment. *American Educational Research Journal*, 31, 845-862.

Zimmerman, B. J., & Schunk, D. H. (2004). Self-regulating intellectual process and outcomes: A social cognitive perspective. In D. Y. Dai & R. J. Sternberg (Eds.), *Motivation, emotion, and cognition: Integrative perspectives on intellectual functioning and development* (pp. 323-349). Mahwah, NJ: Erlbaum.

「他者をつなぐとりなし手」⁽¹⁾を育てる 留学生教育における日本語教育の役割

柳沢美和子

(東京基督教大学准教授)

序論

文部科学省（以下「文科省」と略す）は2008年7月に「留学生30万人計画」を策定したが、その内容は、2020年を目処に留学生を、現在の13万人から、大学に在籍する学生総数の1割に当たる30万人に増やすというものである。

その目的は「国際競争力の維持・向上，人材育成を通じた知的国際貢献，……友好関係が深化し，ひいては世界の安定と平和に資する⁽²⁾」更に、「我が国を世界により開かれた国とし，アジア，世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大することが必要であり，そのような『グローバル戦略』展開の一環として『留学生30万人計画』を位置づけ，（中略）今後5年間で大幅な拡大を目指すこととする⁽³⁾」

そして文科省は，優秀な留学生を獲得するためには，英語のみで学位が取れることが重要だとする一方，「日本語を全く学習しなくても良いことを意味するものではない⁽⁴⁾」つまり文科省自身も，留学生に日本語を学んでほしいものの，現段階ではどこまで日本語が必要なかが明確に出来ないのが現状である。

しかし留学生が，日本と日本人から良きものを学び，「日本に留学したことが誇りに思える⁽⁵⁾」ためには，日本語学習の果たす役割は決して軽んじられてはならない。東日本大震災の後，日本在中の外国人の方々から，日本国民が示した美德

(1) 東京基督教大学学長・倉沢正則氏，東京基督教大学20周年記念行事主題講演「宣教200年に向かうTCUの使命」より，本人の承諾の下引用。

(2) 「『留学生30万人計画』の骨子」とりまとめた考え方に基づく具体的方策の検討，1頁。

(3) 同上。

(4) 同10頁

(5) 同12頁

— 公共のモラル、正直さ、助け合いの精神等々 — を賞賛する声が多く寄せられた。しかしこれらの美德は、留学生が実際に日本人のコミュニティーの中に足を踏み入れ、日本語を駆使して日本人と交わり、信頼関係を築いて行く時に初めて学んでもらえるものだと思う。

日本へ来てでも日本語を話さず外国人のみと交わり、自身の目的を追求する「お客さん留学生」に留まるか、日本と日本人への愛に成長し、日本人の真の友となれるか——本稿では、その鍵となるのが日本語学習であると主張する。島国日本と云えど、多言語・多文化社会への移行が進むことは現実問題である。本稿では、留学生教育において日本語学習が果たす役割について「留学生30万人計画」の提案を考察し、次に筆者の所属する東京基督教大学の「アジア神学コース」を事例に日本語学習が留学生教育、および将来多文化共生社会に仕えることになるであろう日本の地域教会においてどのような意味を持つのかを考える。

1 「優れた留学生の戦略的獲得」——「30万人計画」が目指すところ

上の見出し——「優れた留学生の戦略的獲得」——は、文科省が作成した「『留学生30万人計画』の冊子」の第一章の標題である。「優れた留学生」に来てもらえるに越したことはない。しかし、なんのために「優れた留学生」に来てほしいのか。序章にも述べたように、人材育成を通じた知的国際貢献、また世界平和に寄与することを掲げつつ、同時に「国際競争力の維持・向上」のため「ヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する⁽⁶⁾」つまりは国益——自国の利益の追求である。

そして世界の大学と競い、優秀な留学生を獲得するには「英語のみで学位が取れることが重要である⁽⁷⁾」とする。平成17年度において、英語による授業のみで単位を取得し卒業できる大学は5大学6学部、また大学院研究科は、平成18年度で57大学101研究科。よって文科省は、英語で授業を受け、英語のみで学位が取れるコースが大幅に増大することが必要だと主張する⁽⁸⁾。「日本で学んだ留学生がその能力を生かして日本で働き、日本の経済社会を日本人とともに支えていくことが望まれる⁽⁹⁾」。しかし英語のみで教育を受け、日本語を話さない留学生に、日本人と共

(6) 同1頁

(7) 同上

(8) 同上

(9) 同上

に日本の社会を支えて行くことはどこまで可能だろうか？ 留学生教育は、自国の経済に資する「人材」ではなく、「人そのもの」を育てることだということを受け入れ側は心すべきである。

2 英語か日本語か

先述のように文科省は、優秀な留学生を獲得するために、英語のみで学位が取れることが必要だと主張する。英語のみのコースについては、教員の英語力が十分かどうか懸念もあるようだが⁽¹⁰⁾、「国際化拠点整備事業」——いわゆる「グローバル30」に指定された13大学等、英語化への動きは既に始まっている。

従来日本に留学するためには、高い日本語能力に加え、英語等の外国語も必要とされて来た。つまり日本人学生の入試と同じ扱いである。大学入学には日本語能力試験1級程度——入学直後から、日本人の学生と机を並べて勉強できる日本語力が求められ、そのため資金が許す限り、まず日本で日本語学校に通い、大学進学を目指す——そのような留学生が少なくなかった。それが英語のみで良いということは、入学の時点で間口が広がることを意味する。これまでは中国・韓国・台湾と言った漢字圏・旧漢字圏からの留学生がほぼ80%に達するなど、圧倒的な割合を占めて来た⁽¹¹⁾。しかし英語ならば非漢字圏からも学生を募ることができる。

加えて、これまで日本語で行われていたため、大学の講義の内容は世界に伝わりにくく、よって評価されて来なかった。しかし英語ならば、より広く世界に実力を発信できる利点はある⁽¹²⁾。そしてよく言われる「キャンパスの国際化」——日本人学生にとって留学生の存在は、日本にいながらにして異文化体験を可能にし、日本人学生の英語力の向上にもつながる。国際感覚が養われ、新たな人的ネットワークも築くことができる⁽¹³⁾。

確かにこのようなメリットは期待できると思われるが、「国際化＝英語」という安易な英語至上主義に警鐘を鳴らす意見もある。明治期において日本の高等教育機関は、外国人教師によって、日本語以外の言語、多くは英語で教育が行われていた。しかしその後、夏目漱石を始め、欧米留学から帰国した知識人が日本語で講義を行

(10) 「グローバル30と今後の留学生活」『留学交流』2010年8月号、2-15頁。

(11) Higher Education Bureau, MEXT, 2007.

(12) 「グローバル30と今後の留学生活」『留学交流』2010年8月号、215頁

(13) 『留学生30万人計画』の骨子」とりまとめた考え方に基づく具体的方策の検討、10頁

うようになった。福沢諭吉・夏目漱石などは、英語で知識を吸収しつつ、日本語でその成果を表し、その過程で日本語が国語として成立して行った⁽¹⁴⁾。酒井順一郎氏によれば、現在世界で、専門教育を自国語で行える高等教育機関は二桁に過ぎない。よって氏は、日本語で講義を行うことは極めて意義深いことだと主張する。逆に英語での授業が増えれば、日本語で高度な知的作業をする必要性は低下して行く⁽¹⁵⁾。教育機関として自国語で高等教育を行う能力を失うということである。

東京基督教大学において行われている神学教育においても、シンガポールにある三一神学院で教鞭を取るマイケル・プーン氏は、自国語で、自国語の文献を用いて高度な神学教育が受けられる日本は、アジアにおいて例外的に恵まれた存在だと言う。他のアジア諸国では、かつて植民地であった影響が神学教育にも及び、教会は献身者を養成するために欧米へ送らなければならず、神学校の図書館でも最新の資料は全て欧米から寄贈されたものである⁽¹⁶⁾。日本でも大学院レベルになると英語の文献が増えるらしいが、英語でその成果を発信して行くことは大切にしつつ、他が英語化に向かう中、安易な英語至上主義に走ってはならないと思わされる。

また「英語至上主義」は、留学生自身にもマイナスの効果をもたらす。日本人と交わらない、よって日本人の真の友となれないことは言うまでもないが、特に学生指導上、英語で指導できなければ、それを逆手に取られる可能性がある。日本人には英語コンプレックス——英語が苦手だという意識がある。そのように感じる必要は全くないと思われるが、実際、留学生が英語で応対して来れば、そこで態度を和らげる。もしくは何も言わない。結局は指導が成立しない。留学生はこうして、英語を話せば指導も免れる等「特典」に与れることを学んで行く。「英語至上主義」は人を育てるところか、人を甘やかす、駄目にして、母国に送り返す危険をもはらんでいるのである。

3 東京基督教大学の「アジア神学コース」プログラム

東京基督教大学では、2001年度より「アジア神学コース」が始まった。日本語

(14) 酒井順一郎「日本留学界の原点 日本語」『留学交流』2011年3月号、22-25頁

(15) 同上

(16) Poon, Michel. (2006). Theological Education and Nation Building: Seminary Teachers and Librarians as Partners in Mission in Southeast Asia. *Trinity Theological Journal* Vol. 14, pp. 124-139.

以外は卒業要件である 125 単位が英語で提供される 4 年制のプログラムである。ゴールは、本学の神学教育を通して世界、特にアジアに貢献する学生を育てること——教会と社会に仕え、母国との架け橋となる誠実な学生を育てることである⁽¹⁷⁾。「アジア神学コース」の「アジア」は「アジアで教育を施す」という意味であり、主に「アジアから」学生を募るという意味ではない。世界中から、アジア、特に日本という文脈の中で、神学とリベラルアーツを学びたい学生に、授業料・寮費を含めた特別奨学金を提供する⁽¹⁸⁾。2012 年 1 月現在、10 カ国 25 人が在籍している。国別に見ると、アジアからはインド、フィリピン、マカオ、ミャンマー（五十音順、以下同様）、アフリカからはウガンダ、カメルーン、ケニヤ、ジンバブエ、北米ではアメリカ合衆国、南米ではペルー、この他既に卒業した学生も含めると、インドネシア、スリランカ、ドイツ、ネパール、マレーシア等が加わる。卒業時には神学士の称号と、学生から希望がありまた必要な課目を履修すれば、日本語・日本文化 (Japanese Studies) の副専攻を修了したことが認められる。

学生は 2 年間授業で日本語を学ぶ他、寮では日本人の学生と生活空間を共にし (留學生寮というものは存在しない)、殆どが二人部屋で日本人の同室者を与えられる。そして食堂で三度の食事を共に食し、昼のチャペル礼拝も通訳を通して日本人学生と同じメッセージを聞く。また「教会実習」という科目が全学生の必修であるため、原則として最初の 2 年間は英語を話す、もしくは日英バイリンガルの教会に通い、後の 2 年間は日本語を話す教会で実習を行う。

(1) 「アジア神学コース」の日本語

先述のように「アジア神学コース」の学生は 1 年次・2 年次と 2 年間日本語を学ぶ。火曜日から金曜日まで週 4 日間、1 回 70 分、最も標準的なカリキュラム・進度である。ただ小規模校ゆえレベル別のクラスにできないので、語学に長けている者もそうでない者も一緒に授業を受けることになる。レベルの差は授業が進むにつれて顕著になり、結局は一番理解の遅い学生に併せざるを得ないので、漢字など早く進みたい学生には我慢してもらっているのが現状である。

個人差はあるが、日本語環境にいたので、総じて日本国外で学ぶ学生に比べて話す方は少し早い。一番の利点は、非言語の部分も含めて自然な日本語が身につくことである。しかし、読み書きは遅い。筆者の経験から、アメリカ合衆国・シンガポ

(17) "Our Commitment" at Tokyo Christian University (<http://acts.tci.ac.jp/commitment>)

(18) 同上

ール等国外で日本語を学ぶ学生の方が、文法も漢字も正確に、きちんと覚えて来る。本学の場合、個人差はあるが、「日本語は2年で終わる」という思いからか、習った端から忘れて行く学生が大半である。

中級後半ぐらいから、漢語（いわゆる音読みの漢字）を学び始め、以後その割合がぐっと増えることになる。つまり今まで「朝ご飯、昼ご飯」で済ませて来たものに「朝食、昼食」が加わる。漢語は語彙を増やして行く上で必須である。漢語を学ばなければ「朝ご飯、昼ご飯」は分かっても、「朝食、昼食」は分からない。漢字として学んでいなければ、耳で聞いても分からないからである。

本学の学生は、ちょうど漢語を学び始めたぐらいの時点で必修の2年間の日本語が終わる。それ以降は日本語学習をやめてしまうものが殆どである。よって市役所等学外はもちろん、学内で配られる書類も読めない。また漢語が多く使われる「改まった場」では何が言われているか分からない。学内でも教会でも、通訳無しでは日本語の説教が分からない。もちろんそれぞれの教会で奉仕の場を頂き、牧師や教会員に愛され、感謝な教会生活を送っているが、それでも説教の意味が分からずただ座っているのは辛いようである。日本人学生との活動も、寮内での友達との交わりはまだ良いが、学生会など組織的に日本人学生と一緒に何かをすると言葉の壁にぶつかる。「総会」「承認」「訂正」、その他諸々「改まった場」で使われる語彙・漢語が聞き取れず、また読めないからである。

他方、先述のように、留学生が英語で応対すれば必要な指導も免れる——英語で話すのは苦手だと留学生を避ける日本人がいる一方、留学生と見れば英語で話しかける日本人もいる。最初はもちろん仕方がないし、日本語力がある程度上達するまで、事務上また学習指導上、複雑な会話はどうしても英語に頼らざるを得ない。しかし留学生と見れば英語、というのは、日本人が残念ながら、未だにその insularism——「島国根性」から抜けきれないことの現れでもある。英語を使う機会がないのどにかく使ってみたい。自分の英語の上達のために少しでも英語で話したい。もしくは自分の英語が「堪能」であることを周りに示したい。つまりは「自分」が先に来るのである。留学生とコミュニケーションを取ろうとする意欲は感謝する一方、こうした自分優先の態度が、留学生が日本語を使う機会を奪ってしまう可能性もあることを、日本人は心しておくべきである。例えば、本学で留学生に敬語を教えても、留学生から「使う機会がない」と言われたことがある。教職員がみな英語で対応して来るからである。しかし敬語が出来なければ、日本人コミュニティーの中で人間関係を構築して行くことは難しい。田崎敦子氏は、日本人の指導教

員は英語を話していても、留学生に日本語の社会言語のルールを期待するのではないか、よって状況に応じた適切な言語行動を教えることも、日本語教育の大切な一部だと指摘する⁽¹⁹⁾。日本の社会で人間関係を円滑に構築して行くためにも、適切な言語行動が取れるよう、また何よりも日本語で日本人と話して行くことを励ましたいと思われる。日本文化の特徴である目上への尊敬、礼儀、謙遜、そして周囲への思いやりなどは言語にそのまま現れるからである。

また学内での集会・教会の礼拝など公衆の面前で話す際は日本語で話したいという留学生もいるが、そこまで日本語力が追いつかないので、他人が訳した原稿を読み上げることになる。日本語でやりたいという思いは感謝する一方、所詮は借り物の日本語である。日本語で読み上げたことが本人の励ましにこそなれ、翻訳が本人自身に意味をなす日本語のレベルに達していなければ、読んでも聞く側の日本人には伝わりにくい（何を読んでいるか分からず、聞き取りにくい）。逆に完璧な日本語でなくても、自分の言葉で伝えた方が日本人には喜ばれる。つまり、心に伝わるということである。チャールズ・コワルスキー氏によれば、イラク戦争で米国が苦しんだのは、通訳者に頼らざるを得なかったからだという。13万の米軍のうち、少しでもアラビア語の知識があったのは、たった千人。氏は言う。「耳と口とが借り物では、どうして心を通わせることができるだろうか?」。他方、第二次世界大戦の沖繩戦で米国海兵隊の通訳者達は、発砲をやめ隠れている市民を探すよう仲間の兵士を説得し、日本人住民には自殺を思いとどまるよう呼び掛け、収容所では日本人捕虜に食料と医療がきちんと行き渡るよう司令官に交渉した⁽²⁰⁾。「アジア神学コース」の留学生も同様である。借り物ではなく自分の言葉として日本語を話し、日本人と心を通わせることができるよう励まさなければならない。そのため、日本語が2年で終わってしまう現行のカリキュラムも「アジア神学コース」のゴールに鑑みて再考して行くべきだと思われている。何故2年なのか、日本でどんな留学生を育てたいのか、それゆえどこまで日本語を学ぶべきなのか。日本語以外の学びが英語で提供されるとはいえ、「アジア神学コース」はアメリカの大学のクローン（増殖細胞）ではない。日本でしか学び得ないこと——何よりも日本と日本人への愛を養い、日本の教会から学び、仕え、養われ、遣わされる学生を育てることができな

(19) 田崎敦子「英語で研究活動を行う大学院における日本語教育の位置づけと方向性——理工系の留学生を中心として」『留学交流』2011年3月号、2-9頁

(20) Charles Kowalski. (2011). "Language, Conflict, and Peace." Paper presented at the Asian Conference on Language Learning 2011.

ければ、教える側もその責任を果たしていないということである。

(2) 卒業生へのインタビュー

2011年7月から8月にかけて、7月に卒業したばかりの（「アジア神学コース」の留学生は8月末に入学、7月に卒業）5人の留学生と、同じく前年の7月に卒業した留学生1名、計6名にインタビューを行った。出身国は、インド、カメルーン、ケニヤ、ジンバブエ、ネパールの5カ国、質問は、(1)日本に来て良かったか、日本から何を学んだか？ (2)在学中、日本語はどのような助けになったか、(3)震災は自分の考え方にどのような影響を与えたか？ の3つである。

それぞれが、留学して良かった、国際的な視野が広がった、と応えてくれた。実際に日本人に会い、その際日本語は日本人と関係を築く上で大きな助けとなった。

日本から学ぶことができたのは、(a)「空気を読むこと」の大切さ、つまり相手の気持ちを思いやること。(b)公共のモラル。地域で定期的に草取りをする、また個人レベルでも落ちているゴミをひろうなど、それぞれが市民としての責任を果たしている。(c)日本人の「頑張り」「忍耐」——一旦何かを始めたら、それを成し遂げるために努力を惜しまない。(d)日本人の「思いやり」——それはサービス産業における顧客への対応にも現れている。

被験者となった卒業生は、それぞれが日本人と良い交わりを築いてくれた。上記のように読み書きは苦手だったが、話す方ではそれを感じさせないくらいに上達し、帰国した学生もいる。しかし気付かされたのは、上記の日本人から学べる美德——公共のモラル、努力、助け合いの精神などは、日本人のコミュニティーの中に入り、共に労苦した留学生ほど、それを素直に見ることができる、ということである。

最初から日本を100%好きになれる留学生はいない。「ここが違う」「ここがおかしい」——まず気付くのは、慣れ親しんで来た母国の文化との違いであり、それは自然かつ必要なステップである。そうした健全な比較・批評を通して異文化における他者理解が進んで行く。が、その後批判に留まるか、批判を超えた所に日本の良さが見えてくるかは本人次第である。日本の欠点のみが目に入り「日本はおかしい」——自我が強く、プライドに捕われている間は先へ進まない。しかし、あらゆる人間関係に共通していることであるが、時には摩擦・衝突を経験しつつも、コミュニケーションを続けることによって、さらに相手を知る——他者理解が進む。そうして相手の良い所がもっと見えて来る。異文化理解も同様である。

特に三番目の質問、震災が自分に与えた影響にこの違いが現れた。被験者となっ

てくれた留学生の間にも、震災を利用した詐欺が横行しているなどマイナス面をま
ず挙げた学生もいた。他方、学内でも学外でも日本人と友情を培い、諸々の活動に
共に参加し、日本人牧師と共に地域教会に忠実に仕えた学生からは日本人の美徳が
多く聞かれた。

序章で述べたように、震災の後、日本在中の外国人の方々から、日本人の公共の
モラルに関する賞賛が多く寄せられた。その一つに、インターネットでも広く出
廻っていた「10 things to learn from Japan — 日本から学べる 10 項目 (私訳)」
があるが、ここには落ち着き、威厳、能力、品性、秩序、犠牲、優しさ、訓練、報
道に関するメディアの態度、良心という 10 項目が挙げられている⁽²¹⁾。例えば「威厳」
— 人々は、支援物資をもらうために整然と並ぶ。「品性」— それぞれが必要な
ものだけを買うので、全員にものが行き渡る。「秩序」— 略奪もなく、「やさしさ」
— レストランは食事を無料で提供し、無人の ATM から現金が持ち去られるこ
ともない。「良心」— 停電が起こった時、人々は商品を棚に戻して静かに立ち去
った。無論、日本人として我々はこの逆も起こったことを見聞きしている。しかし
それでも、日本人は総じて、外国人の目に止まるだけの公共のモラルを実際に示す
ことが出来たということである。

被験者の卒業生の中にも、威厳、品性、秩序— 上記の美徳を実際に体験した者
がいた。震災の翌日、近くの店に食料を買いに出かけた。母国での経験から、値段
が 3 倍、4 倍に跳ね上がっているだろうと、まず現金をおろしてから買い物に行っ
た所、値段は全く変わらず、人々はいつも通りレジに整然と並んで買い物をして
いた。当の本人はこれも母国での経験から、お米を一袋ではなく二袋買うつもりであ
ったが、廻りの日本人が買いだめをしていないので、自分も一袋にした。そして大
変いい気持ちになった、と言うのである。また別の卒業生によれば、母国では、
ペンズー教徒は震災のような事態になれば、全てを買い占めてしまう。しかし日本
では、特に宗教的でない人々でさえそのような振る舞いはしない。

日本人の美徳が見えて来るには、日本人への信頼がまず培われなければならない。
日本人コミュニティの中に入り、日本語を駆使して日本人と話すこと、摩擦を経
験しながらもコミュニケーションを続けて行くことが、互いの違いを受け止め、
受け入れる異文化理解・他者理解につながって行く。そうして日本と日本人への愛が
芽生えて来る。被験者の卒業生の一人も、文化の違いから、奉仕のやり方をめぐ

(21) E.g., <http://www.actiblog.com/ueyama/197857>

て牧師とよく「議論」になった。しかし、その中で日本人の良い所がもっと見えてくるようになったと言う。

震災後一週間程、本国からの退去命令もあり、入国管理局も空港も満杯の状態だった。再入国許可をもらい、飛行機の空席を待って帰国するためである。友人・知人が次々に日本を離れようとする中で、本学の卒業生・現役生は日本に留まり、殆どが被災地でのボランティアに参加してくれた。日本人と共に苦しみ、日本人の真の友となることを選び取ってくれたことを感謝している。

(3) 地域教会と留学生

上記のように、「アジア神学コース」の学生は、教会実習が全学生の必修であるため、原則として最初の2年間は英語を話す、もしくは日英バイリンガルの教会に通い、後の2年間は日本語を話す教会で実習を行う。アジア神学コースのゴール——「教会と社会に仕え、母国との架け橋となる誠実な学生を育てる」ために、実習教会が果たしてくれる役割は大きい。奉仕の場を与えられ、神の家族の一員として愛されて過ごす。これまで、後半に日本語の教会に移ると、日本語が完璧に分かからず、教会生活に積極的になれないまま卒業する学生もいたが、青年会や英語教室等大きな責任を任せられ、果ては日本語で説教奉仕までして帰国した学生もいた。

そうした学生の一人は、現在母国フィリピンで牧会している。牧師になる召しを抱いて日本に来たこの学生は、なぜ日本語を学ばねばならないのか最初は相当悩んでいた。しかし全ての課題を忠実にこなし、その後積極的に日本語を話すようになり、日本人のみならず、本学の韓国人の学生の中にも沢山の友人を与えられた。後半2年は日本の教会に仕え、牧師夫妻を「信仰の両親」と呼び、文化的背景も異なり、日本語も完璧でない自分を受け入れ、愛してくれた教会に「ご親切、忘れません」と感謝しつつ帰国した。2009年フィリピンが台風による洪水の被害に見舞われた際には、日本とのネットワークを通じて支援を呼びかけ、送られた義援金で被災者に支援物資を提供し、地域に非常に良い貢献をすることができた。このフィリピンの留学生の他、最後まで日本の教会にしっかり仕え、養われた学生達は、学内・学外を問わず日本人と良い交わりを築き、世界に遣わされて行った。その日本語力を買われて、海外のインターナショナルスクールで日本人の小学生に英語を教えている者、回教徒が90%を占める母国の高校で日本語を教える道が開かれた者——いずれも架け橋として、遣わされた地でキリストの香（新約聖書・コリント人への手紙 II 2章 14節）を放っている。

本学学長・倉沢正則氏が昨年本学の20周年記念式典で「宣教200年に向かうTCUの使命」という講演を行った。以下はその引用であるが、「他者をつなぐとりなし手として」という見出しがつけられている。

キリスト教会は、老若男女や異なる人々が主イエスにあって一つとされる共同体です。教会こそが、多様な民族的背景をもった人々が共存する地域社会の形成に寄与できる集団だと言えましょう。異なる他者を受け止め、異文化を理解して共存と協力を可能にするのがキリストの福音であるからです⁽²²⁾。

教会が、「多様な民族的背景をもった人々が共存する地域社会の形成に寄与できる集団」になるためには、「他者をつなぐとりなし手」となる献身者を育てなければならない。「異なる他者を受け止め、異文化を理解して共存と協力を可能にする」——日本と日本人を愛し、日本の教会から学び、仕え、養われる留学生を育てなければならない。日本の教会で「他者をつなぐとりなし手」として養われた留学生が、多文化共生社会に仕える教会に遣わされ、共にキリストのからだを建て上げ、み国の同労者として地域社会に貢献して行く——そのような留学生を育てるために、日本語学習の果たす役割を決して軽んじてはならないと思わされる。

結 び

「留学生30万人計画」同様、「アジア神学コース」も学生募集の一環として始まった背景がある。しかし、留学生教育の第一義的な目的はビジネスではなく、人そのものを育てることである。自分の安寧は追求するものの、教会からは足が遠のく「お客さん留学生」を育てるか、日本と日本人を愛し、日本の教会から学び、仕え、養われ、遣わされるとりなし手を育てるか——受け入れ側の責任は大きい。安易な英語至上主義に走らず、島国根性に捕われず、留学生が自分の心の言葉として日本語を話し、日本人と心通わせられるよう励まさなければならない。「他者をつなぐとりなし手」としての留学生が日本で養われ、地域に、世界に遣わされて行くことを心から願うものである。

(22) 倉沢正則「東京基督教大学20周年記念行事主題講演『宣教200年に向かうTCUの使命』」

宗教法人解散後の宗教活動

櫻井園郎

(東京基督教大学特任教授)

1 問題の所在

法人は解散すると、清算人が業務を執行する清算法人となり⁽¹⁾、清算終了によって消滅する。

その意味で、法人は、解散後も清算の目的のためには存続するが、本来の目的のための事業・活動・法律行為などは一切できないのであるから、一般社会常識的には、「法人は解散によって消滅する」と言っても誤りではない。

地下鉄サリン事件などで悪名高い「オウム真理教」の場合、宗教法人としては、1995年10月に東京地方裁判所から解散命令を受け（翌年の1996年1月確定）、強制解散となっており、それによって事実上消滅している。

本稿締切り(2011年8月31日)直前の2011年8月1日・2日付けの新聞・テレビ・インターネットメディアでは、「2011年8月1日に、公安調査庁が、全国のオウム真理教施設（全国27カ所）に、一斉立入検査を行った」旨が報じられている。

消滅したはずの「オウム真理教」に対する立入検査とはどういうことであろうか。そこには、一般には知られておらず、法律家の間でも余り知られていない、宗教団体・宗教法人の特殊性があるのである⁽²⁾。

(1) 一般社団法人・一般財団法人（以下「一般法人」という。）が解散した場合には、清算をしなければならず（一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）206条）、解散した一般法人は、清算の目的の範囲内において、清算終了までの間存続するものとみなされ（同法207条）、その法人を「清算法人」と称し（同条）、清算法人には1人または2人以上の清算人を置き（同法208条1項）、清算人が清算法人の業務を執行することになる（同法213条1項）。

宗教法人（宗教法人法43条以下）、学校法人（私立学校法50条以下）、社会福祉法人（社会福祉法46条以下）、医療法人（医療法55条以下）、株式会社（会社法471条以下）など、他の法人においても同様。

(2) 拙稿「宗教法人法の構造とその問題点」『キリストと世界』7号（東京基督教大学、1997年）114頁以下、拙稿「宗教法人法に置ける宗教団体と宗教法人」『宗教法』24号（宗教法学会、

本稿では、宗教法人の特殊性に言及しつつ、その点を明確にするとともに、宗教法人解散後の宗教活動の可能性および実態について論及したい。

2 オウム真理教の解散命令

「オウム真理教」は、1984年頃から、ヨガを中心とする「オウムの会」「オウム神仙の会」として活動を始めているが、雑誌『月刊ムー』で取り上げられたことから、全国的に知られることとなった。

特に、教祖・麻原彰晃（本名：松本智津夫）が座禅を組みながら空中に跳躍する「空中浮揚」が写真入りで紹介されたことなどから、実行力をともなう超能力集団として知られることとなり、活動開始後数年で、多くの信者を集めることとなった。

そこで、1987年、宗教団体としての「オウム真理教」が設立され、同年に米国ニューヨーク市に支部を設立するほどとなり、2年後の1989年には、信者数約1万人で、宗教法人を設立し、国内各地およびロシアなど海外にも支部を開設している。

さらに、その翌年の1990年には、政治団体「真理党」を結成して、衆議院議員総選挙に大量候補を立てたことで、メディア・マスコミが大々的に報道することとなり、国民の間での知名度は極めて高いものとなり、それにとまって信者数も急増し、活動も急上昇することとなった。

それと同時に、設立後わずか数年の教団であるにもかかわらず、全国各地で広大な土地を買い占め、教団施設の建設に着手し始めており、それに呼応するかのようになり、全国的に現地住民の強い反対運動が起こっている。

象徴的には、1990年、熊本県波野村において、5,000万円で広大な土地を取得し、教団施設の建設を予定していたところ、村民の強い反対運動が起こり、村側が売却価格の18倍を超える9億2,000万円もの高額で買い戻したという事件があった。

本件は、国土利用計画法違反容疑で強制捜査を受けた事件でもあったが、結果的に、教団は多額の資金を得ることとなった。

しかし、事後的に発覚することであるが、既に宗教法人設立前の1988年には、在家信者死亡事件、宗教法人設立の年の1989年には、男性信者殺害事件や坂本弁

2005年) 135頁以下、拙著『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社、2007年）107頁以下、拙稿「宗教活動による不法行為と宗教法人の責任」『法政論集』227号（名古屋大学、2008年）675頁以下参照。

護士一家殺害事件などを引き起こしており、設立当初から「凶悪団体」としての要素を帯びていたものと思料される⁽³⁾。

最終的には、1994年の松本サリン事件⁽⁴⁾や1995年の地下鉄サリン事件⁽⁵⁾という凶悪事件で教団の犯行が疑われ、警察の全国一斉の強制捜査が着手され、教祖・麻原彰晃ほか教団幹部が逮捕されることとなった。

その後も、オウム真理教は、代表・松本智津夫（麻原彰晃）、代表代行・松本和子の逮捕にともない、村岡達子を代表代行として活動を継続していた。

しかし、1995年10月30日、東京地方裁判所から解散命令を受け⁽⁶⁾、それに対して、教団側は即時抗告をしたが、1995年12月19日、東京高等裁判所において棄却された⁽⁷⁾。そのため、教団側は最高裁判所に特別抗告をしたが、これも、1996年1月30日、最高裁判所において棄却されるに至り⁽⁸⁾、これによって解散命令は確定し、宗教法人オウム真理教は、法的・強制的に解散させられることとなったのである⁽⁹⁾。

さらに、1996年3月28日、東京地方裁判所は、破産法に基づき、宗教法人オ

- (3) その一因は、たった数年のうちに、宗教団体としての十分な実績もないまま、メディアに取り上げられ、いわばメディアに煽られたことによって、信者が急増し、教団としての体制も組織も整わず、宗教性や社会性の基本的要素を修得しないままに、過大な組織となってしまったことにあるように思われる。
- (4) 1994年6月27日夕刻から28日早朝にかけて、長野県松本市中心部の住宅街でサリンが撒布され、死者8人、負傷者660人を出した事件。この事件では、当初、警察は、事件の第一通報者（被害死亡者の夫）を容疑者然として扱い（形式的には重要参考人）、偏見に満ちた厳しい追及を行ったほか、マスコミ各社も過激な報道を行い、冤罪被害を醸成した。半年以上後になって、オウム真理教の犯行と分かり、解放されたが、学者や識者の意見・見解を聞かず非科学的な捜査に終始した警察の失策が露呈された。
- (5) 1995年3月20日、通勤時間帯の午前8時頃、東京の地下鉄・丸ノ内線、日比谷線、千代田線の各車内において、同時的に、サリンを撒布し、乗客・駅員らに死者13人、負傷者6,300人を出した事件。
- (6) 判例時報1544号43頁、判例タイムズ890号38頁。
- (7) 判例時報1548号26頁、判例タイムズ894号43頁。
- (8) 判例時報1555号3頁、判例タイムズ990号160頁。
- (9) 裁判所は、宗教法人が、①法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をし、②宗教団体の目的を逸脱した行為をし、または1年以上にわたってその目的のための行為をしないなどがあると認めた場合には、所轄庁・利害関係人・検察官の請求により、または職権で、宗教法人の解散を命じることができ（宗教法人法81条1項）、裁判所の解散命令により、宗教法人は解散する（同法43条2項5号）。

ウム真理教に対して、破産宣告を行っており（同年5月確定）⁽¹⁰⁾、これによっても、宗教法人オウム真理教は解散している^{(11) (12)}。

しかしながら、その後も、「オウム真理教」は、「オウムは止めません」「私たちはまだやっています」などと、公然と宣言して、活動を継続している。

しかし、2000年2月4日、破産管財人から「オウム真理教」の名称の使用を禁じられたため、名称を「アレフ」に変えて、活動を継続することになっている⁽¹³⁾。

なお、現在、この団体は、破産管財人との契約により、被害者に対する賠償を継続的に履行していることから、従前の「オウム真理教」との同一性・継続性を表明するものである。

3 オウム真理教と団体規制法

叙上の、地下鉄サリン事件など、オウム真理教による凶悪事件の勃発を受け、国会は、この種の事件の再発を防止するために⁽¹⁴⁾、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）を制定した。

同法は、1999年12月27日に公布され、同日施行されている。

同法は、団体の活動として、役職員（代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。）または構成員が、たとえばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし、または当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている（1条）。

つまり、①役員または会員・信者が、②個人の活動としてではなく、団体の活動として、③たとえばサリンを用いるなどして、無差別大量殺人行為を行った、団体に対して、国民の生活の平穏などのために、規制を行うことを目的とした法律である。

ここで、「たとえばサリンを用いるなどして無差別大量殺人行為を行った団体（以下「無差別大量殺人行為団体」という。）」とは、「オウム真理教」以外にありえな

(10) 判例時報 1558号3頁、判例タイムズ 907号98頁。

(11) 宗教法人は、破産によって解散する（宗教法人法43条2項3号）。

(12) つまり、宗教法人オウム真理教は、二重の意味で、法的・強制的に解散させられているのである。

(13) さらに、その後、2003年に「アーレフ」に、2008年に「Aleph（アレフ）」に変更。

(14) と言うか、事実上、事件を起こしたオウム真理教そのものに対する規制を行うことを目的に。

いことは、誰の目にも明らかである⁽¹⁵⁾。

それに類似した団体が過去に存在した事実もなければ、将来に現れる可能性がないとは言えないが、その可能性が高いとは到底思われないからである。

そうだとすると、立法当時（1999年）、既に（1996年に）解散命令が確定し、解散して、事実上消滅している団体を対象にした法律が制定されたという奇妙なことになるのである。

そののみか、公安調査庁（長官）は、団体規制法に基づいて、「オウム真理教」を「無差別大量殺人行為団体」として観察処分に付しており（5条1項）、立入検査を行っている（14条）のである⁽¹⁶⁾。

この奇妙さを納得するために、世間では、宗教法人オウム真理教の解散後に、元信者らが、新たに、同名の「オウム真理教」という団体を設立した結果であると解されているかのように思われる⁽¹⁷⁾。

仮に、現在活動を行っている「Aleph」（元「オウム真理教」）が、宗教法人オウム真理教の解散後に設立された団体であるとするなら、その設立は、早くとも1996年であり、1995年にサリンを用いて無差別大量殺人行為を行うことは不可能なのであるから、当該団体を無差別大量殺人行為団体とすることには違法性があることになる。

なるほど、一般庶民的な感覚では、サリンを用いて無差別大量殺人行為を実行した元役員や元信者らが結成した団体は、無差別大量殺人行為を行った団体にほかならないものと見えるに違いない。

しかし、団体規制法が規制の対象としているのは、無差別大量殺人行為を行った団体そのものなのであって、当該行為に関与した個人の行為でもなければ、過去に当該行為に関与した個人が参加する団体でもないのである。

つまり、団体規制法が規制の対象としている団体とは、現実にサリンを用いて無

(15) 元々「オウム真理教」に対する規制を目的に定められた法律なので、「オウム真理教規制法」という性格を有するものであるが、法律による個別の規制を嫌って、一般的な規制法を装っているだけのことである。

(16) 叙上の通り、2011年8月1日にも。

(17) 同名の複数の団体を設立して使い分けるということは一般に行われていることである（たとえば、「〇〇少年団」と「財団法人〇〇少年団」、「△△協会」と「株式会社△△協会」、「（自然人）××花子」と「（人格なき社团）花子」など）。同名であったとしても、法律上は別の団体なので、権利義務が流動することはない。もっとも、同名の使用を許したことによる名板貸しの責任などが発生する可能性はある。

差別多量殺人行為を行った「オウム真理教」以外にはないのである。

4 宗教法人法における「宗教法人」と「宗教団体」

「宗教法人」に関する規定を置く宗教法人法は、「宗教団体」が礼拝施設その他の財産を所有・維持管理することなどに資するため⁽¹⁸⁾、「宗教団体」に法人格を付与することを目的として制定された法律である（1条1項）⁽¹⁹⁾。

したがって、「宗教法人」の設立は、他の諸法人の場合⁽²⁰⁾とは異なっており、前提としての「宗教団体」の存在が必要である⁽²¹⁾。

(18) ローマ法の流れを汲む日本の民法においては、権利義務の主体としての「人」と、人の権利義務の客体である「物」とを峻別し、「物」を所有することができる者を「人」に限定している（民法1篇・総則においては、第1章・総則に続いて、第2章で「人」を規定し、第4章で「物」について規定している。）。そして、「人」ではなく、「物」を所有することができない「団体」を、「人」とみなす制度として「法人」を定めている（民法1篇3章「法人」）。

つまり、「人」または「法人」でないと、「物」を所有することができないのである（もともと、最高裁判所の判例により、「人格のない社団・財団」も「人格を有する」ものとみなされるに至り、民事訴訟法および税法においては、「人格のない社団」が法制化されている。ややこしい話であるが、「人格のない社団・財団」は「人格を有する」のであり、「『人格のない社団・財団』とみなされない社団・財団（『人格のない社団・財団でない社団・財団』）」が「人格を有しない」のである。）。

それゆえ、宗教法人法は、「人格のない社団・財団」である「宗教団体」に法人格を付与して、法人（宗教法人）とし、「物」を所有することができる主体である「人」にすることを目的としているわけである。

したがって、宗教法人法は、民法（法人法）の特別法として、もっぱら「法人」について規定する法律なのであって、同法のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものではないのである（宗教法人法1条2項後段）。

(19) したがって、本法は、「宗教、宗教団体に関する法律ではない」（渡辺翁『逐条解説宗教法人法 [改訂版]』（ぎょうせい、1995年）15頁）のである。

(20) 他の諸法人の設立は、前提となる団体の存在を必要としないのみか、仮にそのような団体が存在したとしても、法人の設立には一切関係しない。

すなわち、他の諸法人の場合は、法人の設立は「ゼロからの設立」なのであり、前提となる団体を「法人化する」という事態は想定されていない。一般的に「法人化する」と言われているのは、①前提となる「団体の解散」と、②実質的に当該団体の事業を引き継ぐことになる「法人の設立」とを併せて称しているだけのことにすぎないのである。

(21) 昭和26年7月31日文宗第23号文部省大臣官房宗務課長代理通達「宗教法人に関する事務処

そして、その「宗教団体」とは、①宗教の教義をひろめ、②儀式行事を行い、③信者を教化育成すること（以下「宗教活動」という。）を主たる目的とする、(1) 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体（以下「単位宗教団体」という。）か、(2) 単位宗教団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体（以下「包括宗教団体」という。）かというのである（2条）。

つまり、宗教法人法において「宗教団体」とは、宗教活動を主たる目的とする教会などの単位宗教団体または教団などの包括宗教団体をいうのである。

そして、この「宗教団体」は、宗教法人法により法人となることができ（4条1項）、宗教法人法により法人となった「宗教団体」を「宗教法人」と呼ぶのである（4条2項）。すなわち、「宗教団体」が、解散することなく、そのまま、「宗教法人」となるのである⁽²²⁾。

一方、宗教法人法も、他の法人法と同様に、「法人となること」を「法人の設立」と言うのであるが、他の法人の「設立」が、文字通りに、「ゼロからの設立」であるのとは異なり、宗教法人の場合は、既存の「宗教団体」が、そのまま「宗教法人」となるのである⁽²³⁾。すなわち、「宗教団体」は、解散・消滅することなく、「宗教法人」になるのであって、「宗教団体」の継続性が認められるのである。

先述の通り、「宗教法人」は、「宗教団体」が、礼拝施設などの財産を所有・維持管理することに資するために、「宗教団体」に法人格が与えられるということであるので、宗教活動をするための法人が「宗教法人」であるということではないのである。すなわち、「宗教法人」とは、「宗教団体」の、財産所有など世俗の事項を担当する組織なのであり、宗教活動は、あくまでも「宗教団体」の活動なのである⁽²⁴⁾。これが、他の法人には見られない、宗教法人の特殊性である。

したがって、「宗教団体の解散」は、当然に、「宗教法人の解散」をもたすが、「宗教法人の解散」ということは、ただちには「宗教団体の解散」を意味するものでは

理について七の(5)の(i)のA。

(22) ただし、宗教団体が宗教法人と「なる」のか、宗教団体に宗教法人が「付与される」のかは、なお詳細な議論を要する宗教法人の特殊な問題である（拙稿「宗教法人法の構造とその問題点」『キリストと世界』7号（1997年）114頁以下、拙著『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社、2007年）113～122頁、拙稿「宗教法人法における宗教団体と宗教法人」『宗教法』24号（宗教学会、2005年）135頁以下参照）。

(23) その点、「宗教法人の設立」という用語は誤解を招きやすい。

(24) 渡部・前掲書16頁

ないのである。それゆえ、「宗教法人」としての解散があったとしても、「宗教団体」としては、従前通りに存続し、活動を継続するという事態も、十分に予想されることである。

この点、戦前の「宗教団体会法」（昭和14年法律第77号）においては、状況が異なった。宗教団体会法は、「法人でない宗教団体」が「法人たる宗教団体」となる定めを置いており、「法人でない宗教団体」は、同法の規定によって、「法人たる宗教団体」になることはできるものの、「法人たる宗教団体」が「法人でない宗教団体」となることはできないものと解されていたからである⁽²⁵⁾。

既述のように、法人の解散は清算を伴い、それによって、権利義務関係の清算を結了することが求められているのであるが、解散をすることなく、法人でなくなる手続を認めるということは、清算を回避し、権利義務関係を曖昧のまま終結させることを容認することになるからである。

したがって、宗教団体会法においては、「法人たる宗教団体」が解散するということは、「宗教団体」それ自体の解散であるという前提が置かれていたのである。

もっとも、「法人たる宗教団体」の解散により「宗教団体」そのものも解散したとしても、「宗教結社」⁽²⁶⁾として残存する可能性はあり、宗教結社として事後届出を提出して、宗教活動を継続する余地がなかったわけではない⁽²⁷⁾。

その後、戦後のGHQ被占領下の「宗教法人令」（昭和20年勅令第719号）においては、戦前の宗教団体会法の方針を転換し、国および地方公共団体は、世間性・世俗的側面については介入することができるが、宗教的側面については関与してはならないという立場をとることになったのである。

その結果、「宗教法人」の解散によって、当然には、「宗教団体」は解散しないということに改められたものと解するのが相当である⁽²⁸⁾。

5 宗教法人解散後の宗教活動

叙上の通り、「宗教法人」とは、「宗教団体」に付与された、世俗の事務を処理す

(25) 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』（第一書房、1970年）421頁

(26) 宗教団体会法においては、認可を要する「宗教団体」と、届出で足りる「宗教結社」（宗教団体でなく宗教活動を行う団体）とが定められていた。

(27) 井上・前掲書 423頁

(28) 井上・前掲書 424頁

るための組織・制度であるので、「宗教法人」の解散は、世俗的な側面、すなわち財産面においては、活動の終結（活動の終結のための手続の開始）を意味することになるものの、宗教的な側面においては、かならずしも終結を意味するものではないのである。

したがって、世俗面である礼拝施設を含む財産については、一切、その権利を喪失するとしても、財産によって縛られない宗教活動については、「宗教法人の解散」は何の影響ももたらさないのである。

それゆえ、宗教法人「オウム真理教」の解散があつたとしても、宗教団体「オウム真理教」は、影響を受けることなく存続し、その活動を継続することができるのである。

ただし、「宗教団体」の財産の一切は、宗教団体の世俗の領域として、「宗教法人」の所有に属しているから、宗教法人の解散によって、当該宗教団体は、その有していた財産の一切を失うことになることは避けられない⁽²⁹⁾。

したがって、「宗教法人」の解散後、存続する「宗教団体」は、鉛筆1本、紙1枚も持たない、財産的には「ゼロからの再出発」とならざるを得ない。

その一方で、「ゼロから再出発」したからには、たとえ宗教法人の解散の直後に発生したものであつたとしても、新たな献金・喜捨・寄付・宗教的対価などの帰属先は、「再出発した宗教団体」であつて、「解散した宗教法人」ではない。

このことは、一般世間的には、納得し難いことであり、大きな非難を招くことになるとしても、法律上は、既に「宗教法人」が解散し、「宗教団体」がゼロから再出発している以上、やむを得ないことであり、当然のこととなる。

言うまでもなく、当該献金・喜捨・寄付・宗教的対価などが、宗教法人の解散前の原因に基づくもの⁽³⁰⁾であるなら、清算法人たる当該宗教法人に帰属することに

(29) 「宗教団体」は、宗教活動の中心としての礼拝の施設を有し、宗教活動に必要なさまざまな物品を有しているが、それらは、一切、「宗教法人」の解散と共に清算財となり、「宗教団体」は、まったく利用することができなくなるのは当然のことであり、やむを得ないことである。

(30) もっとも、宗教法人解散前の「約束献金」に基づき、宗教法人解散後に実行する献金は、原因は宗教法人解散前にあつたとしても、当該行為（献金）は、もっぱら信者の宗教行為であり、法律上強制できないものであるとともに、当該宗教団体の存在および宗教活動を事実上の原因とするものであるから、清算法人に帰属するものと考えすることはできないであろう。

ただし、当該献金が、宗教法人解散前の月々に行うべき「月定献金」の実行未済分である場合については疑義がないとは言えない。とはいえ、それが法律上強制できないものである以上、宗教法人解散の時点で遮断し、再出発後は、別途の新たな献金として扱うのが相当であろう。

なるのは言うまでもない。

現在、元「オウム真理教」である「Aleph (アレフ)」なる宗教団体は、宗教法人オウム真理教の破産管財人との契約により、被害者に対する賠償を継続的に履行している。

この宗教団体の現有の財産は、すべて、宗教法人オウム真理教の解散後に得たものであるが、この宗教団体が、地下鉄サリン事件などを直接に起した団体であることから帰結した対処である。

本稿においては、オウム真理教を例として、「宗教法人」の、他の法人とはまったく異なる特殊性について言及した。

「宗教法人」は、「宗教団体」を前提とするものであり、「宗教団体」が「宗教法人」になった後も、「宗教団体」は消滅することなく存続し、「宗教法人」が解散したとしても、「宗教団体」は解散することなく存続して活動することができるのである。

日本の基督教会の多くも「宗教法人」となっているのであるが、「教会」（すなわち「宗教団体」）と「宗教法人」との関係についての知識が欠如しており、①あたかも「教会」が「宗教法人」に飲み込まれてしまったかのような運営や、②あたかも「教会」は「宗教法人」とは無関係であるかのような運営がなされている。

その結果、①の場合には、「宗教法人」が宗教活動を行うという態勢になっており、②の場合には、法律上の手続は履践されていない。

①の場合には、国・地方公共団体の干渉することが許される国家の法律上の組織に宗教活動を委ねているのであって、教会自ら、信教の自由や政教分離原則を放棄した形となっている⁽³¹⁾。

宗教法人の役員である代表役員・責任役員は、宗教活動に関しては、いっさい口出しをすることはできず、もっぱら財産的・世俗の事務に限定されているのであるが、そのような世俗の役員が宗教の領域を牛耳るようなことになってしまうことにもなる。

(31) 宗教活動は、法律上禁止されていない限り、株式会社でも、学校法人でも、医療法人でも、社会福祉法人でも、自由に行うことができる。

当然、宗教法人の場合に、宗教活動を、宗教面を担う「宗教団体」の手から、世俗の組織である「宗教法人」に移管することも可能である。それも、各宗教団体・宗教法人の自由意思に委ねられていることである。そして、その場合には、宗教法人の役員（代表役員・責任役員）が、宗教上の権限を行使することになるが、もはや「宗教活動」という範疇ではなくなってしまっている。

宗教法人である教会において重要なことは、宗教法人と教会とが一つの一体のものなのではなく、二つの二重の組織なのであることを認識し、役職制、会議制、職務、意思決定、事務執行などの面で、曖昧にすることなく、きちんと区別して行うことである⁽³²⁾。

(32) 近年、宗教法人と教会とが二つの二重の組織であることについての理解が及ばないことから、両者の区別が十分になされておらず、役職制、会議制、職務、意思決定、事務執行など実務面における規則が明確さを欠いており、そのことに由来する諸問題が多発している。

オリゲネスのローマ書解釈⁽¹⁾

オリゲネスの寓喩的解釈との関係をめぐって

伊藤明生

(東京基督教大学教授)

本論は、オリゲネスのローマ人への手紙の注解書をオリゲネスの聖書解釈学全体に位置付ける試みである。オリゲネスのローマ人への手紙の注解は、現存するローマ人への手紙の注解書のうちで一番古いものである。オリゲネスは、アレクサンドリア学派に属する寓喩的聖書解釈者のひとりとして有名であるが、ローマ書解釈の歴史を一冊にまとめたマーク・リーズナーは、オリゲネスのローマ書注解書に展開される解釈は、むしろ昨今の「新しい視点」⁽²⁾のローマ書解釈に類似すると分析する⁽³⁾。

本稿では、オリゲネスを先ず歴史的に位置付けて、初期の著作『諸原理について』でオリゲネスが寓喩的聖書解釈を積極的に論じる議論を概観して、その事例も垣間見る。その上で、オリゲネスがローマ書注解書で展開するローマ書解釈を概観する。オリゲネスは個々の表現を解釈する際には、寓喩的アプローチを取ることもあるが、ローマ書全体に対するアプローチは(雅歌などとは異なり)歴史的文法的であることを確認する。その上で、オリゲネスがローマ書全体を寓喩的に解釈しなかった理

(1) 本稿は2010年度共立基督教研究所研究助成によって可能となった研究成果をまとめたものである。ここに関係各位に心から感謝の意を表したい。

(2) 「新しい視点 (New Perspective)」はJames D.G. Dunnの命名である。E.P. Sandersが*Paul and Palestinian Judaism* (Fortress Press, 1977)で提唱したユダヤ教理解(サンダースはcovenantal nomism [契約規範主義]という造語を使用。サンダース著、土岐健治、太田修司訳『パウロ』[教文館、2002年]参照のこと)に基づいたパウロ研究の総称である(“The New Perspective on Paul” *Bulletin of the John Rylands Library*, Vol. 65, 1983, pp. 95-122. Included James D.G., *Jesus, Paul and the Law: Studies in Mark and Galatians* (London: SPCK), 1990, pp. 183-214)。他に「新しい視点」の著名な学者としてはN.T. Wright (Tom Wright) がいる。

(3) Mark Reasoner, *Romans in Full Circle: A History of Interpretation* (Louisville: Westminster John Knox Press, 2005), pp. xxv, xxvii, *passim*.

由についても可能な範囲内で示唆してみたい。

オリゲネスとアレクサンドリア学派

アレクサンドリアのオリゲネス⁽⁴⁾は、紀元185年頃にアレクサンドリアでキリスト者の家庭に生まれ、およそ232年47歳の頃にパレスチナのカイザリヤに拠点を移すまでアレクサンドリアを中心にして活躍した⁽⁵⁾。254年頃に勃発したキリスト教弾圧でオリゲネス自身投獄され、投獄中に受けた拷問が原因で釈放後に亡くなっている。

ローマ皇帝セプティミウス・セウェルス（在位193 - 211年）の治世に、キリスト教に改宗することを禁じる勅令が發布されたことが契機となり、キリスト教弾圧が起り、オリゲネスの父レオニダスは投獄されて202年には処刑された⁽⁶⁾。父親が処刑されたために財産は没収されてしまい、7人兄弟の長男であったオリゲネスは家族を養うために父親の後を継いで教師の職に就いてギリシアの学問を教授した。211年（26歳）頃に「霊的回心」を体験した結果、手許にあった世俗の書籍⁽⁷⁾を売り払って生計の足しとして教義問答学校の教師となる。オリゲネスの周りにはキリスト教信仰に興味を抱く人たちが自然と群れをなしたと言う。

エウセビオスはオリゲネスの真摯な信仰が垣間見られる逸話を書き記しているが、二三紹介する。父親が投獄された際に、父親と共に自分も殉教したいと強く願ったが、母親の機転でかろうじて回避された⁽⁸⁾。また若い時分からオリゲネスは若い異性も生徒として教えたので、その誘惑の危険や誤解から免れるために、イエス

(4) カイザリヤのエウセビオス著『教会史』第六巻は、オリゲネスの生涯に関する大切な情報を私たちに提供してくれる重要な資料である。ただしエウセビオスの記述には時代錯誤があることなど批判も指摘されているので、無批判に読むことは差し控えた方が良さそうである。

(5) これ以前にもオリゲネスは帝都ローマを含めてほうぼう旅をした。また、アレクサンドリア市がカラカラ帝の逆鱗に触れた際にも、オリゲネスはカイザリヤに難を逃れたようだ（エウセビオス『教会史』第六巻19章16節）。

(6) ローマ市民がキリスト教に改宗すること、および改宗させることを禁止する勅令であったようで、ローマ市民であったオリゲネスの父親は改宗活動をした罪状で処刑されたらしい。母親はローマ市民ではなかったようなので、オリゲネス自身は、禁止令に抵触することはなかった。

(7) 自ら書き写した写本であって、1日わずか4ポロスで質素な生活に甘んじたとエウセビオスは書き記している（『教会史』第六巻3章9節）。

(8) エウセビオス『教会史』第六巻2章2節。

の教え（マタイ 19:12）に従って自らを去勢した⁽⁹⁾。どちらもオリゲネスの信奉者であるエウセビオスが書き記していることなので、どの程度信憑性のある記事か定かではない。

その後、著作活動を始める⁽¹⁰⁾が、229年から230年（44 - 45歳）に執筆した『諸原理について』で本格的な執筆活動を始め、248年から249年（63 - 64歳）に記した『ケルスス駁論』で終えている。その間、膨大な量の聖書注解と聖書講解を著述したが、死後300年を経た6世紀になって異端宣告された⁽¹¹⁾こともあり、著作のほとんどは失われた。かろうじて残ったギリシア語断片とルフィヌス⁽¹²⁾がラテン語に翻訳したものからオリゲネスの著作を知ることができる。生前からオリゲネスの評価には賛否両論があり、オリゲネスがアレクサンドリアからカイザリヤに移り住んだ背景には、監督以下、アレクサンドリア教区の教会との関係が悪化したことが一因であったと思われる。

古代キリスト教会はアンテオケ学派とアレクサンドリア学派に大別でき、アンテオケ学派が歴史的な字義的意味を大切にした一方で、アレクサンドリア学派が寓喩的解釈を強調した、と言われる⁽¹³⁾。そして、オリゲネスがアレクサンドリアに生まれ育ち、アレクサンドリア学派の伝統を重んじたことも間違いない。

寓喩的解釈の起源は、アレクサンドリアのホメロス学者たちがギリシア神話に則ったホメロスの叙事詩を非神話化する際に活用した手法にある。ホメロスの叙事詩

(9) エウセビオス『教会史』第六巻8章1節。

(10) 当時、著作・出版するには、口述筆記するのが普通であったので、交替で作業にあたる速記者複数を雇って、さらに出版するために複数の写本を作成する書写生（または転写生）を雇うことが必要であった。その他、パピルス紙または羊皮紙、製本代、インク代などの費用もかかった。そこで、資産のない人間が著作活動をするにはスポンサーが必要であったが、オリゲネスのスポンサーとなった資産家としてエウセビオスは2人ほど挙げている。そのうち1人は女性で、エウセビオスは名前を記録していない。オリゲネスがウァレンティノスの異端の教えから正統的な信仰に導いたアンブロシオス（『教会史』第六巻18章1節）はオリゲネスにヨハネの福音書の注解書を執筆することを依頼したが、その際、依頼だけではなく、必要経費も負担したことをエウセビオスは書き残している（『教会史』第六巻23章1節2節）。

(11) 東ローマ皇帝ユスティヌス1世（527 - 565年在位）が543年にオリゲネスを名指して非難する勅令を發布し、553年の教会会議で正式にオリゲネスの教えが異端として断罪された。

(12) ティランニウス・ルフィヌス（344年か345年 - 410年）は修道僧で、歴史家且つ神学者であるが、ギリシア語教父文書、特にオリゲネスの著作をラテン語に訳したことで有名である。

(13) Anthony C. Thiselton, *Hermeneutics: An Introduction* (Grand Rapids/Cambridge: Eerdmans, 2009), pp. 103-110 など参照。

などで様々な事象はギリシア神話の神々の仕業として表現されるが、文字通りに神々の仕業と理解するのではなく、寓喩的に解釈して合理的に理解・説明することが試みられた。

紀元前後にかけてアレクサンドリアで活躍したユダヤ人フィロン（紀元前20年頃から紀元50年）⁽¹⁴⁾は、旧約聖書を広くギリシア・ローマ世界に紹介するために旧約聖書を寓喩的に解釈した著作を数多く残した。フィロン自身はユダヤ教徒であって、旧約聖書の字義的で歴史的な意味を否定する意図はなかったが、ユダヤ教徒でない異教徒たちにユダヤ教と旧約聖書（特にモーセの律法）の良さを説得する目的で聖書を寓喩的に解釈した。

フィロンの著作は、ギリシア語で執筆され、しかも主要な読者として異邦人を想定していたこともあり、余りユダヤ人の間では読まれることはなかった。ヨセフスの著作と同じように、キリスト教会の手で後代に伝えられた。アレクサンドリアのフィロンが教会教父たちに与えた影響は、寓喩的聖書解釈に留まらないで、多岐にわたった。フィロンはギリシアの様々な哲学を折衷的に活用して異邦人世界向けに旧約聖書を説き明かしている。古代、中世のキリスト教神学には、フィロンが旧約聖書を説き明かす際に展開した哲学的思索も様々な形で反映している。オリゲネスは、このような寓喩的解釈の伝統をアレクサンドリア学派の一員として継承したものと思われる。

オリゲネスの寓喩的解釈(1) 『諸原理について』 聖書の「体」と「魂」と「霊」

『諸原理について』は、オリゲネスが44歳から45歳頃（229年から230年）執筆した初期の著作である。その第四卷二章で、専ら聖書解釈に関して論じているが、その論旨は、寓喩的聖書解釈の主張と弁護である。聖書は聖霊の靈感によって書き記されたので、霊的に理解するのが妥当であって、文字通りに読み理解することは間違いのもとである、と議論が展開される。以下、『諸原理について』でオリゲネスの議論を辿る。

以上述べた人々の、これらすべての誤った見解の原因は、彼らが聖書を霊的な意味で理解せず、文字の表わすままの意味で理解している点にほかな

(14) Ibid., pp. 68-70 など参照。

らない。このために、私のわずかな能力の許す限り、聖書はただ人間の言葉を並べて作成されたものではなく、聖霊からの靈感によって記述され、父なる神の意思によって、そのひとり子イエス・キリストを通して我々に伝えられ、ゆだねられたと信じている人々のために、[聖書の]正しい理解とはどういうことか、私の思っていることを説明することにしよう。この説明にあたって、私は、イエス・キリストが使徒たちに伝え、使徒たちが天的教会の教師たちに、継承の形で伝えた基準 (regula) を遵守するつもりである。⁽¹⁵⁾

人間が体と魂と霊の三つの部分から成り立っているように、聖書にも「体」と「魂」と「霊」に相当する三つの意味がある、とオリゲネスは論じる。聖書の「体」とは歴史的な字義通りの意味のことであるが、それ以上に、聖書の「魂」と「霊」にあたる霊的な意味の方が重要であると主張する。

ソロモンの格言の書の中には、聖書の[理解にあたって] 遵守すべき原則のようなものが明言されている。「あなたは、思慮深さと学識をもって、これらのことを三回、あなたのために書き記しなさい。それは、あなたに問いただす人々に真理の言葉をもって答えるためである」と。したがって、各自がその魂のうちに聖書の理解を三回記すべきなのである。それは、まず単純な人々が、いわば聖書のからだそのもの——聖書の普通の歴史的な意味を、ここで聖書のからだと呼んでいる——によって教化されるためであり、次にある程度進歩し始め、より一層深く洞察しうる人々が聖書の魂そのものによって教化されるためであり、ついに完全な人々、使徒 [パウロ] が「しかし我々は完全な人々の間では知恵を語る。この知恵は、この世のものではなく、この世の滅び行く支配者たちの知恵でもない。むしろ我々が語るのは、隠された秘義としての神の知恵である。それは神が、我々の受ける栄光のために、世の始まらぬ先から、あらかじめ定められたものである」と言っているような人々が、「来るべき良いことの陰影をやどす」霊的律法によって、いわば霊によって教化されるためである。したがって、人間が身体と魂と霊によって構成されていると言われるように、人間の救

(15) オリゲネス著、小高毅訳『諸原理について』第四卷二章二節、286-87頁。

いのために神の賜物として与えられた聖書も〔同様に構成されているのである〕。⁽¹⁶⁾

ところが、聖書のすべての箇所には必ず三つの意味があるとはオリゲネスは考えなかった。

しかしながら、聖書のある箇所においては、「からだ」と言った〔意味〕、即ち適切な歴史的な意味が存在しない場合があるのを知っておかねばならない。その点に関しては以下証明するつもりである。そのような箇所には、先に聖書の「魂」及び「霊」と呼んだ意味のみが求められるべきである。⁽¹⁷⁾

文字通りの歴史的な意味がない箇所があるとは不思議であるが、直後の文脈でヨハネ福音書2章のカナの婚宴での水瓶が言及される。すべての歴史的、字義通りの意味が有意義であるとは限らなかつたり、歴史性が怪しかつたりすることをオリゲネスは指して歴史的意味がない、と言う。

その目的は、知恵が巧みに織りなした、文字の衣と言った、この〔聖書の「からだ」〕そのものを通じて、他にすべのない多くの人々が教化され、進歩しようということであった。

しかしながら、このような衣、即ち歴史的記述と律法の話の隅々にまで統一性が守られ、秩序が固持されていたとすれば、我々は淀みのない〔描写の〕流れに目を奪われ、表面上述べられていること以外の何かが、聖書の内部に含まれているのに気がつかなかつたであろう。このためにこそ、神の知恵は、不可能なことや辻褃の合わないことに関する話を途中に挿入して、文字通りの理解 (intellegentia historialis) の上で、妨げあるいは中断ともなるものを〔聖書に〕挿入した。それは、叙述の中断が、障害物のように、読者の行く手をさえぎるためである。この障害物は、通俗的な理解の道を進むのをはばみ、〔この道を進むのを〕拒絶され引き返すのを余儀なくされた我々を、別の道の入口に呼びもどし、こうして狭い小径の入口を潜り抜け、一層高度な卓抜した道を通って神的知识の測り難い広が

(16) オリゲネス著、小高毅訳『諸原理について』第四卷二章四節、289頁。

(17) オリゲネス著、小高毅訳『諸原理について』第四卷二章五節、290頁。

りへと導くためである。しかして、次のことをも知っておかねばならない。即ち、第一義的に聖霊の意図されるのは、未来のことと過去のことに関して霊的意味の連繋を守ることである。したがって、聖霊は、歴史上起こったある出来事が霊的意味を伝えるのに適しているのを見た時に、常により深い秘められた意味を隠しつつ、両者〔つまり歴史的意味と霊的意味〕を一つの叙述の中に含ませた。しかし歴史上の出来事の記述が霊的〔意味〕の一貫性に適合し得ない場合には、時として聖霊は、実際には起こらなかったこと、つまりあるいは全く起こり得ない出来事、あるいは起こりうるが実際に起こらなかった出来事の話をも聖書に挿入した。時としては、文字通りの意味では真理として認められ得ないと思われる若干の表現を挿入し、またある時には、そのような表現を数多く挿入した。後者は特に律法に関する箇所には、しばしば見いだされる。そのうちに、文字通り解釈しても有益な意味を有している掟があまたあるが、いくつかのものには、その有益性が全く現われず、時としては遵守不能なことさえ命じられる。既に述べたように、聖霊がこれらすべてのことを挿入したのは、我々が、一見真実でも有益でもあり得ないと思われることから、繰り返し、入念に、徹底的に、より深い真理を見きわめるべく導かれ、神からの靈感によって書かれたものと信じている聖書のうちに、神にふさわしい意味を探求するよう刺激されるためである⁽¹⁸⁾。

……大部分の場合、歴史的な意味を真実として認めうるし、認めねばならないというのが、私の意見であるとはっきり言っておこう。……エルサレムがユダヤの首都であり、そこにソロモンによって神殿が建立されたこと、その他無数の事柄に疑いをさしはさむ人が誰かあろうか。実に、単に霊的な意味のみを有している〔記述〕よりも、歴史的な意味をも固持している〔記述〕の方が、遙かに多いのである。⁽¹⁹⁾

オリゲネスは、寓論的聖書解釈を支持する具体的な例としてパウロ書簡から二箇所
に言及する。パウロは第一コリント9章9節で「穀物をこなしている牛に、くつこ
をかけてはならない」(申命記25章4節)と引用するが、牛ではなく福音宣教に

(18) オリゲネス著、小高毅訳『諸原理について』第四卷二章八節九節、294-95頁。

(19) オリゲネス著、小高毅訳『諸原理について』第四卷三章四節、300頁。

従事する者のことが話題になっていると断言する⁽²⁰⁾。ガラテヤ人への手紙4章の終わりで、パウロは自由の女サラと女奴隷ハガルがそれぞれアブラハムに産んだイサクとイシュマエル二人の息子に言及するが、ここには比喩があると主張する⁽²¹⁾。明らかにパウロは、どちらの箇所でも文字通りの歴史的な意味から離れた意味を重視していることは間違いないが、このような聖書解釈法をどこまで一般化することが適切かは意見の相違が生じる点である。オリゲネスが言う聖書の「魂」と「霊」の区別に関しては学者の間で議論がある⁽²²⁾が、聖書の「からだ」という歴史的な文字通りの意味よりも、寓喩的に解釈して得られる霊的な意味をオリゲネスが重視したことは確かである。

オリゲネスの寓喩的解釈（2） 聖書の「魂」と「霊」の具体例

寓喩的聖書解釈でも、雅歌の解釈ほど典型的で有名なものも珍しい。雅歌では、婚約者であり、花嫁である女性と王が愛を歌い交わしているが、文字通りに人間の男女の愛が歌われているのではなく、花嫁なる教会の愛が雅歌で歌われているという解釈の伝統が聖書解釈の歴史で根強い⁽²³⁾。この寓喩的な解釈の伝統は、文献的にはオリゲネスの『雅歌注解・講話』にまで遡ることができる。オリゲネスは雅歌注解の序文冒頭で述べている。

……ソロモンは、神のロゴスである花婿に寄せる天の愛に燃え、花婿のもとにこし入れする花嫁になぞらえて、[この歌を] 歌いあげます。この花嫁は、神のロゴスにかたどって造られた魂とも、教会ともとれますが、心から花婿に恋い焦がれています。同時に、この書は、この完璧無比の花婿がご自分に結ばれた魂あるいは教会にどのような言葉に向けておられるかも、わたしたちに教えてくれます。⁽²⁴⁾

(20) オリゲネス著、小高毅訳『諸原理について』第四巻二章六節、290-91頁。

(21) オリゲネス著、小高毅訳『諸原理について』第四巻二章六節、291-92頁。

(22) Elizabeth Ann Dively Laura は、オリゲネスが明確に魂と霊とを区別し、霊の方が魂に優ると考えたと論じる (*The Soul and Spirit of Scripture within Origen's Exegesis*)。

(23) 昨今は必ずしもそうではないようである。Gordon D. Fee and Douglas Stuart, *How to Read the Bible for All Its Worth* (3rd ed.; Grand Rapids: Zondervan, 2003), pp. 245-48 を参照のこと。

(24) オリゲネス著、小高毅訳『雅歌注解・講話』序文、27頁。断片しか残っていないが、哀歌の解

雅歌を解釈する場合のように、オリゲネスはローマ書全体を寓喩的に解釈することはないが、個々の表現を寓喩的に解釈する例は見出せる。パウロはローマ3章25節で御子イエス・キリストに関して *ἱλαστήριον* というギリシア語の単語を用いている。新改訳聖書では「なだめの供え物」⁽²⁵⁾ と訳される語であるが、旧約聖書の標準的なギリシア語訳である七十人訳聖書やヘブル書9章5節では契約の箱の蓋を指すのに用いられている⁽²⁶⁾。オリゲネスは、ローマ3章25節の *ἱλαστήριον* が契約の箱の蓋を指すと理解して⁽²⁷⁾、キリストが「贖いの蓋」であることを寓喩的に説き明かしている⁽²⁸⁾。

いったいどうして、出エジプト記に描写されている、この純金で造られた贖いの座が、この真の贖いの座をかたどるもの並びに表象となるのか吟味するのも骨折りがいのあることです。そのためには、まず第一に次の点を考察せねばなりません。作業の材料として黄金が用いられる場合、[聖書の] 幾つかの箇所では「純金」と指定されていますが、幾つかの箇所では、いかなる形容詞も付さずに単に「金」とのみ言われています。私は多くの箇所を検討しましたが、これは次のように解釈することができると私には思われます。即ち、形容詞を付して「純金」と言われる場合には、イエスの聖にして純粋な魂を指して言われているのです。[イエスの魂は]「罪を犯したことがなく、その口には偽りがなかった」(Iペト2:22)のです。また、贖いの座の縦横の寸法も[イエスの魂]に当て嵌めて解釈できるでしょう。とはいえ、贖いの座に関して述べられている個々の事柄を[イエス]

釈も類似しているようだ。

(25) 口語訳では「あがないの供え物」、新共同訳では「償う供え物」と訳されている。

(26) ヘブル書9:5で、この語は新改訳では「贖罪蓋」、新共同訳では「償いの座」、口語訳では「贖罪所」と訳されている。どのような訳語が適切であるかはさておき、指示対象が契約の箱の蓋であることは間違いない。七十人訳では契約の箱の蓋を指すヘブル語 *כַּפֶּרֶת* の訳語として用いられている。

(27) 昨今は決して希有な解釈ではない(例えば Arland J. Hultgren, *Paul's Letter to the Romans: A Commentary* (Grand Rapids/Cambridge: Eerdmans, 2011), pp. 150, 153, 157) が、寓喩的に解釈している訳ではない。

(28) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻八章、192-200頁で、契約の箱の蓋「贖いの座」と結び付けた解釈が説き明かされている。

の聖なる魂に当て嵌めて説明するのは大変厄介なことになるでしょう。ですから、まず贖いの座の縦の寸法について言われていることを考察しましょう。それは単に2キュビトではありません。2という数は、普通、肉体の結合と生殖に当て嵌められます。また、それは完全に3 [キュビト] でもありません。3という数は、通常、被造物に当て嵌めて用いられるのではなく、非物体的な本性 [を持つ者] を指す聖なる数とされています。ですから、贖いの座の寸法は、縦が2キュビト半、横が1キュビト半と言われるのです。これに関して、あえて次のように言うことが許されるとすれば、同じ使徒 [パウロ] がキリストについて、「神と人との仲介者」(1テモ2:5)と言っているのですから、この [イエスの] 魂は神と人との中間にあるものであると、私には思われます。[このイエスの魂は] 何かしら小なるところがあり、三位の本性より劣っていることは確かですが、下位にあるからといって、卓越し際立って優れた徳を欠いて [肉体の] 内にあるかのように、肉体のうちにある者らに帰される2という数を [この魂に帰すことは] できないのです。実に、このことを明らかにして、その寸法は3 [キュビト] には及ばぬものの、2キュビトを幾らか超えていると表示されているのです。さて、横の寸法は1キュビト半と言及されています。これは、その単一で固有な在り方のゆえにそのように表示されているのです。時として汚れたものを指して用いられる2という数にまでは達しませんでした。実際、私どもの本性である肉体を自分のものとして取り入れられたとはいえ、聖霊の淨い働きによって、汚れない処女から受けたものとして、その [肉体] は形造られたのです。ですから、このためにこそ、仲介者について論述した使徒 [パウロ] は、この明白な相違を強調して、「神と人との間の仲介者、人であるキリスト・イエス」(1テモ2:5)と言っているのです。つまり、それによって [パウロは]、仲介者とはキリストの神性に帰されるのではなく、[キリストの] 人間性、即ち [キリスト] の魂に帰されるべきものであることを教示しているのです。ですから、その縦と横の寸法が表示されているのです。縦の寸法は、[イエスの魂が] 神に向かい、三位と結ばれていることを意味しており、横の寸法は、広々とした道(マタ7:13参照)を進むのが常である人々の間で共に暮らすことを意味しているのです。ですからこそ、まさしく仲介者という名前をもって呼ばれるのです。それは、上述のように、[イエスの] この聖なる魂が、三位の神性と人

間の脆さとの中間にあるものだったからです。ですから、以上で説明したことに即して、一対のケルビムが、一つは一方の端の、もう一つは他の端の上に据えられたと言われる贖いの座を以上のように解釈することができます。この一対のケルビムがだれをかたどっているのか検討する必要がありますでしょうか。実に、ケルビムとは、私たちの言葉では「満ち満ちた知識」の意味に解されます。では、「知恵と知識の宝はすべて、この方の内に隠されています」(コロ2:3)と使徒[パウロ]が言っている方のほかに、どこにいったい「満ち満ちた知識」があると言えましょう。勿論、使徒[パウロ]が言っているのは、神の言理(ロゴス)のことです。しかし、彼は聖霊についても同様のことを書き記しています。こう言うのです、「私たちに、神が御自分の霊によって明らかに示してくださいました。霊は一切のことを、神の深みさえも究めます」(1コリ2:10)。ですから、私の考えでは、この贖いの座の内には、即ち、イエスの魂の内には、神の言理(ロゴス)、即ち、独り子である御子と、[神]の聖霊とが常に住んでおられることが意味されているのです。つまり、贖いの座の上に据えられた一対のケルビムはこのことを示しているのです。……⁽²⁹⁾

キリストが「贖いの蓋」であるということ自体、比喩であるが、贖いの蓋の個々の情報ひとつひとつから意味を「読み取る」オリゲネスの寓喩的な解釈を十分に垣間見ることができた。

オリゲネスのローマ書解釈(1) はじめに

オリゲネスは、246年頃カイザリヤでローマ人への手紙の注解をしたためた⁽³⁰⁾。この年は、ローマ建国千年を記念して帝国全土で一大イベントが繰り広げられた年であるので、帝都ローマにいたキリスト者の小さな群れにパウロが書き送った手紙をオリゲネスは注解したのかもしれない。そして、406/407年にルフィヌスがラテ

(29) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻8章、194-196頁。

(30) 訳者小高毅は、オリゲネス著『ローマの信徒への手紙注解』の解説で234-245年と特定する(9頁)が、正確な執筆年代は不確かである。246年前後が妥当な執筆年代である、と思われる(Thomas P. Scheck, *Origen: Commentary on the Epistle to the Romans, Books 1-5*, pp. 8-9)。

ン語に翻訳した。ルフィヌスはオリゲネスのローマ書注解のギリシア語本文をそのままラテン語に翻訳したのではなく、長さを半分ほどに縮めている⁽³¹⁾。ルフィヌスの翻訳の信頼性について議論があるが、ギリシア語本文の断片はわずかしかが発見されていないので、翻訳のみならず要約の妥当性まで確認することは至難の業である。とはいえ、ルフィヌスの翻訳と要約を疑ってかかる積極的な理由は特に見当たらない。

ヨハネ福音書の注解書⁽³²⁾に見られるように、オリゲネスの初期の聖書注解は、古代アレクサンドリアの文献学者たちが開発した質疑応答形式の注解であるが、ローマ書の注解書は、私たちが注解書と思いつく形式により近い。パウロがローマの教会宛てに書き送った手紙の一部が、各章の冒頭に引用されて⁽³³⁾、その箇所に関する注が付されている。ただルフィヌスのラテン語訳では、各章冒頭に引用されるローマ書本文は古ラテン語訳⁽³⁴⁾で、注解本文ではオリゲネスがギリシア語で引用した本文がラテン語に訳されているので、食い違いが時折見出される。注解書の第一巻1章はローマ書1章1節から始められ、第十巻43章は16章27節で終わり、ローマ書全体が網羅されている⁽³⁵⁾。注解の冒頭には翻訳者ルフィヌスの序文とオリゲネス自身の序章があり、注解書の巻末にはルフィヌスの結語が加えられている。

確かにオリゲネスは寓喩的聖書解釈を主張し、重視してきた聖書解釈者であり、パウロがローマ教会宛てに書き送った手紙に見出される個々の表現に関して寓喩的に解釈することもあるが、概してローマ書本文を堅実に釈義して注解している。オリゲネスはパウロとローマにあった小さなキリスト者の群れの歴史的状況には無知であり、無関心であった、と断定する学者もいる⁽³⁶⁾一方で、パウロが実在する宛

(31) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』ルフィヌスの序文、23頁。

(32) ただしヨハネ福音書の注解書の場合には、執筆期間が長期に渡った。少なくとも執筆し始めたのはオリゲネスの著作活動の一番初めの時期に属したが、カイザリヤでもヨハネ福音書の注解執筆は続けられた。しかもヨハネ福音書を最初から最後まで網羅する意図は、執筆当初からなかったかもしれない。

(33) これをラテン語でレンマ、複数形はレンマタと称する。

(34) ヒエロニムスが訳した有名なウルガタ訳よりも前に(紀元2世紀から3世紀にかけて)訳されたラテン語訳聖書のこと。

(35) ローマ書本文の終わり方については写本間に相違があり、議論があるが、詳細は、Harry Gamble, *The Textual History of the Letter to the Romans: A Study in Textual and Literary Criticism* (Studies and Documents 42; Grand Rapids: Eerdmans, 1977)を参照のこと。

(36) 例えば、Peter Gorday says, "In the first place Origen did not, so far as one can

先の教会に書き送った真の手紙であることを意識してオリゲネスは注解したと理解する学者もある⁽³⁷⁾。パウロがローマ教会宛てに書き送った手紙を、堅実に読み解こうとするオリゲネスの基本的姿勢は、注解書本文から十分に読み取ることができるが、序章で明確に述べている。

確かに、理解を少なからず困難にしているのは、この一つの同じ手紙の中で、モーセの律法、異邦人の召命、肉に即したイスラエル、肉に即するのではないイスラエル、肉体の割礼と心の割礼、霊的な律法と文字による律法、肉の律法と五体の律法、心の律法と罪の律法、内なる人と外なる人といった、多くの[問題]が組み込まれていることです。ここではこれらの諸問題を予め列挙しただけで十分でしょう。ともかく、これらの諸問題によって、この手紙の内容は構成されていると考えられます。では、主が御旨のままに私どもに開いてくださった道に沿って、でき得るかぎり迅速に、この手紙の説明に取り掛かることにしましょう⁽³⁸⁾。

歴史的というよりは神学的であることは、上記の引用からも想像がつくと思うが、オリゲネスが真摯にローマ書の本文と取り組んでいることが率直に表現されている。

オリゲネスのローマ書解釈（２） ユダヤ人と異邦人を仲裁するパウロ

以下に列挙するのは、オリゲネスがローマ書全体の主題を典型的に書き表した箇所である。オリゲネスは、パウロがユダヤ人と異邦人の間を仲裁する姿をローマ書全体に渡って見出している。

tell, show any sign of an historical perspective on the life of the primitive church. Specifically this means that in his exegesis of Paul he did not try to set the Apostle within a context of debate, particularly of inter-churchly debate, arising from the problems of the apostolic age.” (*Principles of Patristic Exegesis: Romans 9-11 in Origen, John Chrysostom, and Augustine*, p. 48) 参照。

(37) C.P. Bammel, Review of *Translatio Religionis. Die Paulusdeutung des Origenes* by Theresia Heither *Journal of Theological Studies* 44 (1993), pp. 348-52; Scheck, *Origen, Books 1-5*, p. 24 など。

(38) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部序章、31頁。

この手紙の中で、パウロは審判者のようにユダヤ人とギリシア人つまり異邦人出身で [キリストを] 信じている者らとを裁き、ユダヤ人の儀式を徹底的に打破してユダヤ人を傷付けることなしに、また律法と文字の遵守を断固主張して異邦人を絶望に追い込むことなしに、双方をキリストへの信仰に招き、呼び掛けているのです。⁽³⁹⁾

毎度のことですが、改めてここでも、パウロの文書に細心の注意を払いたいと欲している人々に、上述の区別をしっかりと心に留めて置くよう、彼らの注意を喚起したいと思います。つまり、時として割礼を受けた者を擁護したかと思えば、次には割礼を受けていない者を擁護するというように、即ちユダヤ人あるいは異邦人を擁護しつつ、双方の側から論述を進めていることです。全くささいな点であっても、読者は注意を怠れば、たちまち、この理解の狭く細々とした道を踏み外してしまうことになるでしょう。⁽⁴⁰⁾

どのようにして、キリストは、先祖たちに対する約束を確証されるために、割礼ある者たちに仕える者となられたかは、二通りに解釈することができます。[一つの解釈はこうです]。その子孫によってすべての異邦人（諸国民）は祝福されると神が約束された（創 22:1 参照）アブラハムの種子（子孫）に由来する者として [この世に] 来られたことを、明白極まりないものとして知らせるために、自らご自分の肉体に割礼を受けられたことで、先祖たちに対する約束をご自身において成就されたのです。そして、傲慢にも、互いに反目し合っている割礼を受けた民出身のキリスト信者と異邦人出身のキリスト信者をそれぞれ諫めている、この手紙全体の文脈の意図するところによると、この言葉によって、[パウロは]、キリストがその肉体に割礼を受けて割礼ある者たちに仕える者でもあられるのですから、律法の遵守に固執している者たちを決して裁いてはならないと教えているのです。別の [解釈によればこうなります]。キリストが割礼ある者たちに仕える者

(39) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第二巻14章、141-142頁（3:1-4に関する注解部分）。

(40) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻9章、201頁（3:27-28に関する注解部分）。

であられたと言われますが、この「割礼ある者」について同じ使徒「パウロ」は次のように言っているのです。「外見上のユダヤ人がユダヤ人ではなく、また、肉に施された外見上の割礼が割礼ではありません。内面がユダヤ人である者こそユダヤ人であり、文字ではなく霊によって心に施された割礼こそ割礼なのです。その誉れは人からではなく、神から来るのです」（ロマ 2:28-29）。これに即して、同じ使徒「パウロ」は他の所でも次のように言っているのです。「あなたがたは、手によらない割礼、つまり肉の体を脱ぎ捨てるキリストの割礼を受け、洗礼によって、キリストと共に葬られたのです」（コロ 2:11-12）。ですから、このような割礼によって先祖たちに対する約束が成就されたことは確かです。⁽⁴¹⁾

この手紙の殆ど全文にわたって、使徒パウロによって取られた論述の展開は大変飛躍していると思われるかもしれません。即ち、彼（パウロ）の話は、ある時には異邦人に反対する立場で語られているかと思えば、次には異邦人を弁護して口調を和らげ、逆にユダヤ人に反対する立場から語られ、更にユダヤ人の立場から、あるいはユダヤ人を弁護して語られているのです。そして、彼らの或る人々を称賛に値すると言い、或る人々を叱責しているのです。⁽⁴²⁾

「新しい視点」以降に顕著なローマ書理解の潮流と合致する観点である。帝都ローマは、執筆当時既に大都市であり、キリスト者たちの群れはローマ市の大きさに比べると矮小であったが、アクラとプリスキラ夫婦の家の教会に留まることなく、市内に家の教会が点在していたと思われる。そして、クラオデオ帝のユダヤ人追放令の影響で、キリスト教会の指導的なユダヤ人キリスト者たちも不在であった一時期に異邦人キリスト者たちが教会で指導的な役割を果たすようになり、追放令が破棄

(41) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第二部第十巻 8章、664頁（15:8-12に関する注解部分）。他にもオリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第二部第八巻 1章、507頁（10:1-3に関する注解部分）、第二部第八巻 10章、550頁（11:13-15に関する注解部分）、第二部第十巻 11章、669頁（15:15-16に関する注解部分）、第一部第三巻 2章、164頁（3:9-18に関する注解部分）。

(42) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻 1章、154-55頁（3:5-8に関する注解部分）など。

されてユダヤ人たちが戻って来たときにキリスト教会内で異邦人キリスト者とユダヤ人キリスト者の関係がギクシャクしたことは想像に難くない。そのような状況を踏まえて、パウロは14章と15章前半で「弱い者たち」と「強い者たち」に融和を呼び掛けた、と想定できる。必ずしもオリゲネスは、現代の新約学者がするような歴史批判を実践した訳ではないが、オリゲネスが読み解くパウロの姿は不思議と「新しい視点」と符合する⁽⁴³⁾。

オリゲネスのローマ書解釈（3） 異端を意識して

オリゲネスのローマ書注解が、昨今の注解書と異なることは言うまでもない。オリゲネスがヨハネ福音書注解書を執筆した主目的が、グノーシス主義を論駁することであったように⁽⁴⁴⁾、ローマ書注解執筆に際しても、マルキオンとグノーシス主義などの異端を意識的に反駁している。また、近代以降の聖書学では、同じパウロ書簡でも個々の手紙の個別性が強調されるが、オリゲネスは往々にして、個々のパウロ書簡どころか、旧新両約聖書を全体として解釈する傾向が強かった⁽⁴⁵⁾。異端を論駁することと関連して、オリゲネスは、マルキオンに対して旧約聖書との連続性を強調し、グノーシス主義に対抗して人間の本性が不変であることに異を唱えた。オリゲネスがローマ書注解で名指しでやり玉に挙げている異端は、マルキオンとウァレンティノス派とバシリデス派である。換言すると、オリゲネスのローマ書注解は、現代的な意味での積義的注解ではなく、神学（論争）的注解書と特徴付けることができる。

オリゲネスは序章で明言する。

このローマの信徒に宛てられた手紙は使徒パウロの他の幾つもの手紙よりも難解であると考えられるのは、二つの理由に起因するものと私には思われます。一つには、時として混迷して、余り明瞭ではない文体が取られていることです。もう一つの原因は、そこで取り扱われる問題は多岐にわた

(43) Reasoner, *Romans in Full Circle*, p. xxv; Hultgren, *Paul's Letter to the Romans*, pp. 5-20 など参照。

(44) 例えば、Ronald E. Heine, *Origen: Scholarship in the Service of the Church*, pp. 89-96 参照。

(45) Thiselton, *Hermeneutics*, pp. 106-107 参照。

っており、かつまた、時に、各人の行為の原因は〔各人の〕意図にはなく本性の相違に帰されるべきであると常々主張する異端者らが自説の拠り所としている諸問題が取り扱われていることです。この手紙の僅かな表現から、神から人間に決断の自由が付与されていることを教える聖書全体の意味を、彼ら（異端者）は覆そうとしているのです。⁽⁴⁶⁾

注解そのものが始まると、オリゲネスが異端を意識して注解していることは、さらに明瞭である。

パウロの場合は、単に一般的な使徒職への召命が表示されるだけでなく、更にそれに続けて「神の福音のために選び出された」と言われるための、神の予知に基づく選出〔が表示されています〕。〔パウロ〕自身が他の所で自らについて次のように述べている通りです。「私を母の胎内にあるときから選び出された神は、御心のままに、御子を私に啓示されたのです」（ガラ 1:15-16）。ところが、異端者たちはこれを曲解して、〔パウロ〕が母の胎内にあるときから選び出されたのは善い本性が彼の内にあったからであり、詩篇の中で悪い本性を持つ者らについて「彼らは母の胎内にあるときから罪人として選び出された」（詩 57 [58] :4）と述べられているのと逆の例であると主張しているのです。⁽⁴⁷⁾

注解の冒頭では異端者を名指ししていないが、その後、マルキオンなど具体的に言及している。

「私たちが敵であったときでさえ、神と和解させていただいた」と〔パウロが言っているの〕は、マルキオンとかウァレンティノスの定義のように本性的に神に敵対する、ある種の実体〔substantia〕が存在するのではないことを、明快に提示しているのです。つまり、意思によってではなく本性的に〔神に〕敵対するものであるとすれば、当然、和解を得ることはできないのです。ところが、敵から友にされるということは、神が愛さない業を

(46) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部序章、27頁。

(47) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第一巻3章、38-39頁（1:1に関する注解）。

なしている限り、その人は神の敵であり、各人が敵対する者らにふさわしい業を数多くなせばなすほど、激しく、かつ憎むべき敵になるのです。ですから、神の敵である者らの内には、罪の大きさと質によって区別された、いわば度合いと段階があるのです。……⁽⁴⁸⁾

ところで、マルキオンと、様々な虚構によって魂には諸種の本性的であると説く説を唱導する人々は、この箇所という言葉で徹底的に論破されるでしょう。神はイエス・キリストを通して、人々の隠れた事柄を裁かれると、パウロによって主張されており、本性の特権によってではなく、各々の思いによって、各人は責められ、あるいは弁護され、自分の良心の証言によって裁かれることが明らかにされているからです。⁽⁴⁹⁾

私にはどうしてか分かりませんが、ウァレンティノス派とバシリデス派に属する人々は、ここでパウロによって語られているこの言葉に耳を貸さず、どんなことがあっても絶対に救われ、決して滅びることのない本性の魂と、どんなことがあっても絶対に滅び、決して救われることのない本性の魂とがあると考えているのです。ところが、その不信仰のゆえに枝は善いオリーブの木の根から折り取られ、神の厳しさから来る罰を避け得なかった、とはっきりとパウロは言っているのです。他方、彼ら（ウァレンティノス派とバシリデス派）のもとでは滅びることになっている本性であると見なされている、野生のオリーブの枝がオリーブの根に接ぎ木され、その養分を「受ける」ようになったとも「パウロは言っているのです」。実に、この「パウロの言葉」によって、容易に彼らに反論することができます。⁽⁵⁰⁾

……実に、悪く目端が利くよりも、目端が利かない方がずっとましです。私は次のように言いたいのです。創造主である神に逆らって冒瀆の書を書

(48) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第四巻12章、280頁(5:10-11に関する注解)。

(49) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第二巻10章、111頁(2:15b-16に関する注解)。

(50) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第二部第八巻11章、555-56頁(11:16-24に関する注解)。

き上げたマルキオンとか、バシリデスとかウァレンティノスとか、他の邪悪な教説の唱導者たちは、悪く目端の利いた心を持っていなかった方が幸せだったとは思われませんか。……⁽⁵¹⁾

……また、使徒〔パウロ〕は、すべての罪は肉の業であると言明しており、それは姦淫、わいせつ、好色、悪い情欲、淫乱、偶像礼拝、悪意、敵意、争い、そねみ、怒り、利己心、不和、異端⁽⁵²⁾、ねたみ、泥酔、酒宴、その他この類いのものであると言っています（ガラ 5:19-21 参照）。では、異端がどうして肉の業の一つに数えられているのか吟味してみれば、それが肉の思い（肉的な理解）から発するものであることが分かるでしょう。……⁽⁵³⁾

……もし、ある人々が考えているように、本性が〔改善を〕不可能にするとか、星の運行が妨害するとすれば、当然〔改善〕は起こり得ないからです。⁽⁵⁴⁾

上記の「星の運行が妨害する」とは、異教に影響された占星術的発想に言及していると思われる。

オリゲネスのローマ書解釈（４） オリゲネスの信仰義認論

オリゲネスは体系的に思考したり、議論したりする組織神学者ではなかった。場合によっては議論の流れに影響されて言い過ぎたり、一見矛盾した発言をしたりすることが多々見受けられる⁽⁵⁵⁾が、ローマ書注解でオリゲネスが「信仰義認論」に関連して展開する議論に典型的に見出される。一見、信仰義認論を真っ向から否定していると思われる箇所もある一方で、信仰義認論を主張していると思われる箇所

(51) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第二部第八巻 8 章、541 頁（11:7-10 に関する注解から）。

(52) 新改訳、口語訳で「分派」、新共同訳で「仲間争い」と訳出されるギリシア語の単語 *αἵρεσις* は、異端の語源となった語で、オリゲネスはその意味に理解したようである。

(53) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第六巻 1 章、361 頁（6:12-14 に関する注解から）。

(54) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第六巻 4 章、373 頁（6:19 に関する注解から）。

(55) 死後 3 世紀も経ってから、異端判決が下った一因である。

もある。まず、信仰義認の教理を否定していると思われる箇所を紹介する。

まず第一に、魂のうちには善い本性と悪い本性とがあると主張している異端者らは「この言葉によって」排斥されます。彼らは、本性に応じてではなく、各人の行為に応じて神は各人に報われることを学ばばよいのです。この箇所によって、「キリストを」信じる者たちは育成されるのです。彼らは、信じることだけで、自分には十分であり得るとは考えません。むしろ、彼らは、自分の行為に応じて、義しい神の裁きが各人に下されることを学ばねばなりません。⁽⁵⁶⁾

……つまり、心に割礼を受けていない者とは信仰を持っていない人のことであり、肉体に割礼を受けていない者とは業を伴わない人のことではないでしょうか。まさしく、一方は他方なしでは非難されます。業の伴わない信仰は死んだものであると言われ（ヤコ 2:17 参照）、信仰の伴わない業によっては誰も義とされない（ガラ 2:16 参照）からです。ですからこのようにして、私の考えますには、全く妥当なものとして、預言の言葉は信ずる者らから成る民に当て嵌められ、彼らに対して言われるのです、「あなたたちイスラエルの家の中にいる、心に割礼を受けておらず、肉体にも割礼を受けていないすべての外国人の子らは、私の聖所に入ってはならない」と。これはまた、福音書の中で主が言っておられることでもあります。主は言われます、「私を信ずる人は、私の掟を守る」（ヨハ 14:23 参照）、「私のこれらの言葉を聞いて、行う人」（マタ 7:24）、更に「私を『主よ、主よ』と呼びながら、なぜ私の言うことを行わないのか」（ルカ 6:46）。ですから、どこでも、信仰は業に結ばれ、業は信仰と結び合わされているのが分かるでしょう。⁽⁵⁷⁾

即ち、真に、偽りなしに、口でイエスは主であると公に言い表し、心で信じる人は、それと同時に、自分は知恵と義と真理の支配、並びにキリスト

(56) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第二巻4章、88頁（2:5-6に関する注解から）。

(57) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第二巻13章、133-134頁（2:26-27に関する注解から）。

がそれであるところのすべて [の相 (エピノイア)] に服していると公に言い表すのです。つまり、もはやマンモンが自分に君臨していない (マタ 6:24 参照)、即ち、もはや貪欲も、不義も、不品行も、虚偽も自分を支配していない [と公に言い表すのです]。実に、一度、イエス・キリストは主であると公に言い表した人は、これらのいずれにも自分は隷属するものではないと宣言するのです。更にまた、心で神は [イエス] を死者の中から復活させられたと信じる人は、言うまでもなく、[イエスが] 復活させられたのは、自分を義としてくださるためであると信じているのです。要するに、私が自分自身の内に復活された [イエス] を有していないなら、神はイエスを死者の中から復活させられたと私が知り、信ずることに何の益があるでしょう。[ありはしません。] ですから、私が新しい生命に歩まず (ロマ 6:4 参照)、古い罪の慣習を退けていないなら、私にとって、まだキリストは死者の中から復活していないのです。⁽⁵⁸⁾

さて、「義しい者はいない。一人もない」、あるいは「生ける者は皆、御前で義とされない」という言葉は、別様にも説明することができます。即ち、人は肉体の内において生きている間は、義とされ得ず、義しい者と宣言され得ず、肉体から抜け出て、この世の生における戦いを後にする時 [はじめて義とされ、義しい者と宣言され得るものなのです]。「どんな人に対しても死を迎えるまでは、その人のことを幸せだと言うな。その人の最期をお前は知らないのだから」(シラ 11:28) と、聖書も言っている通りです。また、伝道者も言っています。「既に死んだ人を、幸いだと言おう。更に生きて行かなければならない人よりは [幸いだ]。いや、両者より幸福なのは、まだ生まれぬ者だ」(コヘ 4:2-3) と。更に、聖書の別の言葉もあります。その言葉は、女から生まれた者のうち、[洗礼者] ヨハネより偉大な者は現れなかったにしても、天の国で最も小さい者でも、肉体の内にある者より偉大である、と述べているのです (マタ 11:11 参照)。⁽⁵⁹⁾

(58) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第二部第八巻2章、516頁(10:4-11に関する注解から)。

(59) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻2章、170頁(3:9-18に関する注解から)。

では、本題に戻りましょう。上記のように、律法と預言者は神の義を立証するものなのです。この義は、イエス・キリストへの信仰によって、信じるすべての者の内に示されます。出自がユダヤ人であれ異邦人であれ、信じる者らの間には何の差別もありません。しかし、次の点に注目しましょう。[パウロは] 神の義が示されるための原因として信仰だけをあげているのではなく、律法と預言者を[信仰に] 結び付けているのです。つまり、律法と預言者に関係なく、ただ信仰が神の義を示すのではなく、逆に、信仰とは関係なく、律法と預言者とが[神の義を示す] のでもないのです。即ち、両者[キリストへの信仰と、律法と預言者] が互いに依存し合っており、双方によってこそ完全なものとなるのです。⁽⁶⁰⁾

以上の箇所を総合すると、オリゲネにとってパウロもヤコブと大差ないように思われ、完全に信仰義認論を否定しているように見えるが、信仰によってのみ義と認められるという表現も実はオリゲネスのローマ書注解に見出される。

こうして、義とされるには信仰のみで十分であり、その結果、義とされる者は、ひとえに信じる者であること、いかなる業もその人によってなされていなくとも、[信じる者が義とされると、パウロは] 言うのです。⁽⁶¹⁾

この文は、「彼らは、信じることだけで、自分には十分であり得るとは考えません。むしろ、彼らは、自分の行為に応じて、義しい神の裁きが各人に下される事を学ばねばなりません⁽⁶²⁾」と相容れないように思われるが、オリゲネスの議論を注意深く辿るとき、支離滅裂ではなく、理路整然としたオリゲネスの考えが見えてくる。信仰のみによって義と認められた例が聖書から挙げられている。

ですから、使徒[パウロ]の文書は完全なものであり、全体が独自の秩序

(60) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻7章、190頁(3:21-24に関する注解から)。

(61) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻9章、202頁(3:27-28に関する注解から)。

(62) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第二巻4章、88頁(2:5-6に関する注解から)。

をもって構成されていると主張するよう努めている私どもにとって、目下の課題は、行いによらず、信仰のみによって義とされるのは誰か、考察することでしょう。さて、例証を上げるとすれば、キリストと共に十字架にかけられた犯罪者を上げれば十分であると思われます。彼は十字架の上から〔キリスト〕に叫んで言っています、「主イエスよ、あなたの御国においてになるときは、私を思い出してください」（ルカ 23:42）。この〔犯罪人〕の善行は他に何一つとして福音書に明記されていません。しかし、この信仰のみに応えてイエスは彼に言われます、「はっきり言うておくが、あなたは今日私と一緒に樂園にいる」（ルカ 23:43）。では、この犯罪者の事例を使徒パウロの言葉に当て嵌めて——それがふさわしいものなら——、ユダヤ人に対して言いましょ、「では、あなたの誇りはどこにあるのか。〔彼らの誇りが〕取り除かれたのは確かです。しかも、それが取り除かれたのは行いの律法によってではなく、信仰の律法によってです。実に、この犯罪者は、律法の行いなしに、信仰によって義とされたのです。それに加えて、以前に何を行ったか主は問いたしませんでしたし、信じた後にいかなる業をなすか様子を見ることもされませんでした。〔ご自分が〕樂園に入られるにあたって、信仰告白のみによって義とされた〔この犯罪者〕をご自分の同伴者の一人として受け入れられたのです。⁽⁶³⁾

オリゲネスは、ルカ福音書7章の「罪深い女」も信仰のみによって神の御前に義とされた聖書の登場人物として挙げている。

……そして、〔イエスは〕律法のいかなる業のゆえでもなく、信仰のみに応えて、彼女に言われます、「あなたの罪は赦された」（ルカ 7:48）と。そして、「あなたの信仰があなたを救った。安心して行きなさい」（ルカ 7:50）とも言われています。ここだけでなく、福音書の多くの箇所でも、救い主がこの言葉を口にしておられるのに、私どもは出会います。それによって、信じる人の信仰が、その人の救いの原因であると〔イエスは〕言っておられるのです。以上のことからすべての人に明らかなことは、まさしく使徒〔パウロ〕が考えているように、人が義とされるのは律法の行いによるのではなく、信

(63) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三卷9章、202-203頁（3:27-28に関する注解から）。

仰によるということです。⁽⁶⁴⁾

実に、ユダヤ人の神と異邦人の神とは別々の神であるとした人、即ち、律法の神と福音書の神とは別々の神であるとした人にとって、この短く簡潔な反駁で十分でしょう。使徒パウロは全く適切に自分の見解を表明し、ユダヤ人と異邦人との唯一の神が存在すると主張しているだけでなく、割礼のある者を信仰から義とするのも、割礼のない者を信仰によって義とするのも、この同じ「唯一の」神であると言い添えているのです。また、割礼を比喩的な意味で取って、聖なる者たち、霊的な者たちを割礼のある者と「パウロ」は呼んでいると「解釈」したい人々がいるとしても、その人々も、たちまち次の箇所ですべてでくわすことになるでしょう。……私どもは、ユダヤ人出身の「キリストを」信じている者たちが割礼のある者と呼ばれ、割礼のない者と呼ばれるのは異邦人出身で「キリストへの」信仰に至った者たちにほかならないと主張しているのですから、この箇所は明解そのものであり、いとも容易に説明されるでしょう。実に、同じ「唯一の」神が、双方の民出身の信じる者たちを、割礼のある者の、あるいは割礼のない者の特権によってではなく、ただ信仰のみを鑑みて、義とされるのです。⁽⁶⁵⁾

以上を総括すると、オリゲネスは信仰によって義とされるという信仰義認を厳密に信仰生活の開始時点に限定して、信仰のみによって義とされると論じる。そして、信じたときに赦される罪は、信じる前に犯した罪に限っている。信じた後に放縱に走ることなく、その信仰にふさわしく行動することが救いに不可欠であると理解して真の信仰には相応しい行いが伴うことを強調する。また、律法の行いによっては義とされることなく、むしろ奢り高ぶりが生まれると言う場合に、専らオリゲネスの念頭にあるのは祭儀律法であって、道徳律法を排除したり、否定したりする意図はなさそうである。

さらに、興味深いことに、一口に信仰と言っても質と量ともに千差万別である、とオリゲネスは考えていた。アブラハムのように信じた信仰によって義とされるに

(64) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三卷9章、203頁(3:27-28)に関する注解から。

(65) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三卷10章、206-207頁(3:29-30)に関する注解から。

は、完璧な信仰が不可欠であって、そのような信仰には必ず義なる行いが伴う、とオリゲネスは理解した。

即ち、不法な働きを行った者の場合には、罪の当然支払うべきものに即して報酬が求められますが、不信心な者を義とされる方を信じる人の場合には、その信仰が義と認められるのです。上述のことをよく記憶していれば、私どもがそこで明らかにしたのは、その信仰が義と認められ得るのは、部分的に信じている人ではなく、全面的に信じている人、完全に信じている人であるということでした。そのような信仰は不信心であった者をも義とするほどの信仰なのです。⁽⁶⁶⁾

それゆえ、不法が赦されることと罪が覆い隠されること、そして主から罪があると見なされないことに関連して、使徒 [パウロ] は、まだ義の行いを欠いてはいるが、不信心な者を義とされる方を信じたことだけで、人は義と認められることを語っているのです。実に、神から義とされる端緒は、義とされる方を信じる信仰なのです。そして、この信仰は、義とされた時に、雨の後の根のように、魂の深みにしっかりと根を下ろします。その結果、神の律法によって耕され（教化され）始めると、行いという成果をもたらす根が [魂] の内に成長するのです。ですから、行いから義の根がはえるのではなく、義の根から行いという成果が生ずるのです。つまり、この義の根のゆえに、神は、行い（働き）のない義を是認されるのです。⁽⁶⁷⁾

既に見た通りに、オリゲネスはイエスと共に十字架につけられ、十字架上で悔い改めた犯罪人を信仰義認の具体例として言及する⁽⁶⁸⁾ が、彼にも信仰に伴った行いがあったとオリゲネスは指摘する。

(66) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第四巻1章、221頁（4:1-8に関する注解から）。

(67) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第四巻1章、222頁（4:1-8に関する注解から）。

(68) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三巻9章、202頁（3:27-28に関する注解から）。

他方、私は喜んで、これはイエスと共に十字架につけられた例の犯罪人について言われたこととも取ることができると思っています。彼は、「主よ、あなたの御国においでになるときは、私を思い出してください」（ルカ 23:42）と言い、[イエスを]ののしたもう一人の[犯罪人]をたしなめた告白によって、彼は共に植えられ[イエス]の死の姿にあやかったと見なされます。更に、「あなたは今日私と一緒に楽園にいる」（ルカ 23:43）と彼に言われることによって、彼は共に植えられて[イエス]の復活[姿にもあやかった]のです。実に、生命の木に結ばれたのは、楽園にふさわしい若枝であったからです。⁽⁶⁹⁾

この犯罪人は信仰のみによって過去に犯した罪は赦された⁽⁷⁰⁾が、十字架上でイエスを信じた後に、十字架につけられたもう一人の犯罪人をたしなめる行為によって、自らの信仰が真実な信仰であることを証明している、とオリゲネスは論じている。同じ犯罪人を信仰義認の例と挙げ、同時に信仰にふさわしい行いが伴った例としても挙げている。このあたりがオリゲネスの神学が複雑で捉えどころがない、と言われる所以であろう。後に、アウグスティヌスは、オリゲネスの信仰義認論がペラギウスのであると断罪したが、アウグスティヌスとオリゲネスの間には義認という神学用語の用い方に相違があったことが認められる。即ち、オリゲネスが聖化の領域も含めて義認という用語を用いていたので、アウグスティヌスは誤解したのかも知れない。

結論：寓喩的解釈の意義

オリゲネスのローマ書解釈をオリゲネスの聖書解釈学に位置づけようとした。寓喩的聖書解釈で有名なオリゲネスでありながら、ローマ書本文と真摯に取り組んでマルキオン、グノーシス主義などの異端と神学論争を繰り広げている様子を垣間見た。

寓喩的解釈の起源がアレクサンドリアのホメロス学者にあり、ユダヤ人のフィロ

(69) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第五卷9章、344頁(6:5-7に関する注解から)。

(70) オリゲネス著、小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』第一部第三卷9章、202頁(3:27-28に関する注解から)。

ンが異邦人読者のために旧約聖書の良さを説き明かす際に多用したことは先に触れた通りである。寓喩的に解釈することで、歴史的な字義通りの意味に関連性を見出すことができない読者が関連性を実感することができることが寓喩的解釈の特徴であり、利点である。ギリシア神話の神々を信じない者にホメロスの叙事詩が寓喩的に説き明かされて理解し易くなったように、旧約聖書、特に律法に直接の意義を見出せない異邦人読者のためにフィロンは旧約聖書を寓喩的に説き明かした。同じように、オリゲネスら異邦人である教会教父たちは旧約聖書を寓喩的に解釈して、自分たちに関連する意味を見出した。

対照的に、パウロがローマのキリスト者の群れに書き送った手紙は大部分神学的な内容であったので、オリゲネスたちが繰り広げていた神学論争に直接関連する内容であった。そういう意味では、*ἱλαστήριον* など個々の表現を寓喩的に解釈することはあっても、敢えてローマ書全体を寓喩的に解釈する必要がなかった。寓喩的聖書解釈の旗手であったオリゲネスであっても、どのような文学類型の文書に寓喩的解釈がふさわしく、どのような文学類型の文書には不適切であったり、不要であったりするかを心得ていたのであろう。オリゲネスは寓喩的聖書解釈者である、とレッテルを貼り付けただけでは、複雑怪奇なオリゲネスを理解したことにはならないことを改めて肝に銘じたい。

[参考文献]

Bammel, Caroline P., Review of *Translatio Religionis. Die Paulusdeutung des Origenes* by Theresia Heither (Bonner Beiträge zur Kirchengeschichte 16; Cologne/Vienna: Böhlau, 1990) *Journal of Theological Studies* 44 (1993), 348-352.

Bammel, Caroline P., "Augustine, Origen and the Exegesis of St. Paul," *Augustinianum* 32 (1992), pp. 341-368.

Butterworth, G.W. (trans. with an introduction and notes), *Origen: On First Principles: Being Koetschau's Text of De Principiis* (Gloucester: Peter Smith, 1973).

Cranfield, C.E.B., *A Critical and Exegetical Commentary on the Epistle to the Romans* 2 vols (Edinburgh: T.& T. Clark, 1975, 1985).

Crouzel, Henri, translated by A.S. Worrall, *Origen: The Life and Thought of the First Great Theologian* (San Francisco: Harper & Row, Publishers, 1989).

Gaca, Kathy L. and L.L. Welborn (eds.), *Early Patristic Readings of Romans* (Romans through History and Cultures Series; New York/ London: T.&T. Clark, 2005).

Gorday, Peter, *Principles of Patristic Exegesis: Romans 9-11 in Origen, John*

Chrysostom, and Augustine (Studies in the Bible and Early Christianity 4; New York and Toronto: The Edwin Mellen Press, 1983).

Hammond Bammel, Caroline P., *Der Römerbrieftext des Rufin und seine Origenes-Übersetzung* (Vetus Latina: Die Reste der altlateinischen Bibel. Aus der Geschichte der Lateinischen Bibel 10; Freiburg im Breisgau: Herder, 1985).

Hammond Bammel, Caroline P. (ed.), *Der Römerbriefkommentar des Origenes: Kritische Ausgabe der Übersetzung Rufins. Buch 1-3* (Vetus Latina: Die Reste der altlateinischen Bibel. Aus der Geschichte der Lateinischen Bibel 16; Freiburg im Breisgau: Herder, 1990).

Hammond Bammel, Caroline P., *Origeniana et Rufiniana* (Vetus Latina: Die Reste der altlateinischen Bibel. Aus der Geschichte der Lateinischen Bibel 29; Freiburg im Breisgau: Herder, 1996).

Hammond Bammel, Caroline P. (ed.), *Der Römerbriefkommentar des Origenes: Kritische Ausgabe der Übersetzung Rufins. Buch 4-6.* zum Druck vorbereitet und gesetzt von H.J. Frede und H. Stanjek (Vetus Latina: Die Reste der altlateinischen Bibel. Aus der Geschichte der Lateinischen Bibel 33; Freiburg im Breisgau: Herder, 1997).

Hammond Bammel, Caroline P. (ed.), *Der Römerbriefkommentar des Origenes: Kritische Ausgabe der Übersetzung Rufins. Buch 7-10.* aus dem Nachlaß herausgegeben von H.J. Frede und H. Stanjek (Vetus Latina: Die Reste der altlateinischen Bibel. Aus der Geschichte der Lateinischen Bibel 34; Freiburg im Breisgau: Herder, 1998).

Hanson, R.P.C., *Allegory and Event: A Study of the Sources and Significance of Origen's Interpretation of Scripture*, with an introduction by Joseph W. Trigg (Louisville and London: Westminster John Knox Press, 2002).

Hanson, R.P.C., *Origen's Doctrine of Tradition* (reprint edition of London: SPCK, 1954; Eugene, Ore.: Wipf and Stock Publishers, 2004).

Heine, Roland E., *Origen: Scholarship in the Service of the Church* (Christian Theology in Context; Oxford: Oxford University Press, 2010).

Heither, Theresia (trans. & ed.), *Origenes: Commentarii in Epistulam ad Romanos: Römerbriefkommentar VI (Fragmente)* (Fontes Christiani; Freiburg – Basel - Wien: Herder, 1999).

Kannengiesser, Charles and William L. Petersen (eds.), *Origen of Alexandria: His World and his Legacy* (Notre Dame: University of Notre Dame Press, 1988).

Kannengiesser, Charles, *Handbook of Patristic Exegesis: The Bible in Ancient Christianity*, with special contributions by various scholars (Leiden and Boston: Brill, 2006).

King, J. Christopher, *Origen on the Song of Songs as the Spirit of Scripture: The Bridegroom's Marriage-Song* (Oxford Theological Monographs; Oxford: Oxford

University Press, 2005).

Lauro, Elizabeth Ann Dively, *The Soul and Spirit of Scripture within Origen's Exegesis* (Bible in Ancient Christianity 3; Leiden: Brill Academy Press, 2005).

Lawson, R.P. (trans. and annotated), *Origen: The Song of Songs: Commentary and Homilies* (Ancient Christian Writers 26; New York, N.Y.: Newman Press, 1956).

Lubac, Henri de, *Medieval Exegesis vol.1: The Four Senses of Scripture* (trans. by M. Sebanc; Grand Rapids: Eerdmans, 1998).

Lubac, Henri de, trans. by Anne Englund Nash, *History and Spirit: The Understanding of Scripture According to Origen* (San Francisco: Ignatius Press, 2007).

McGuckin, John Anthony (ed.), *The Westminster Handbook to Origen* (Louisville and London: Westminster John Knox Press, 2004).

Moser, Maureen Beyer, *Teacher of Holiness: The Holy Spirit in Origen's Commentary on the Epistle to the Romans* (Gorgias Dissertations 17; Early Christian Studies 4; New Jersey: Gorgias Press, 2005).

Origen and Gregory, of Nazianzus, Saint and Basil, Saint, Bishop of Caesarea, ca. 329-379 and Robinson, J. Armitage (Joseph Armitage), 1858-1933, *The Philocalia of Origen* (T. & T. Clark, 1911).

Reasoner, Mark, *Romans in Full Circle: A History of Interpretation* (Louisville: Westminster John Knox Press, 2005).

Scheck, Thomas P. (trans.), *Origen: Commentary on the Epistle to the Romans Books 1-5* (Fathers of the Church 103; Washington, D.C.: Catholic University of America Press, 2001).

Scheck, Thomas P. (trans.), *Origen: Commentary on the Epistle to the Romans Books 6-10* (Fathers of the Church 104; Washington, D.C.: Catholic University of America Press, 2002).

Scheck, Thomas P., *Origen and the History of Justification: The Legacy of Origen's Commentary on Romans* (Notre Dame: University of Notre Dame Press, 2008).

Scheck, Thomas P. (trans.), *St. Pamphilus, Apology for Origen with the Letter of Rufinus, On the Falsification of the Books of Origen* (Fathers of the Church 120; Washington D.C.: Catholic University of America Press, 2010).

Snyder, H. Gregory, *Teachers and Texts in the Ancient World: Philosophers, Jews and Christians* (Religion in the First Christian Centuries; London and New York: Routledge, 2000).

Trigg, Joseph W., *Origen* (The Early Church Fathers; London and New York: Routledge, 1998).

Trigg, Joseph W., *Origen: The Bible and Philosophy in the Third-Century Church*

(Atlanta: John Knox Press, 1983).

オリゲネス著, 小高毅訳『諸原理について』(キリスト教古典叢書9) 創文社, 1978年

オリゲネス著, 小高毅訳『雅歌注解・講話』(キリスト教古典叢書10) 創文社, 1982年

オリゲネス著, 小高毅訳『ローマの信徒への手紙注解』(キリスト教古典叢書14) 創文社, 1990年

小高毅著『オリゲネス』(人と思想113) 清水書院, 1992年

土井健司『愛と意志と生成の神: オリゲネスにおける「生成の論理」と「存在の論理」』教文館, 2005年

エウセビオス著, 秦剛平訳『教会史』第二巻, 山本書店, 1987年

[書評] 五十嵐誠一『民主化と市民社会の新地平 — フィリピン政治のダイナミズム』⁽¹⁾

宮脇聡史

(東京基督教大学准教授)

近年の市民社会論の復興の中で、特に今世紀に入ってアジア諸国における市民社会に関する研究や議論は活発化している。フィリピンは特に NGO や教会など市民社会の活動が活発であるといつてよく、これまでその働きを評価する研究がいくつか出されてきたが、市民社会運動自体の中産階層的な性格を指摘し、その正当性を不問にするような論じ方への疑問を呈する声も聞こえるようになってきている。本稿は上記新刊書の書評を通じて、主にフィリピン政治の現状の課題を論じる。

本書は五十嵐誠一が早稲田大学大学院に提出した博士論文をもとにしている。五十嵐は比較政治学、民主化論の立場から、東南アジア諸国の民主化運動とそれを支える市民社会の特徴についての比較研究を進めつつ、特にフィリピンの NGO の活動についての研究を積み重ねてきたが、本書はその一つの集大成というべきものである。

内容の紹介

本書の構成は以下のとおりである。

- 第1部 理論編
 - 第1章 分析概念の検討
 - 第2章 分析枠組みの検討
- 第2部 事例編 (1) 民主主義体制への移行過程
 - 第3章 フィリピン市民社会の歴史的変遷
 - 第4章 民主化移行局面における市民社会

(1) 五十嵐誠一『民主化と市民社会の新地平—フィリピン政治のダイナミズム』早稲田大学出版部、2011年

第5章	民主化決定局面における市民社会
第3部	事例編 (2) 民主主義体制の定着過程
第6章	アキノ政権以降の民主主義の実態 (1)
第7章	アキノ政権以降の民主主義の実態 (2)
第8章	アキノ政権以降の市民社会のエンパワーメント
第9章	公明選挙と市民社会
第10章	農地改革と市民社会
第11章	都市貧困と市民社会
結論	

本書の理論的な課題は比較的明瞭で、二つに分かれる。一つは市民社会論についてであり、近年の市民社会論において、またフィリピン市民社会についての議論の中でも主流であったトクヴィル流の、中間層を軸として民主化や多元社会をはじめとする社会の共通善が推進されるというリベラルで静的な分析の限界を指摘し、市民社会内部のイデオロギー上の対立をはじめとするヘゲモニー（覇権）闘争の存在とそこから生まれる動態を重視するグラムシ的なラディカル市民社会論の重要性を指摘し、特にフィリピンにおける市民社会運動内部の対立、緊張と、その中から生まれる動態に注目すべきことを確認している。

もう一つは民主化論についてであるが、比較政治学における民主化論がしばしば狭義の民主化、すなわち民選の復活などの手続き的民主主義を対象としてきたことを批判し、開発途上国ではそれと並行して、人々の生活状況が平等性を増すようになる実質的民主主義の重要性を指摘する。また市民社会を単純に一枚岩でとらえる分析法を不十分とし、上記のとおり、市民社会を多様な傾向を持つ諸アクターの競合する場としてとらえることの重要性を指摘している。

第2部、第3部の事例研究はこうした理論的な関心に沿っており、比較政治学の民主化論に合わせて、民主化論、民主化移行論、民主化定着論という構成を受け継ぎながら、しかしその経緯の中にある市民社会の多元性と内部の緊張関係を丁寧かつ多彩に跡付けている。また、実質的民主主義を目指す運動をバランスよく配置するために、1986年の民主化後の市民社会の全般的な展開と合わせて、選挙監視と選挙教育、農地改革要求と支援、都市貧困層支援と幅広い事例を挙げてバランスよく論証しており、著者の並々ならぬ精力的な研究の成果を見ることが出来る。

批評

本書は驚くほど広範な資料を渉猟し、かつ幅広い現地調査を踏まえて、厚みと広がりのある市民社会論を展開している。内容の紹介でも述べたとおり、実質的民主主義を追求する市民運動の展開として、複数のイシューに関する分析を組み合わせた点でも立体感がある。これまで単独の著者によって、都市と農村の両方を市民社会論の中でここまできちんと扱った研究は管見の限り見当たらない。こうした研究が可能なのはもちろんすでにフィリピン市民社会論についての多彩な研究の蓄積があることも確かであるが、それにしても著者の精力的な研究姿勢には頭が下がる。

また、「市民社会内部のヘゲモニーをめぐる競争」という近年取り上げられ始めた視角を積極的に取り入れたことで、市民社会運動の広がり多面性がよくあらわされている。評者も現地滞在中で、またさまざまな見聞の中で市民社会が特に内部で運動している人たちやこの観念を普及させようとしている人たちが語るほど理想的なものでも一枚岩でもないことはよく知っていたし、本書が依拠しているいくつかの先駆的な市民社会研究には触れていたものの、本書ほど多くの団体や運動のさまざまなせめぎあいと政府とのかわりについて総合的にまとめて書かれたものを読むのは初めてで、大変勉強になった。

評者にとって特に説得的であったのは、1986年の「フィリピン二月革命」と呼ばれる民主化の持つ意義についてである。この政変は長年の独裁政権を事実上無血の非暴力的な大衆行動で放逐した稀有なケースとして、リアルタイムで世界中で報道され、大きな反響をもたらしたが、その割に、その後のフィリピン政治は人権侵害の改善や貧困対策、公正な選挙制度などについて失望せざるを得ない状況が続いている、と言われている。しかし、本書においては、民主化の成果を乗っ取ろうとする地主を中心とした富裕層及び名望政治家に対する市民社会運動のさまざまな抵抗、及び法制度改革への粘り強い努力とその成果が跡付けられており、これもまた民主化があったればこそその成果であることが非常によくわかった。近隣諸国に比べるとき政治面でも経済面でも華々しい成果がなかなか現れないフィリピンは、むしろ植民地遺制としての法制度や行政制度の未整備と不適切性という不利な条件の中で、市民社会運動の戦いがあるからこそ、そしてその戦いのアリーナを可能にする民主主義の制度形式あってこそ今がある、という側面を改めて確認することができた。

五十嵐はかつて『フィリピンの民主化と市民社会—移行・定着・発展の政治力

学』(成文堂, 2004年)を世に問うたが、そこではまさにここで批判されているトクヴィル流のアプローチに偏した、市民社会を一枚岩的に捉えた単純化された議論が展開されていた。年月を経て五十嵐は民主化論という点においても理論を練り上げ、またフィリピン地域研究における成果と実情を踏まえて、広がりやダイナミックスのある研究成果を生み出した。特に日本語では類書がなく、おそらく発展途上国の民主化と市民運動に関する研究全般にとっても示唆するところの多いものであると思われる。

但し、残念ながら限界も指摘できる。例えば、名前の誤字や誤訳(とくに宗教関係のもの)がなお目立ち、フィリピン地域研究の立場からみると、問題なしとしない。名称の訳語の問題については、原語も並記されているため大きな傷ではないとはいえず残念である。もちろんフィリピン研究以外から、比較政治的な関心から読む場合は大きな傷ではないといってよい。

市民社会内の対立を重視するアプローチは評価できるが、それをほぼ一義的にイデオロギー対立ととらえているのも、思想よりも人間関係が重視されやすいとされてきたフィリピンの分析としては違和感が残る。また民族民主主義、社会民主主義、自由主義などのイデオロギー及びその名を冠した運動自体の特徴についての説明がほとんどないのも弱いところと思われる。

評者から見て最も重大な課題は、「市民社会」からはみ出した貧しい庶民と市民社会との間の緊張関係や駆け引きが見えず、むしろ市民社会の内的な対立は描かれるが、なお市民社会がそれ自身でひとつの完結したものとして描かれており、それでは市民社会に対する過大評価の恨みが残る点である。これに対し、例えば木場紗綾の博士論文⁽²⁾におけるプリンシパル=エイジェンシー関係の中での住民組織、NGO、政治家、行政の間の是々非々の交渉関係にみられるように、NGOというものの本性上、住民側を十分代表するなどということはほとんどありえないこと、また住民組織側が主体性を発揮して周辺の関連団体と緊張関係のある適宜是々非々の関係を築きながら情報を集め、適切な対応をできることの重要性が指摘される。その中で、公共領域の中でのNGOを中心とした「市民社会」の位置づけそのものもまた、本書で重視されているイデオロギーの相違に基づくものとは異なる、利害の相違を軸としたヘゲモニー闘争を視野に入れたいといけないと思われる。本書は市

(2) 木場紗綾「スラムの住民運動と外部者—フィリピン・マニラ首都圏の事例から」神戸大学、2010年 (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/thesis/d1/D1004820.pdf>)

民社会の中立性という幻想を批判すべく努めているが、なお一層の相対化の中でこそ、初めてフィリピンの市民社会、ひいては開発途上国の市民社会の位置づけや評価がより適切に行われるのではないかと思う。開発途上国においては特に、市民運動を安定的に継続できるのはやはりある程度経済力のある人たちが多いということ、そして特定の社会層の出身者の多い運動が、その出自に基づく利害関係を引きずることは大いにある、ということは頭に入れておくべきことであろう。

また、名称の翻訳に一貫性がなかったり、略称が乱発されていたりと読みづらさがあり、編集者が十分なチェックを行っていないように見えるのは極めて残念である。比較政治学的な視点をふんだんに盛り込み、フィリピン研究以外にこそ有用性が高そうな本だけになおさらである。好著であるだけに、編集担当者の一層の努力を望みたいところである。

おわりに

翻って日本の政治と市民社会を思うと眩暈がする。日本の行政の水準はフィリピンと比べて著しく高いにもかかわらず、国民の間に広範な不満、不安、不信が鬱積している。とはいえ、市民活動の停滞もまた著しい。フィリピンにおける行政水準の低さ、市民活動の活発さ、不満はあれどもまあまあハッピーな人々の姿と対照的である。また日本の場合、「市民社会」や「市民運動」に左翼的なイメージが強く、さらにこうした活動を代弁する人たちがその印象を補強するような発言を繰り返すため、結果として市民運動は左翼に乗っ取られるというか、それ以外の人たちがなかなか寄り付かないというか、そういうことになってしまう。

一方でそれなりに整った日本の行政に感謝すべき面もあるだろうが、他方で、多様な勢力が主導権を競いつつ多彩な議論を展開するような新しい市民社会の在り方を生み出していくことも、今を生きるだけでなく、将来に展望ある日本の政治社会の革新のためには不可欠に思える。左翼も右翼も議論よりも同調圧力を好むような現状の日本の政治の語りの雰囲気の中では、一般に欧米では限界があるといわれつつある多元主義的なあり方こそ、まずは日本の言論界、市民活動、そしてキリスト教界にも必要なのではないかと思われる。

要 約

【日本語要約】

モラル市民社会へのキリスト者の役割 公共福祉学のアプローチ

稲垣久和

人間が生きること、それも「善く生きること」は哲学の出発点にあった。そのために、今日では道徳、倫理だけでなく、政治、経済、教育、福祉が関わる。これら全体が関わるところに現代人の「幸福な生活」が可能になる。21世紀の文明の変転期には、枢軸時代の大思想を再解釈していく必要性が出てきている。キリスト教と同時に、東アジアの伝統と対話しつつ儒教の「天と良心」、仏教の「慈悲と四諦（＝苦集滅道）」の認識を深めて欲望をコントロールしつつ、他者と地球環境を配慮（ケア）するような「ケアの倫理」の確立に向かいたい。倫理を発想するスタイルとしては、「正義の倫理」は孤立した抽象的個人の見地に立ち、普遍的原理を結論する。だが「ケアの倫理」は、具体的状況における対人関係を前提として、奉仕と同情に基づいた判断をする。

学問は内容が学際的であればあるほど哲学的な認識論と存在論が明らかにされなければ、ただの総花式的寄せ集めになってしまう。経済、政治、法律、道徳、倫理、宗教まで扱わねばならない今日の福祉学には、ますますその傾向が強くなっている。では今日の福祉学の背景となる哲学とは何か。われわれは公共哲学に基づいた福祉、すなわち公共福祉を提起したい。

キリスト教の果たすべき社会的責任とは、十字架の贖罪愛を通した common grace から来る。アリストテレス的な「友愛」をさらに上から“引っ張る”アガペーの隣人愛をもって、キリスト者は「よきサマリア人」としてのケアの倫理を社会に実践する主体となるべきだ。これはNPO等の中間集団で発揮され市民社会の原動力となる。賀川豊彦の協同組合運動も現代の市場経済のゆがみを是正しようとした。そして彼の行動はキリストの十字架の贖罪愛から来ているのであり、すべての現代の希望もまたここから出てくるのである。

キーワード：幸福、正義の倫理とケアの倫理、公共福祉学、友愛、贖罪愛

人の経済（エコノミー）と神の経綸（エコノミー）の相克 共同体思想の変遷と今後の展開

石戸 光

EUや東アジア共同体の構想など国際共同体の構築が盛んであるが、これは「国家主権」を上位機構に移転する形でなされる。「主権」は旧約聖書（イザヤ書9章6節）にある通り「主のもの」であったが、近代政治思想家ホブズの著作『リヴァイヤサン』の影響を主要な転換点として、神の主権から国家の主権へと「主権」の意味合いが変遷した。歴史的に、例えば英国では、英国政府という人間の統治機構に（神の代理として、という留保は付くものの）「主権」がいわば「移譲」された。キリスト教の持つ宗教的権威すなわち神の主権が王の世俗的権威すなわち国家主権の枠内に位置するような状況が現出したのである。しかし人のエコノミー（共同体規範）と神のエコノミー（経綸）とは等価ではありえず、現代の国際共同体は人の統治に余る諸問題を抱えている。神の経綸が人の共同体規範において再確認される必要がある。

キーワード：国際共同体，経済，経綸

介護支援専門員に求められる実践能力の研究 I

内容分析による実践能力の概念構造化

井上貴詞

介護支援専門員の実践能力（コンピテンシー）には、どのような構成要素が含まれているかを検証するために、介護支援専門員の代表的な基礎資格である看護やソーシャルワーク等の文献から実践能力を説明している文節を収集した。そして、内容分析の手法を使って、コーディングしたデータをカテゴリー化し、そのカテゴリーをマイクロ、メゾ、マクロに分類し、整理して構成要素を抽出した。最後に、その構成要素を概念図化した。その結果、介護支援専門員に求められる実践能力には、マイクロからマクロまでの広範囲なものがあり、それぞれの構成要素は相互に関連しあい、ライフモデルのダイナミズムを持っていることが示唆された。

キーワード：介護支援専門員， 実践能力， 内容分析

ヒューマンサービス職のバーンアウト軽減に関する教育内容の研究

介護福祉職員の個人要因と環境要因との関連から

中澤秀一

介護労働安定センターによる平成 21 年度の実態調査では、平成 20-21 年の 1 年間における訪問介護員、介護職員の離職者の内、8 割前後は勤務年数が 3 年未満の者となっている。その上位理由は、低賃金を取りざたされているが、それ以上に事業所への不満や人間関係が挙げられている。しかし、このような状況に対する事業所及び介護福祉士養成教育における対応や教育は不十分である。そこで、これらの負担軽減を考える教育の方向性について検討することを目的とし、介護労働安定センターの平成 21 年度介護労働実態調査、厚生労働省平成 21 年度介護従事者処遇状況等調査結果、介護福祉士養成教育新カリキュラムの分析及び、現在介護福祉施設で勤務する A 大学及び B 短期大学の卒業生への質問紙調査を実施した。その結果、バーンアウトの要因及び精神的負担軽減に関する教育の方向性が明らかになった。

キーワード：介護福祉士養成教育，カリキュラム，バーンアウト

クリスチャンユースのラポール形成に関する質的研究

岡村直樹

ラポールとは、日本で主に心理学の分野で用いられている言葉で、多くの場合それはカウンセリングの場面におけるカウンセラーとクライアントの間に存在する人間関係等を指す。本研究は、ラポールの形成という側面から、クリスチャンユースが、どのようなクリスチャンリーダーとの関係性によってサポートされ、ポジティブな変化を遂げるのかを、質的研究の方法を用いて考察したものである。研究の結果、クリスチャンユースとクリスチャンリーダーの間のラポール形成は、年齢差や役職よりも、非言語コミュニケーションのスキルを用いた共感力の有無によって左右されるということが判明した。

キーワード：ラポール形成, グラウンデッドセオリー, 信仰の成長, ユースミニ
ストーリー

大学生のモチベーション、メタ認知、学習スキル

杉谷乃百合

この論稿では、社会的認知理論の立場で、大学生の学習メカニズムの理論的背景にもなっている自己調整学習の3要素である、モチベーション、メタ認知、学習スキルに関する理論と最近の研究及び実践を論じる。

キーワード：アカデミック・セルフレギュレーション、社会認知心理学、大学生の学習、モチベーション、メタ認知、学習スキル

「他者をつなぐとりなし手」を育てる 留学生教育における日本語教育の役割

柳沢美和子

文部科学省が2008年7月に策定した「留学生30万人計画」では、優秀な留学生を獲得するために、英語のみで学位が取得できることが重要だとする一方、「日本語を全く学習しなくても良いことを意味するものではない」としている。つまり留学生に日本語を学んでほしいものの、どこまで日本語が必要なのが明確にされていないのが現状である。しかし留学生教育の目的は、ビジネス（自国の経済）に資する「人材」ではなく、人そのものを育てることである。自身の安寧を追求する「お客さん留学生」を育てるか、日本から学び、仕え、遣わされる「とりなし手」を育てるか、日本語学習がその重要な鍵を握っていると思われる。本稿では、留学生教育における日本語学習の役割について「留学生30万人計画」の提案を考察後、東京基督教大学の「アジア神学コース」を事例に、日本語学習が、留学生教育および日本のキリスト教会にとってどのような意味を持つのかを考える。

キーワード：日本語教育，留学生教育，留学生30万人計画

宗教法人解散後の宗教活動

櫻井圀郎

法人は解散すると清算法人となり、清算終了に至るまで、清算の目的のためには存続するが、本来の法人としての事業活動はできなくなる。その点は、宗教法人であっても異なることはない。

地下鉄サリン事件などを惹起した宗教法人オウム真理教は1995年10月30日の東京地方裁判所の解散命令（1996年1月30日確定）によって解散しているはずであるが、その後の1999年12月27日に施行された無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律によってオウム真理教は規制対象とされており、最近では、2011年8月1日に公安調査庁が全国27カ所のオウム真理教施設に立入検査を行っている。

この、一見、矛盾する、ありえない現象は、宗教法人の特殊性にあるのであるが、本項では、その点について言及し、宗教法人解散後の宗教活動の可能性について論及する。

キーワード：宗教法人、宗教団体、宗教活動、オウム真理教、団体規制法

オリゲネスのローマ書解釈

オリゲネスの寓喩的解釈との関係をめぐって

伊藤明生

人が体と魂と霊で構成されるように、聖書のみことばにも「体」と「魂」と「霊」という三つの意味がある、とオリゲネスは『諸原理について』で論じる。歴史的な意味である「体」よりも、「魂」と「霊」に対応する霊的な意味の方が重要であり、その霊的な意味を読み取るには、聖書を寓喩的に解釈する必要がある。オリゲネスが雅歌全体を寓喩的に解釈したことは余りにも有名である。ローマ書の場合には、個々の単語や句などを寓喩的に解釈することはあっても、書全体を寓喩的に解釈することはない。昨今の新約学の視点のように、パウロがユダヤ人と異邦人を仲介するという視点を強調して、オリゲネスはローマ書を注解しながら、マルキオン、グノーシス主義などの異端を論駁している。オリゲネスは一般的に寓喩的聖書解釈を重要視したが、ローマ書は、神学的な内容の手紙であるので、寓喩的に解釈する必要がなく、より歴史的に本文を釈義することに専念したと思われる。

キーワード：オリゲネス、寓喩的解釈、ローマ書注解書

[Abstract in English]

Christian mission for a moral civil society : Public Welfare approach

Hisakazu Inagaki

To live, and especially to live well was a start of philosophy. In order to attain the purpose, moral, ethics, politics, economics, education and welfare should be holistically considered. It gives happiness for modern lives. In the 21st century, we need to re-interpret the great thoughts of the axial age.

East ern tradition including Confucius and Buddhism, in addition to Christianity, will control the desires of modern people's consumerisms and give ethics of care. Though ethics of justice will give an abstract, universal principle, ethics of care will give a concrete personal relationship with compassion.

Today's studies of welfare needs a certain philosophical epistemology and ontology, otherwise that is merely collections of piecemeal studies. I will take the public philosophy as a basis of the studies of welfare in Japan, because this philosophy could associate the Christian value in the private and public level.

Key Words: Happiness, ethics of care and ethics of justice, public welfare studies, philia, redemptive love.

Conflict of Human Economy and Divine Economy: A Critical Review of International Community Building

Hikari Ishido

International community building is widespread in the current global society, as exemplified by the European Union (EU) and East Asian Community (EAC, though this is not yet in existence officially). Such community building accompanies transfer of national sovereignty to a supra-national level. What should be noted here is that the notion of “sovereignty” used to denote “God’s sovereignty,” as the Old Testament declares eloquently. Helped by the humanistic sentiment in the 17th century Europe, political thinker Thomas Hobbes’ influential book *Leviathan* had somewhat relegated God’s sovereignty and compartmentalized it within the newly emerging idea of “national sovereignty.” Such a change implied “independence” of an autonomous “human economy” without recourse to the “divine economy.” Human economy, being only imperfect, is by no means a substitute for the truly omnipotent divine economy, and international communities are facing various unsolvable issues. The divine economy should always be at the center of the human economy.

Key Words: international community, human economy, divine economy

Competency Needed for Care Managers-Study I: Conceptual scheme of competency structured by content-analysis

Takashi Inoue

To get close insight into the requirements for competency needed for care managers, the phrases describing competency needed for care managers were collected from the literatures of the qualifications, such as nursing and social works, essential to care managers. The collected data was coded using content-analysis, classified into three categories, Micro, Meso, and Macro, and systematically organized to extract the requirements.

Finally, the conceptual scheme of the extracted requirements was drawn. From the scheme, it was suggested that the competency needed for care managers might include a wide variety of requirements ranging from Micro to Macro, which were interconnected with each other, providing dynamism for a life model.

Key Words: care-manager; competency; content-analysis

Studies about the reduction of the burnout
syndrome of employees in human services:
With regard to personal reasons of care
workers and environmental reasons

Hidekazu Nakazawa

An actual condition survey in the fiscal year 2009 which a nursing labor stable center did showed the following fact. About 80% of visiting care workers and nursing staffs left their jobs before they had continued to work more than 3 years. The reasons are in their dissatisfaction to the business offices they belonged, and in insufficiency of the educational system of the nursing care workers. Therefore survey result of a nursing labor stable center and the Ministry of Health, Labor and Welfare and a nursing care workers education curriculum were analyzed.

A survey by questionnaire to the graduates of A university and a B junior college who works at a nursing welfare facility was carried out. As a result, a factor of a burnout and an educational direction about mental burdened reduction became clear.

Key Words: Care worker training education, Curriculum, Burnout

Rapport Formation between Japanese Christian Youth and Christian Leaders

Naoki Okamura

The quality of relationship between Christian youth and Christian leaders often plays a critical role in the development of Christian faith in many youth. This research utilizes the psychological idea of 'rapport-formation,' which is often used to describe a relational development between a psychological counselor and a client, to reveal the relational qualities among 35 Christian Japanese college students and their Christian leaders. The study uncovered that the age differences played no significant part in rapport-formation, whereas the leader's ability to empathize with the youth utilizing his or her non-verbal communication skills was critical.

Key Words: Rapport Formation, Grounded Theory, Faith Development, Youth Ministry

College Students' Motivation, Metacognition, and Study Skills

Noyuri Sugitani

The purpose of this paper is to introduce theories and recent research on motivation, metacognition, and study skills of college students from the perspective of social cognitive theory. These three elements are the base for academic self-regulation which is a theoretical ground for mechanisms of college students.

Key Words: Academic self-regulation, social cognitive psychology, college student learning, motivation, metacognition, study skills

Educating “Intercessors for the World”: Investigating a Role of Japanese Language Education in International Education in Japan

Miwako Yanagisawa

The Japanese Ministry of Education announced “The 300,000 International Students Plan” in July 2008, which aims to increase international students up to 300,000 by 2020. This figure amounts to 10 % of the total college/university enrollment in Japan. The purpose is to increase the nation’s competitiveness in the global market by recruiting capable international students. Therefore, the Ministry of Education will promote undergraduate/graduate programs in which the international students could complete their degree requirements in English, but simultaneously expects most of the students to “use Japanese as their education language.” The reality is that even though the Japanese Ministry of Education would like the international students to learn Japanese, how much Japanese language education could avail them in the future is still unpredictable.

However, the goal of international education is not economics, but people. This paper argues that Japanese language education is a key to educating those who grow in love for Japan and Japanese people—and learn from and serve this country instead of educating “sojourners” who simply pursue their own benefits.

Even though Japan is an island country, it is highly predictable that it will soon become a multi-cultural and multi-language nation where people from different backgrounds live together. This paper will first examine the proposal of “The 300,000 International Students Plan,” and then it will discuss the role of Japanese language education in international education and also its implications for local churches, examining TCU’s Asian Christian Theological Studies for English Speakers (ACTS-ES) program as an example.

Key Words: Japanese Language Education, JSL(Japanese as a Second Language) Education, Education of International Students, Global 30

Religious Activities after the Dissolution of the Religious Corporation

Kunio Sakurai

This article is focused on the religious corporation specifically under the Japanese Religious Corporation Law.

Key Words: Religious Corporation

Origen's Interpretation of Romans in Relation to his Allegorical Interpretation of the Bible

Akio Ito

Origen argues for allegorical interpretation of the Scripture in his *On First Principles*. He considers that the three meanings of the 'body,' the 'soul' and the 'spirit' are found in the Bible just as human beings consist of the body, the spirit and the soul. For the latter two meanings it is indispensable to interpret the Scripture allegorically. He interprets the whole Song of Songs allegorically. However, in the case of Romans, he reads it more historically. While individual expressions are occasionally interpreted allegorically, Romans on the whole is approached historically. He understands Paul as an arbiter of Jews and Gentiles. He argues against Marcion and Gnosticism when he interprets the text of Romans. Since Paul's epistle to the Romans is a theological letter, he considers it appropriate to interpret it historically rather than allegorically.

Key Words: Origen, allegorical interpretation, commentary on Romans

『キリストと世界』第23号 寄稿募集要項

- 発行予定年月 2013年3月
- 募集論文など ①学術論文, ②調査報告, ③研究ノート, ④外国語学術文献の翻訳, ⑤学術書籍の書評, ⑥その他、いずれも未発表のものに限ります。
- 論文等の分量 図表・写真・注・文献を含み、前項①-③は24000字(英文10000 words)以内, ⑤-⑥は4000字(英文800-1600 words)程度。
- 紀要の体裁等 横書き, 脚注とし、日本語を基本としますが、英語の執筆も可能です。
縦書きや逆横書きを必要とする場合には、改行して記述し、図表の形式で記載するなどの工夫をしてください(縦書きに横書きを掲載する場合と同様)。英文原稿の場合は著者の責任においてネイティブチェックを行った原稿を提出ください。執筆の際の要項は、寄稿受諾後にお送りする「キリストと世界執筆要項」をご参照ください。
- 執筆者の範囲 ①本学専任教員
②本学非常勤講師。ただし、本学における講義科目と直接関連する主題に限ります。
③共同研究者が①②に該当する場合には共同研究者による当該研究に基づく執筆ができます。
- 寄稿申込期限 寄稿希望者は2012年5月8日(火)までに寄稿申込書を提出してください(期限厳守)。
①あて先:東京基督教大学紀要編集委員会事務局(担当:高橋)
②記載事項 執筆者の氏名・ふりがな・所属・職名、論文等の種類、題名(仮題)、内容(200字程度で)、字数、使用言語
寄稿申込者には、委員会で審査のうえ、6月末日までに寄稿受否の通知をします。寄稿受け入れの通知は掲載を保障するものではありません。

- 執筆提出期限 執筆者は2012年8月末日までに執筆要項に沿って完全原稿を提出してください(期限厳守)。
- 提出はeメール (ntaka@tci.ac.jp), CD-ROMなどによる電子送稿とします。
- 査読 古代語等、特殊な書体、数式、図表等を使用する場合は、執筆されたコンピュータ等の環境でプリントアウトしたハードコピーを添付してください(PDFは文字化けする場合があります)。
- 査読 提出された論文等はすべて委員会が委嘱した査読者により審査し、その結果に基づいて①掲載、②不掲載、③修正後に掲載のいずれかを委員会で決定します。
- 紀要の編集権 紀要の編集権は委員会にあります。編集著作物の著作権も委員会に属します。
- 著者権と執筆者 個々の論文等の著作権は執筆者に属しますが、紀要の著作権は委員会に属します。本紀要は、刊行後、大学ホームページにて公開いたします。
- 個々の権利 個々の論文の内容に関する責任は執筆者にあります。
- 原稿料・印税等はお支払いできませんが、執筆者には、原則として1件につき紀要5冊、別刷50部、抜刷のPDFデータを贈呈します。左記の部数より多く希望される場合は実費を徴収します。

東京基督教大学紀要編集委員会

Tel 0476-46-1137 / Fax 0476-46-1292 E-mail : ntaka@tci.ac.jp

編集後記

生活を揺さぶるような大きな出来事が起こると、世論全体がそれに影響され、そこで注目されるようになった事柄や視点で考えることこそが不可欠であるように言われ、さまざまの記事の枕に必ずそれらのことに触れないと許されないような気分が生まれてくる。恐らく今年度の場合は、東日本大震災とこれに伴う津波災害、これらによって引き起こされた原子力発電所の事故がそれにあたるであろう。

大学において特定の専門を持ち、紀要を編集するような立場にある者として、私はふたつの方向で考えざるを得ない。一つはごく当たり前のことだが、教育研究が目前の出来事によって、その有効性が試されており、この「未曾有の出来事」に応答できてこそ意義を認めることができる、という方向の考えである。

しかし、私はもう一つのことを考えずにはおれない。学問の専門分野にはそれぞれ固有の対象、方法論、限界というものがあり、周囲の事情や圧力や気分流されずに、それらのものを厳しく追及していく禁欲的な部分の重要さというものもあるのではないかと、いうことである。そうだとすれば、周囲に同調して安易に時勢を大壇上から語るようなことは、厳に慎むべきという面もあるに違いない、と。現に、今回の原子力発電所をめぐる関連業界とつながりのある学会は、社会的な事情や利害関係に配慮した結果、研究対象に付随する問題を厳密かつ公平に見定めることが妨げられてきたのではないかと、という批判の対象ともなったのである。

特に神学大学にあって、「預言的役割」などと称し、あたかも全知全能の神に成り代わったかのごとく語る誘惑は少なしとはすまい。また教会の学としての神学が、社会の諸問題に答える実践の学としての要求にさらされてきたことも確かだろう。しかし、神学、ことに福音派神学というものは、福音の持つ万古不易の救いの力をこそその源泉とし、その有効性と生死を共にするようなものであるはずだろう。時代状況に問われること、触発されること自体はとても大事なことではあるにしても、おのれの根本的な責務に帰ってこそそれも生かされる。もした時代を追いかけるのであれば、変転する時事評論、世間の取り組みの後追いや真似事の域をどれだけ出ることができるだろう。たとえ所詮は時代の子にすぎぬわれらであっても、そこに甘んじていいとは思われない。

大学院の設置に伴い、紀要も新たな歩みを踏み出そうとしている。東京基督教大学も、その研究成果の発表の場である当紀要もその真価が問われる。私はこの大学の働きを離れ、新たな場でおのれの学問・教育上の取り組みに歩み出していこうとしている。その場所から、東京基督教大学の新しい挑戦と飛躍を、祈りをもって見守りたい。

紀要編集委員会 宮脇聡史

執筆者紹介

稲垣久和 (イナガキ・ヒサカズ)

哲学専攻。東京都立大学大学院博士課程修了。アムステルダム自由大学哲学部・神学部研究員、客員教授を歴任。東京基督教大学国際キリスト教福祉学科長。

石戸光 (イシド・ヒカリ)

千葉大学法経学部准教授 (国際経済論)。東京大学工学部・経済学部卒業後、ロンドン大学にて経済学 Ph.D. 取得。

井上貴詞 (イノウエ・タカシ)

日本福祉大学卒業。共立研修センター、ルーテル学院大学大学院博士前期課程修了。社会福祉学修士。日本社会福祉学会、日本ケアマネジメント学会、日本キリスト教社会福祉学会。

中澤秀一 (ナカザワ ヒデアカズ)

佛敎大学社会学部卒業、兵庫教育大学大学院修士課程修了。湊川短期大学准教授を経て現職。日本介護福祉学会、日本介護福祉教育学会。

岡村直樹 (オカムラ・ナオキ)

コロンビア国際大学 (B.A.)、トリニティー神学校 (M.A. 宗教哲学)、クレアモント神学大学院 (Ph.D. 宗教教育)。クレアモント神学大学院客員研究員 (2004 - 2006)。福音主義神学会東部部会理事。

杉谷乃百合 (スギタニ・ノユリ)

ノースウェスト・ナザレン大学 (教会音楽学士)、ナザレン神学大学院 (宗教教育修士)、ミズーリー大学 (教育研究・教育心理学修士)、シアトル・パシフィック大学 (教育博士課程後期)。

柳沢美和子 (ヤナギサワ・ミワコ)

早稲田大学大学院文学研究科 (英語学修士)、米国ジョージタウン大学大学院 (応用言語学修士)、ハワイ大学大学院東アジア言語学科日本語専攻博士課程 (Ph.D.) 修了。社会言語学、日本語教授法専攻。

櫻井園郎 (サクライ・クニオ)

名古屋大学法学部・大学院法学研究科博士課程 (民法専攻)、東京基督神学校、米国フラー神学校神学大学院神学高等研究院 (組織神学専攻) を経て、東京基督教大学助教授、教授。宗敎法学会理事。

伊藤明生 (イトウ・アキオ)

東京大学文学部西洋古典学科、東京基督神学校卒業。マタイの律法理解の博士論文で英国 CNA A 哲学博士号を取得。

宮脇聡史 (ミヤワキ・サトシ)

東京大学教養学部教養学科卒業 (国際関係論)、東京大学大学院総合文化研究科 (国際関係論) 修士・博士課程修了。専攻は東南アジア研究。4 月より大阪大学大学院言語文化研究科講師。

2011年度 紀要編集委員会

編集長 宮脇聡史
編集委員 稲垣久和
ショート ランドル
J・ポーシャック
大和昌平
(五十音順)
編集事務 高橋伸幸

本誌の索引は国立情報学研究所のホームページGiNiiより検索できます。
(http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AN10371265_ja.html)

キリストと世界 東京基督教大学紀要 第22号

2012年3月1日発行

発行 東京基督教大学教授会
東京基督教大学
〒270-1347 千葉県印西市内野3-301-5-1
TEL:0476-46-1137 FAX:0476-46-1292
www.tci.ac.jp E-mail:ntaka@tci.ac.jp

発売所 いのちのことば社 流通センター
〒183-0035 東京都府中市四谷6-8-1
TEL:042-354-1225 FAX:042-354-1223

印刷所 プリントバンク
〒116-0002 東京都荒川区荒川5-1-1-1003
TEL:03-5850-5337 FAX:03-5850-5338

発行部数 500部 定価(本体1,500円+税)

(発行者の許可なくして無断転載を禁ず)

本誌のご注文は最寄りの書店、キリスト教書店にお申し込みください。

Christ and the World is published annually in March. The subscription price is 1,500 yen
Published for the Faculty of Tokyo Christian University
301-5-1 Uchino 3-Chome, Inzai City, Chiba-ken 270-1347 JAPAN



Tokyo Christian University
2012

XXII

March 2012